

建設工事における安全衛生管理について

建設工事における労働災害防止及び一人親方に関する説明会

令和8年1月15日

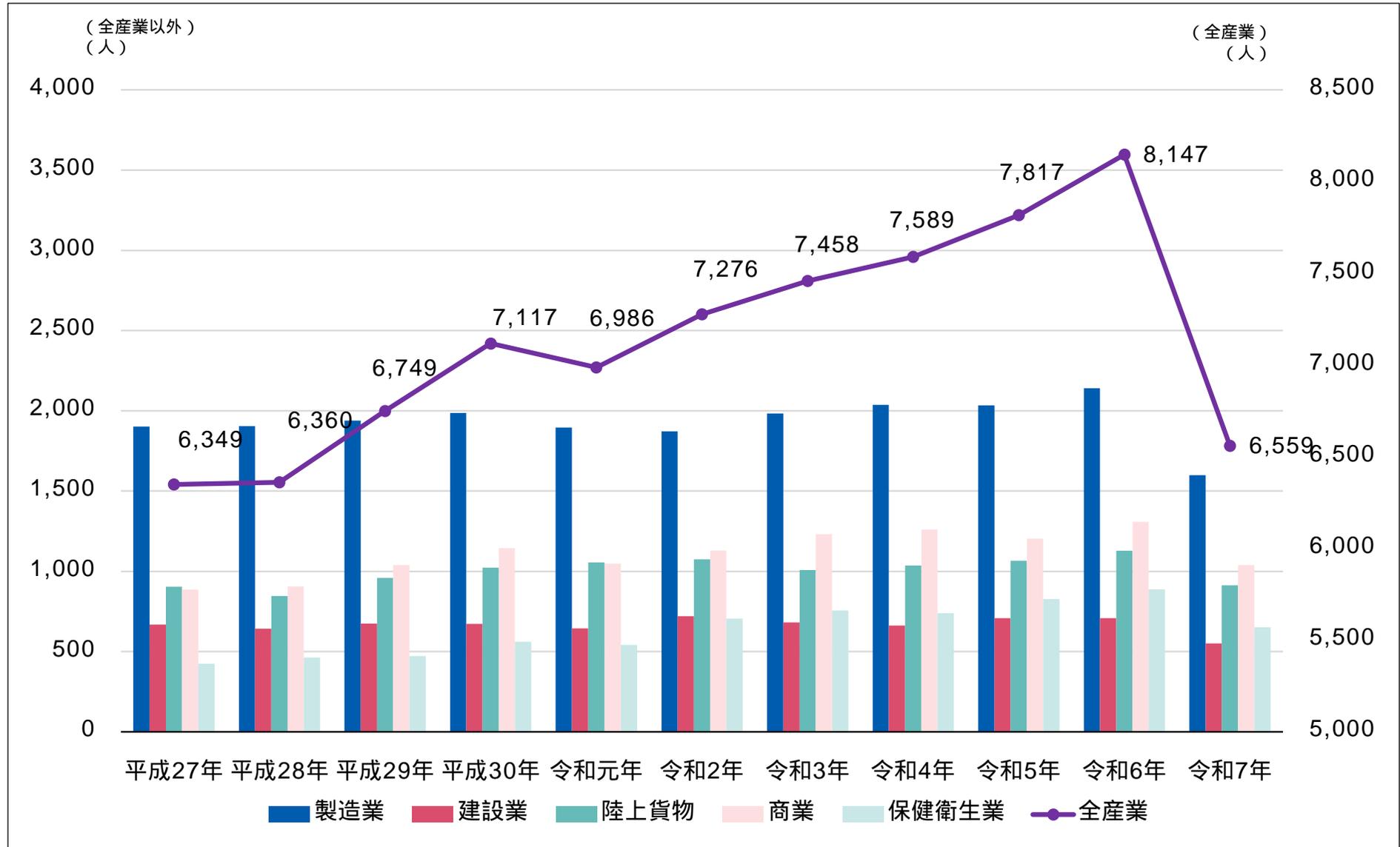
愛知労働局労働基準部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

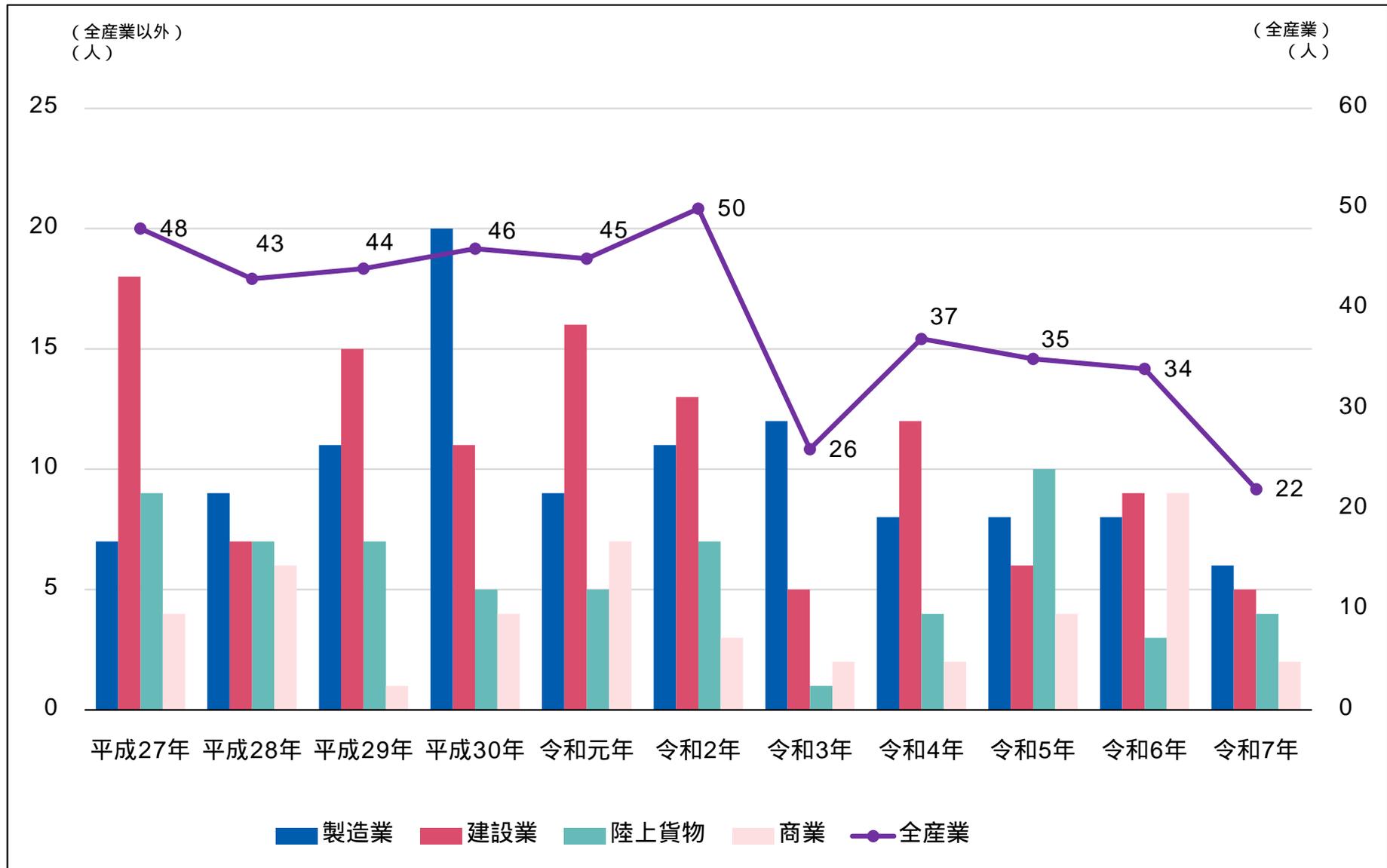
# 愛知労働局の労働災害発生状況

---

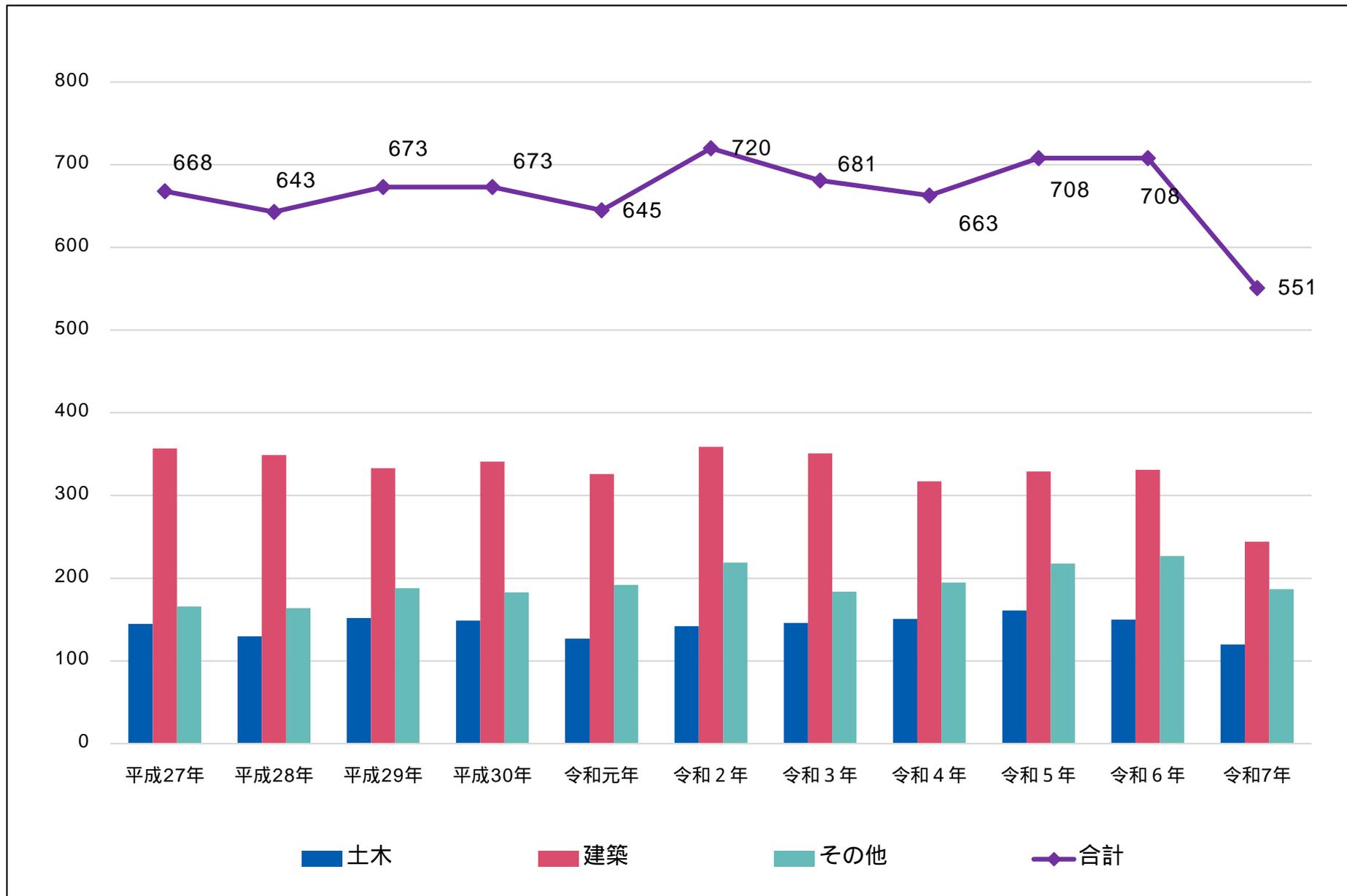
# 死傷災害の推移



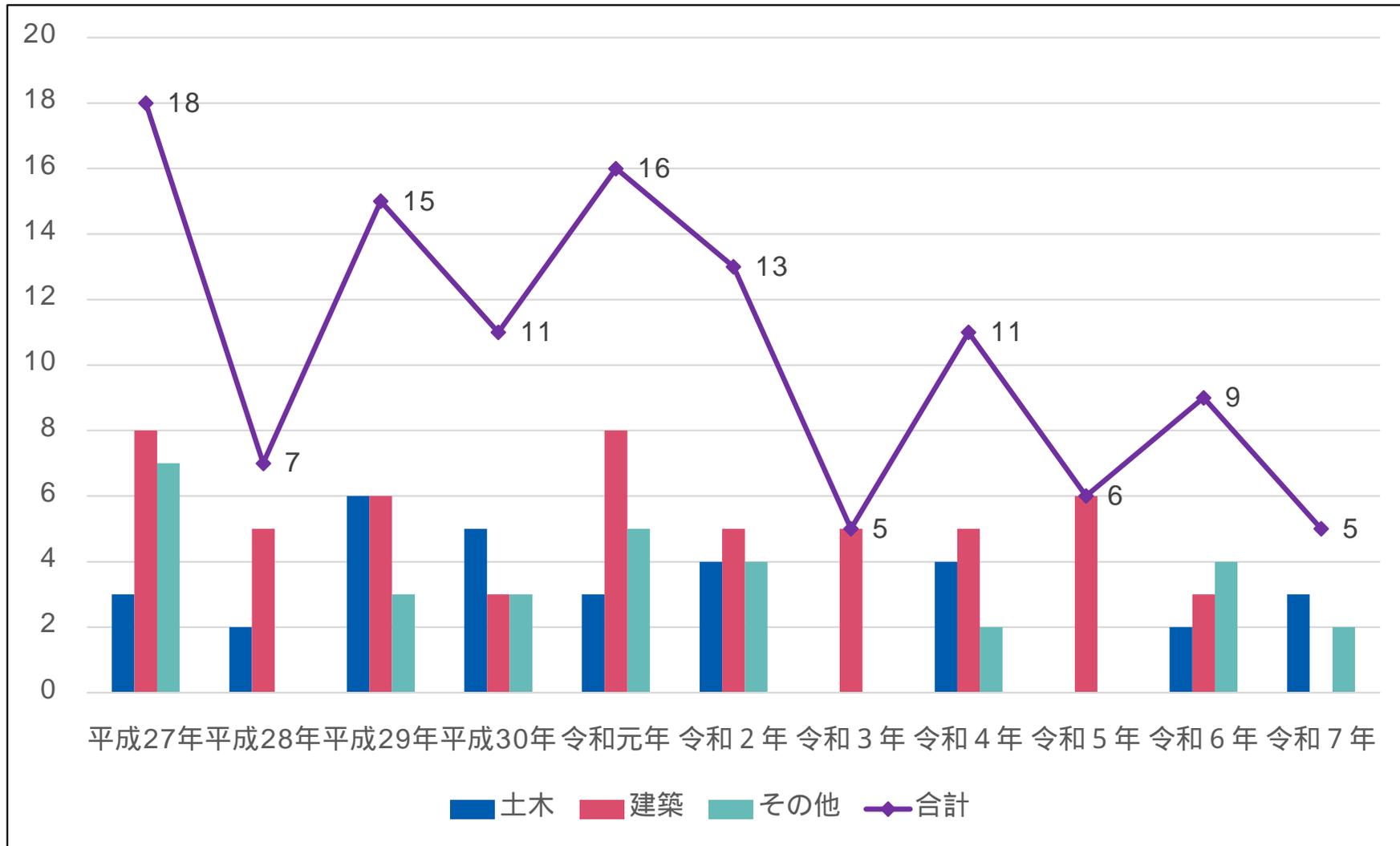
# 死亡災害の推移



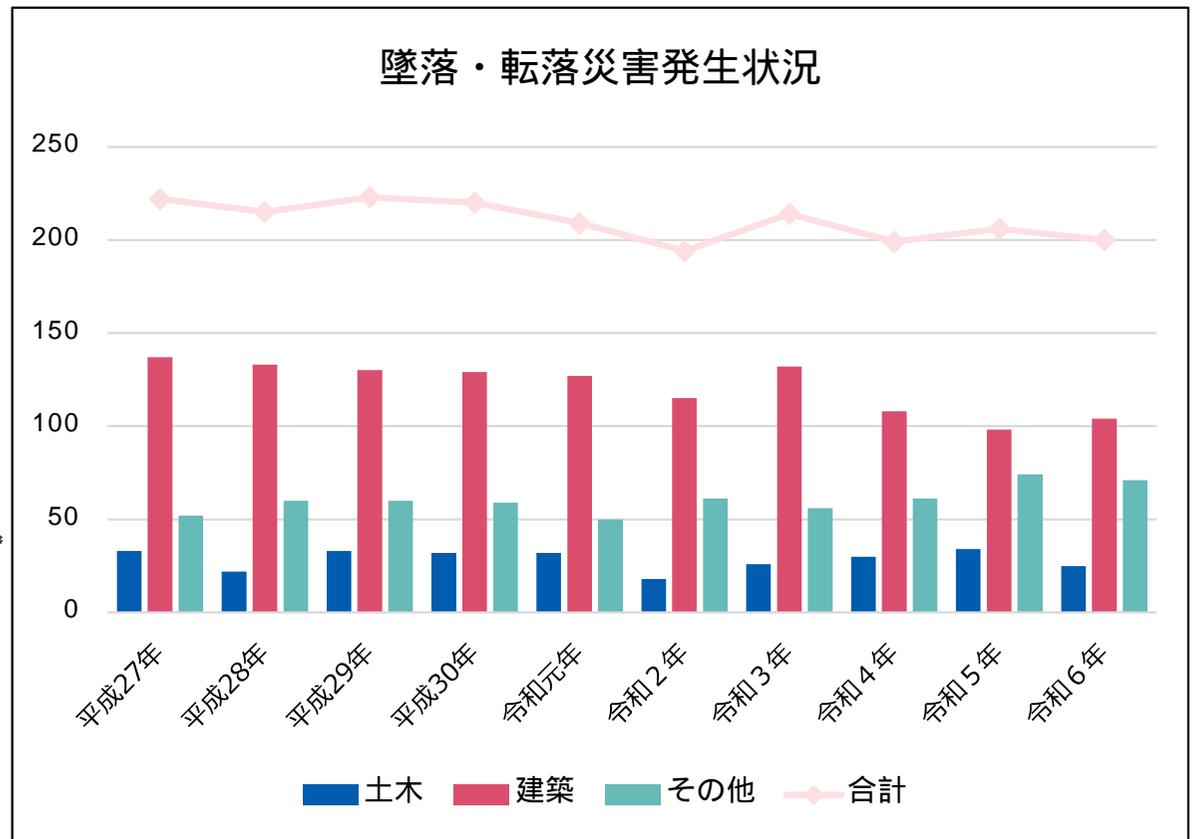
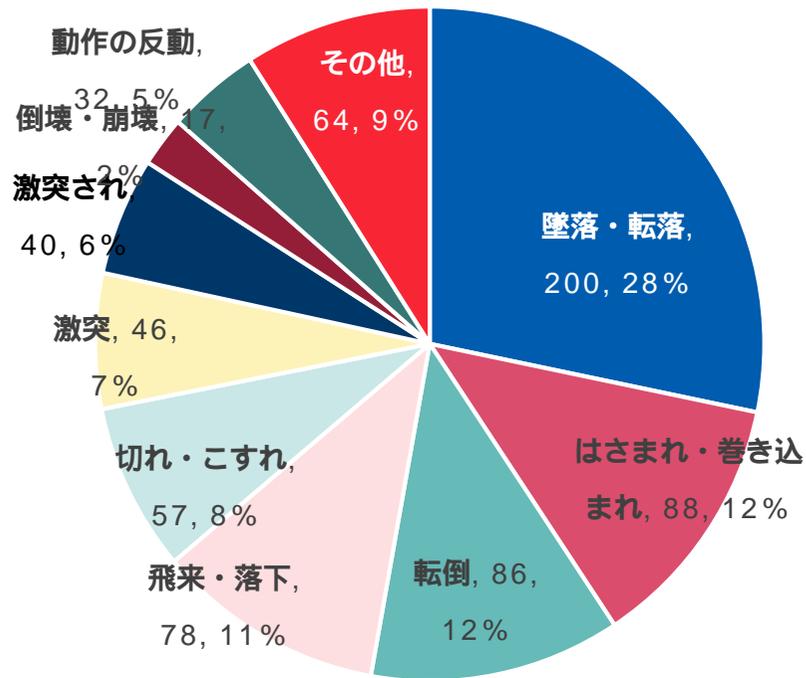
# 建設業における死傷災害の推移



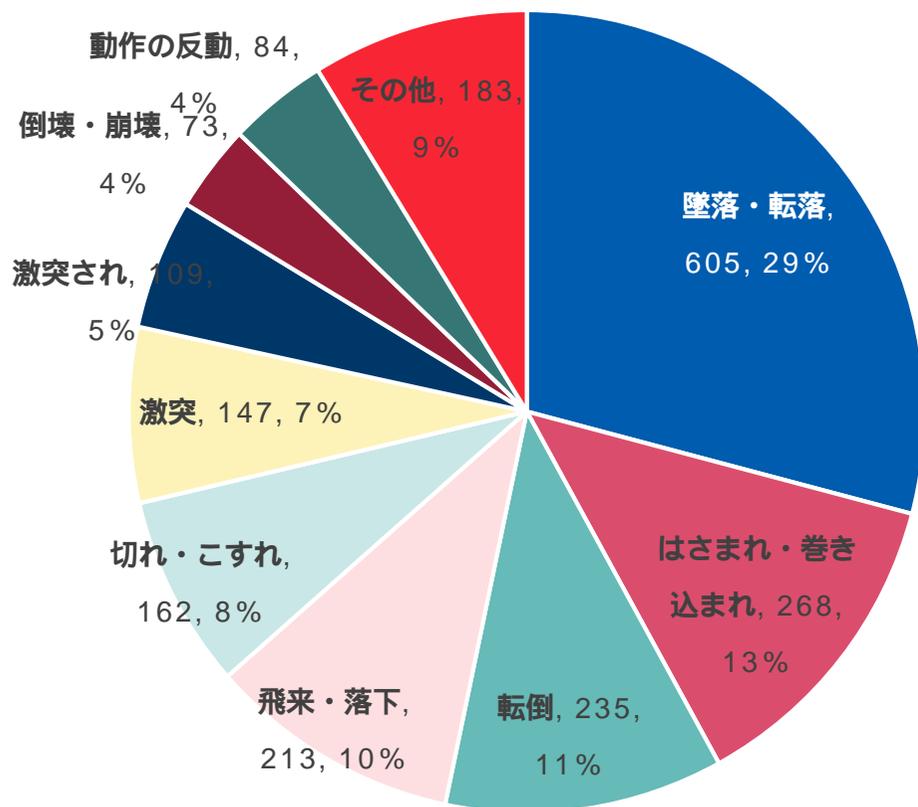
# 建設業における死傷災害の推移



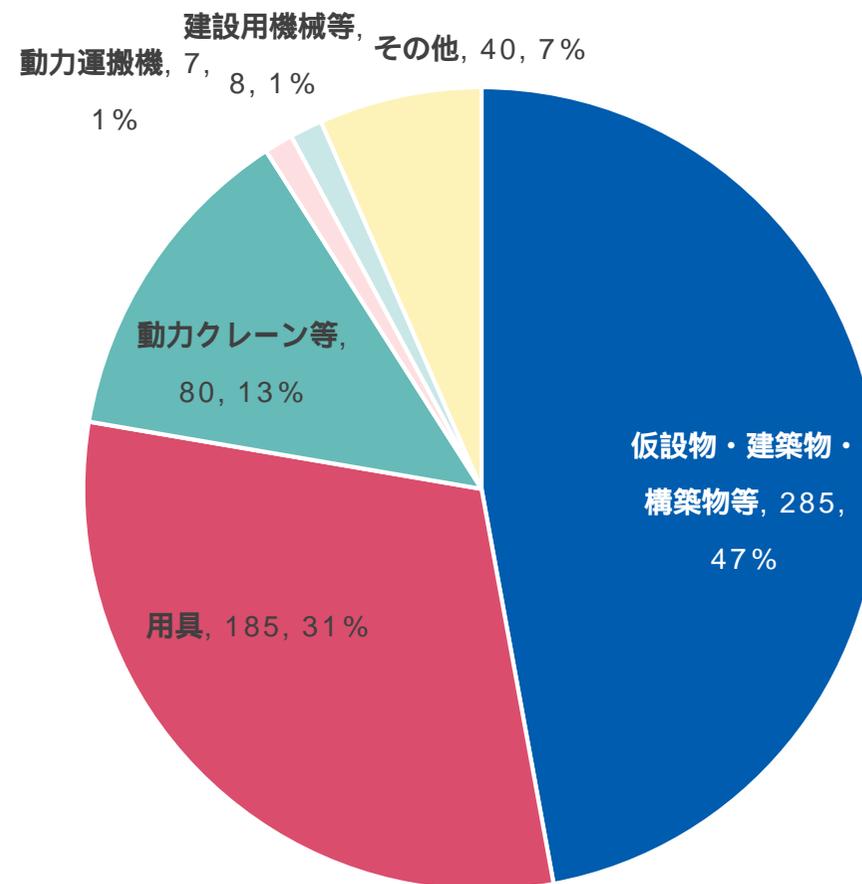
# 建設業の事故型別発生状況（令和6年）



# 建設業の事故の型別発生状況（過去3年間）

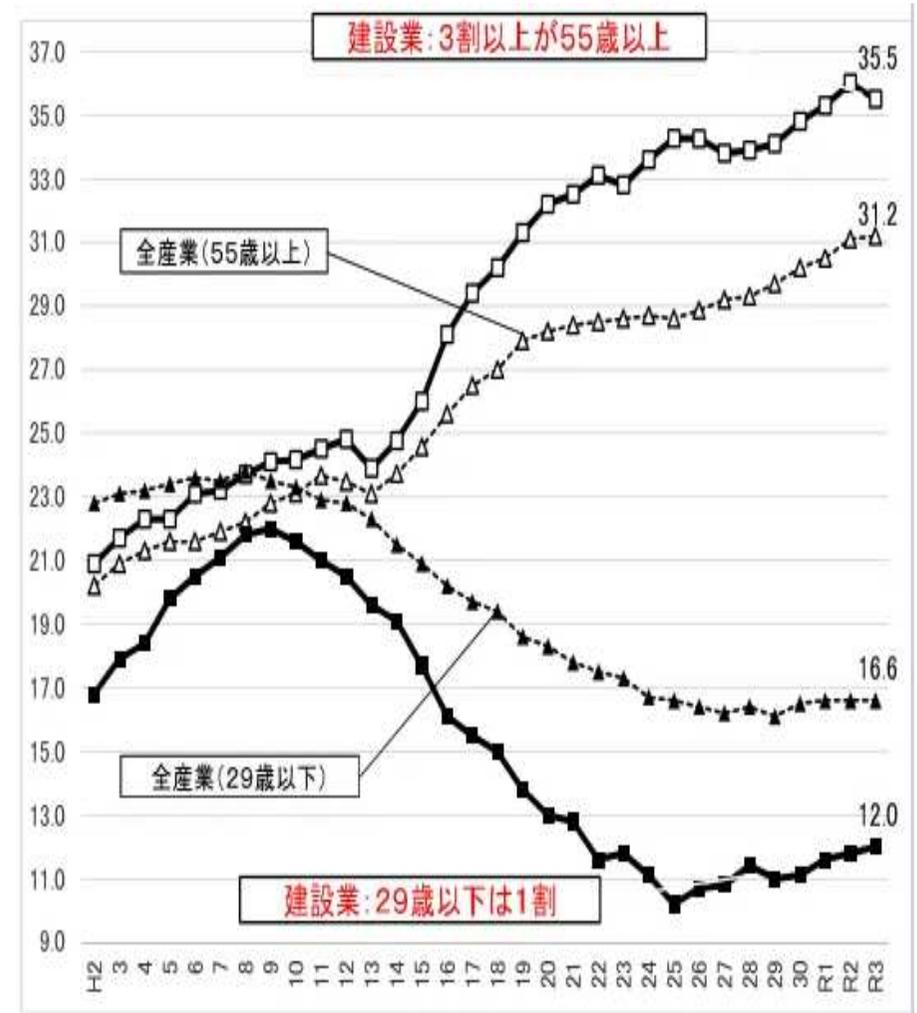
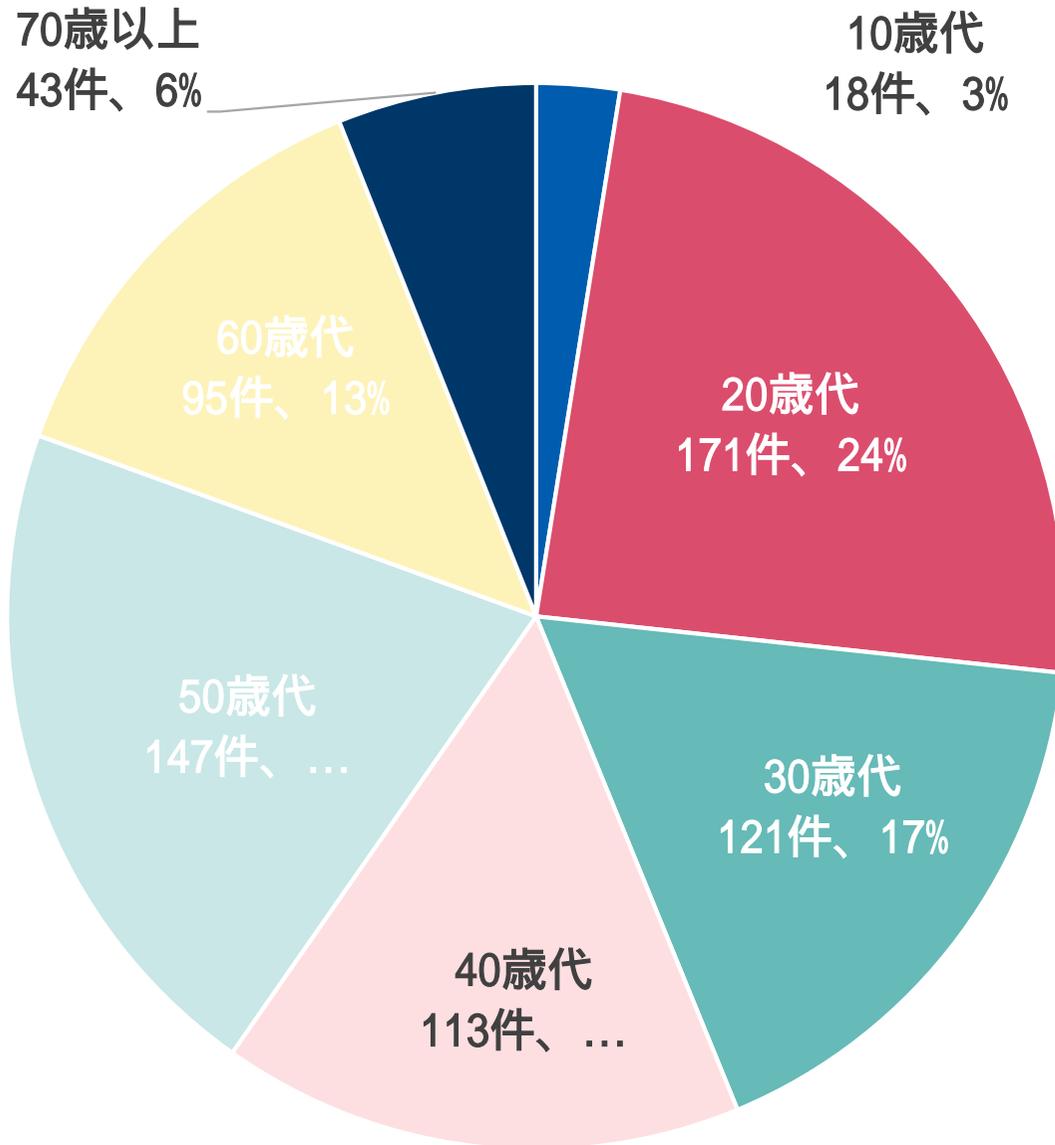


過去3年間の死傷災害（2079件）の事故型別内訳



過去3年間の死傷災害のうち、墜落転落災害（605件）の起因物別内訳

# 年齢別死傷災害の発生状況（令和6年）



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出



リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



## 現場主体の「管理活動」



ボトムアップ型

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

## 事業者による「管理」



トップダウン型

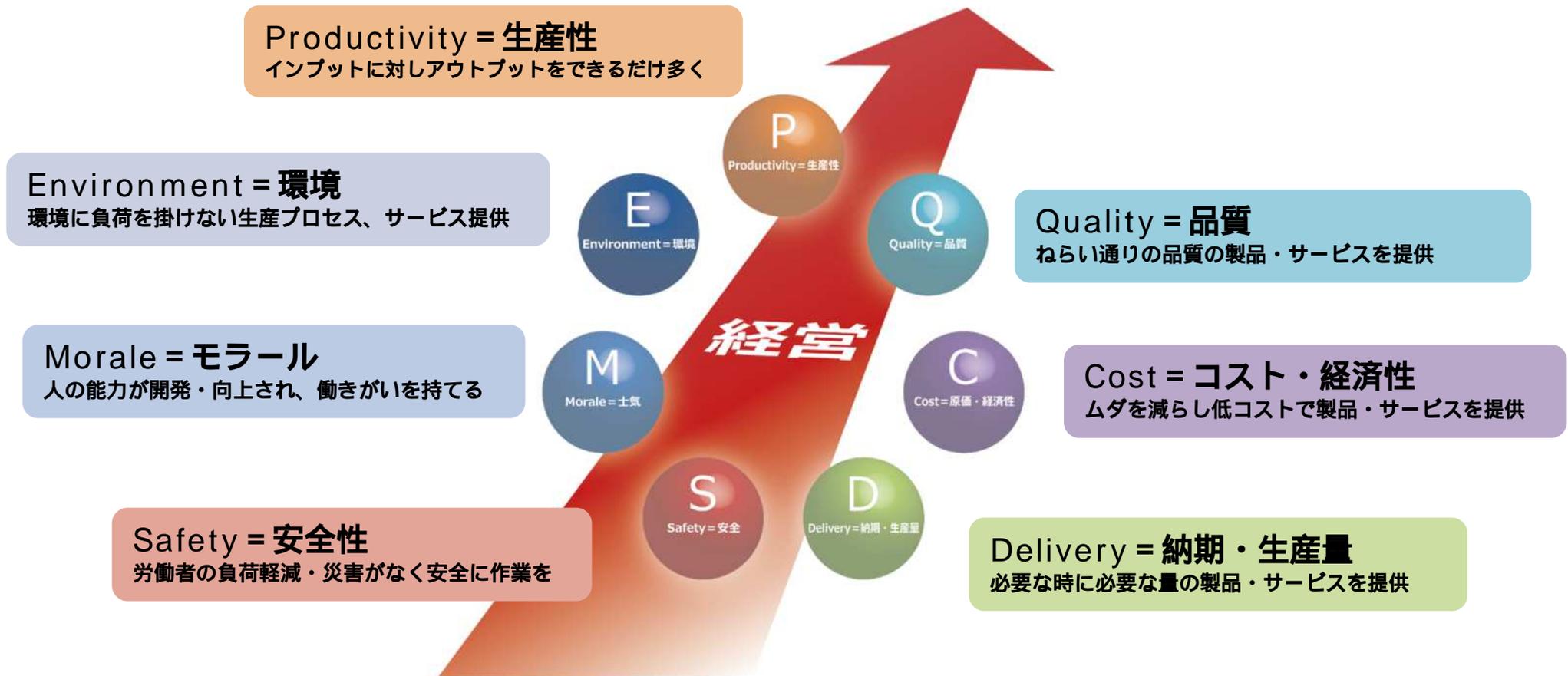
- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。



- 不具合の数だけ作業がある
- 管理すべき事項
  - 労働災害発生のリスク
  - 生産性低下のリスク
  - 不良発生のリスク
  - 環境負荷が高まるリスク



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [ 安全を欠かすことはできない。  
安全だけを別に取り扱えない。

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、企業価値向上を図るための戦略的手法とすることができる。





# 安全経営あいち 賛同事業場制度

## 目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

## 賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。



# 安全経営あいち 賛同事業場制度

## 賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

## 受付期間

- 令和9年度までを予定しています。

詳細はこちら。



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



# 安全経営あいち推進大会

## Season2

### Episode1 2025

リスクアセスメントによる「現場の実態を把握することや各部門が連携する仕組み」は、企業に求められる「リスクマネジメント」の一端を担うだけでなく、企業価値向上のための「成長」と「稼ぐ力」を支える。

日	時	2026年2月4日（水）13：30～16：00	
会	場	日本特殊陶業市民会館ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号	
参	加	費	無料
内	容	（ 予 定 ）	経営者が考える「安全」と「経営」。企業価値向上の礎である現場の実態把握に迫る。 ・事例研究、経営者による異業種対談
主	催		愛知労働局



- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

# 労働安全衛生法制定の背景

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、雇用者、産業界、ひいては国にとっても最大限尊重すべきもの。

**労働安全衛生法は、労働基準法から独立する形で、昭和47年に制定された。**

- 労働安全衛生関係法令の再整理を通じた**明瞭さ**の改善
- 労働安全衛生事項に係る**社会的関心**の喚起
- 責任の主体の変更

使用者      **事業者**

- 経営首脳の責任の強化と建設業における**元請事業者**の責任の強化

- 労働環境の変化への対応  
(技術革新、先進機器...)

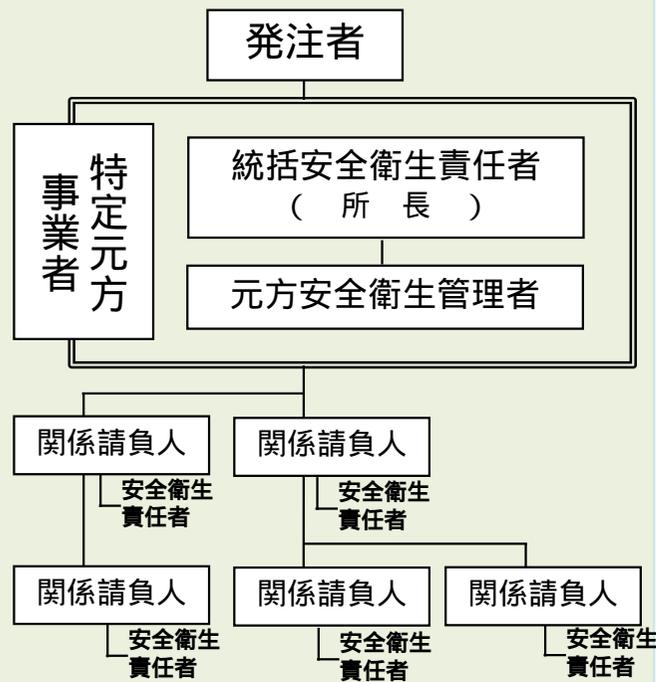
# 労働安全衛生法令の概要（その1）

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

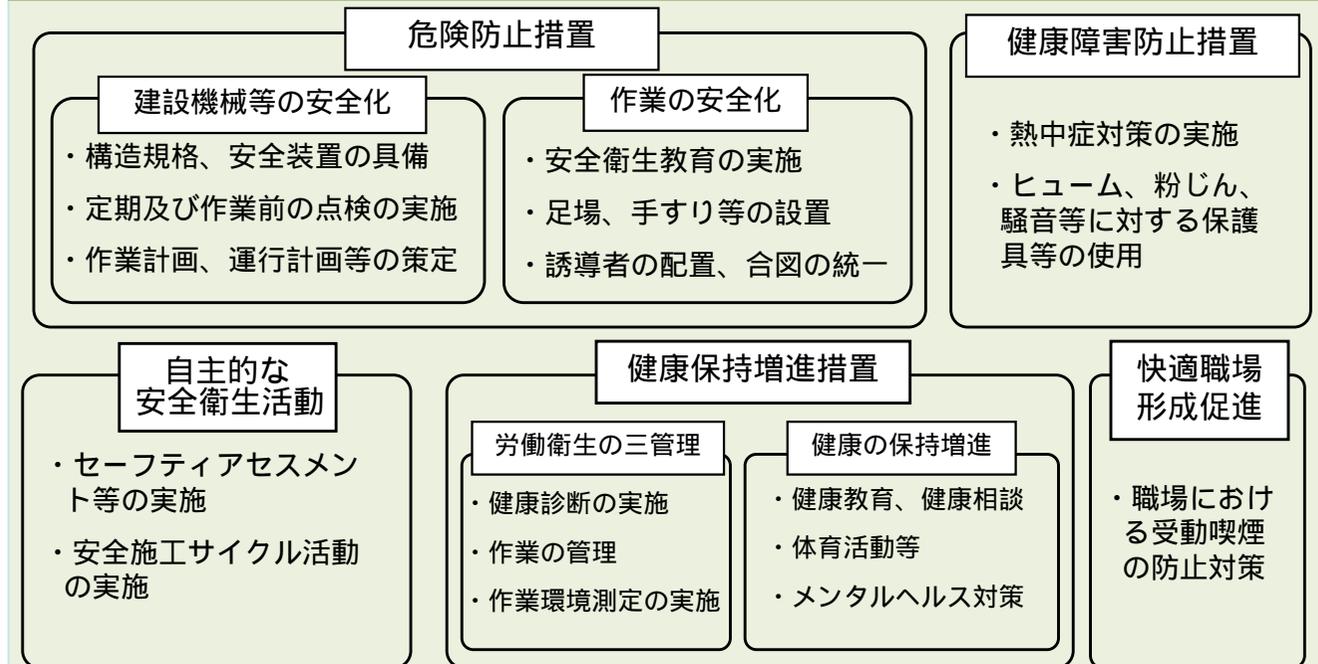
安全衛生管理体制を確立し、労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

## 安全衛生管理体制の確立



安全衛生管理体制の例  
(一般的な工事現場の場合)

## 具体的措置



労働基準監督官等による監督・指導  
(都道府県労働局、労働基準監督署)

# 労働安全衛生法の概要（その2）

## ○労働災害とは

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること（第2条）。

## ○事業者とは

事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条）。

## ○事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない（第3条）。

### 省令等で規定されるのは主に事業者への規制

## ○労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない（第4条）。

【労働者に責務が課されているケース】

（健康診断）労働安全衛生法第66条

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

（略）

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。（以下略）

# 建設業に係る安衛法令の体系(参考)

建設現場では、関係請負人が輻輳して作業を行うという特殊性から、発注・請負関係に基づき、発注者や元方事業者にも危険を防止するための措置として、受注者に対する配慮、関係請負人に対する指導、協議組織の設置などを義務付けている。

## 発注者の義務

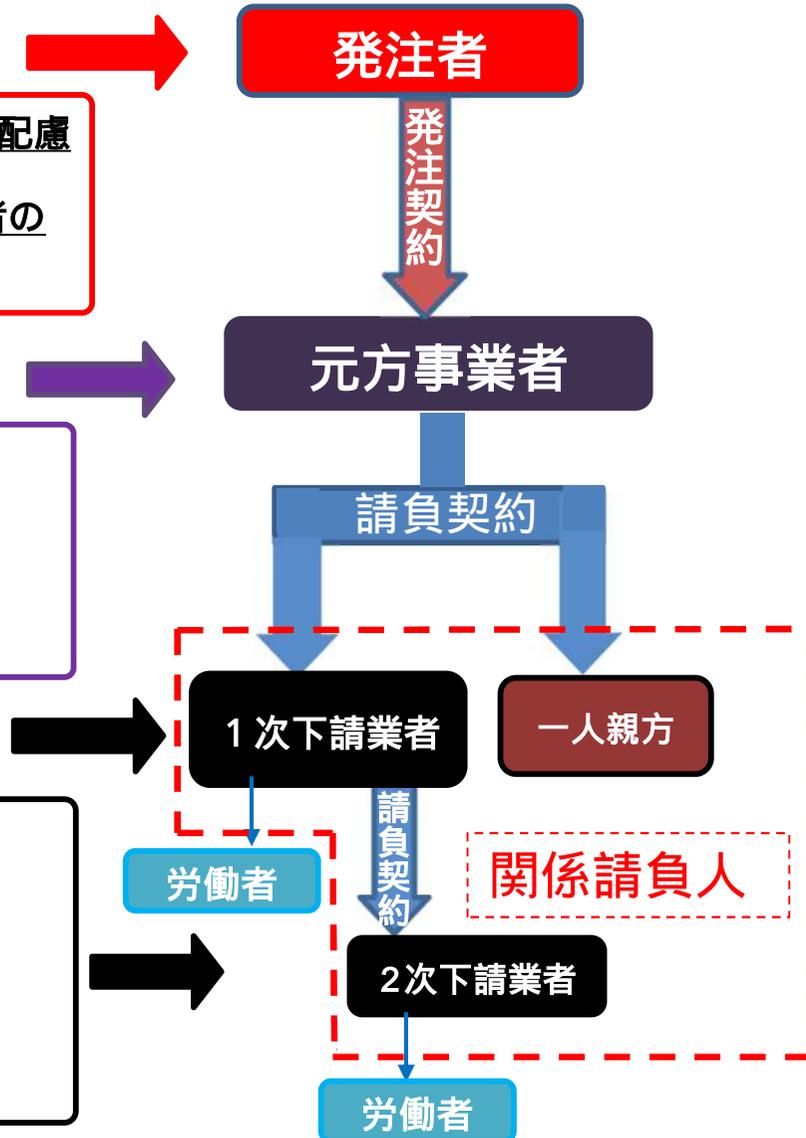
施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮(法第3条第3項)  
一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている(分割発注)場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名(法第30条第2項)

## 元方事業者等の義務

関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導(法第29条)  
重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、  
・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視  
・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施(法第30条)  
(請負人の労働者に使用させる場合の) 足場、クレーン等の安全確保(法第31条)

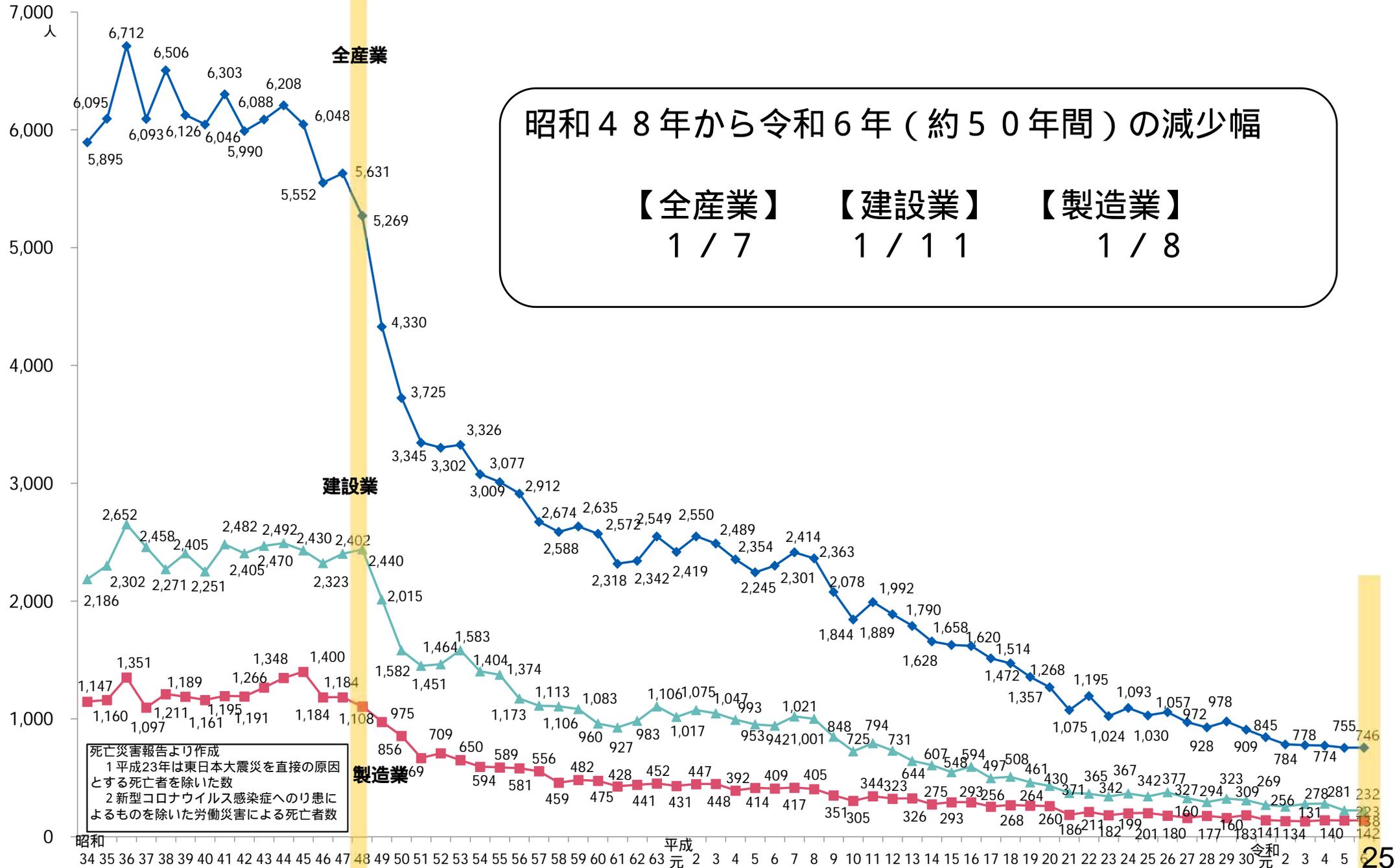
## 労働者を雇う事業者の義務

機械等の安全対策(クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械 など)  
足場、通路、作業構台などの安全対策(墜落・転落防止対策など)  
危険物・有害物による危険・健康障害防止対策(化学物質の管理、ばく露防止など)  
リスクアセスメントの実施  
労働者への安全衛生教育(雇入れ時教育、特別教育など)  
健康診断の実施(一般健康診断、特殊健康診断)など

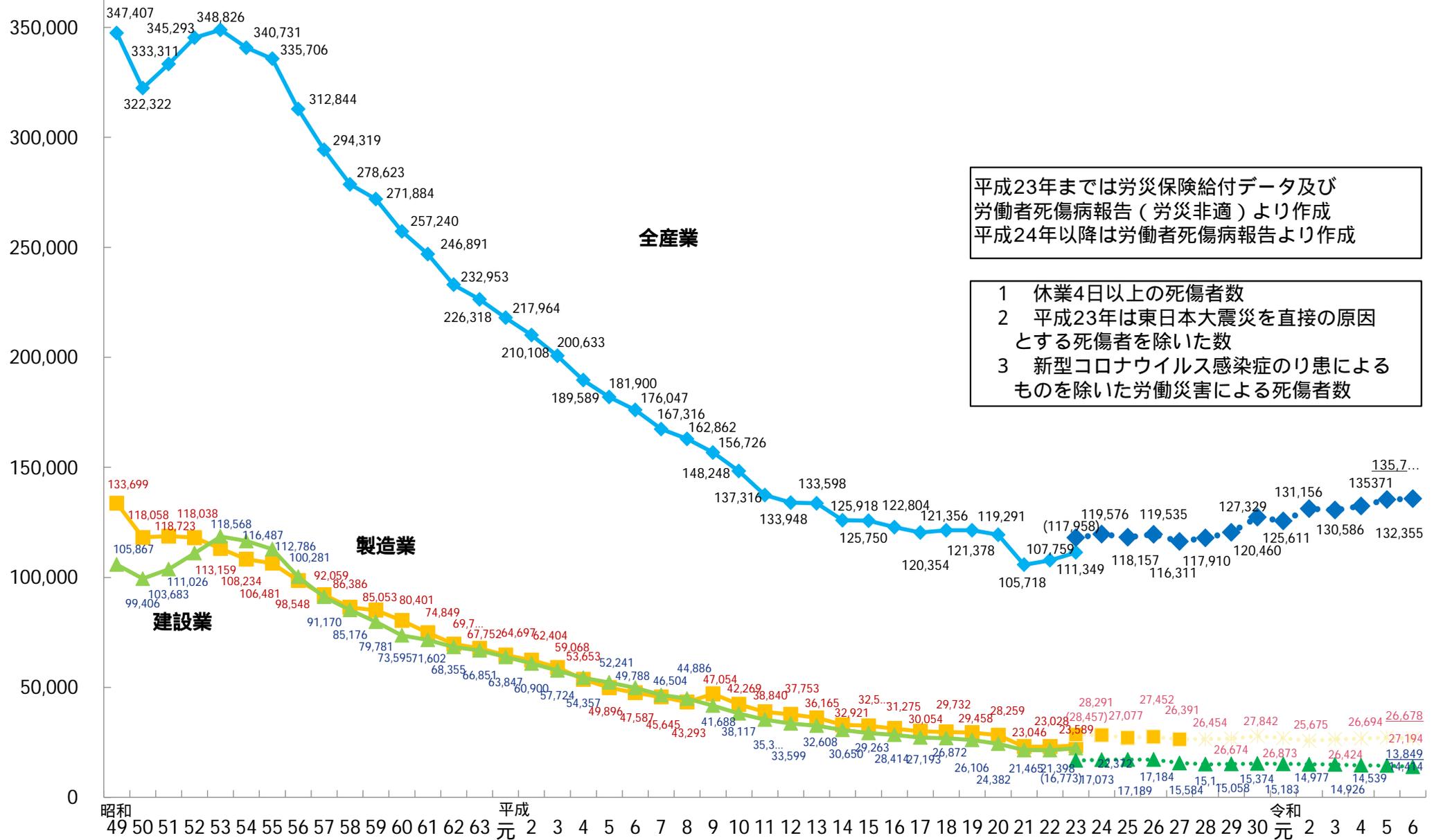


- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 **最近の労働災害発生状況**
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

# 死亡災害発生状況の推移

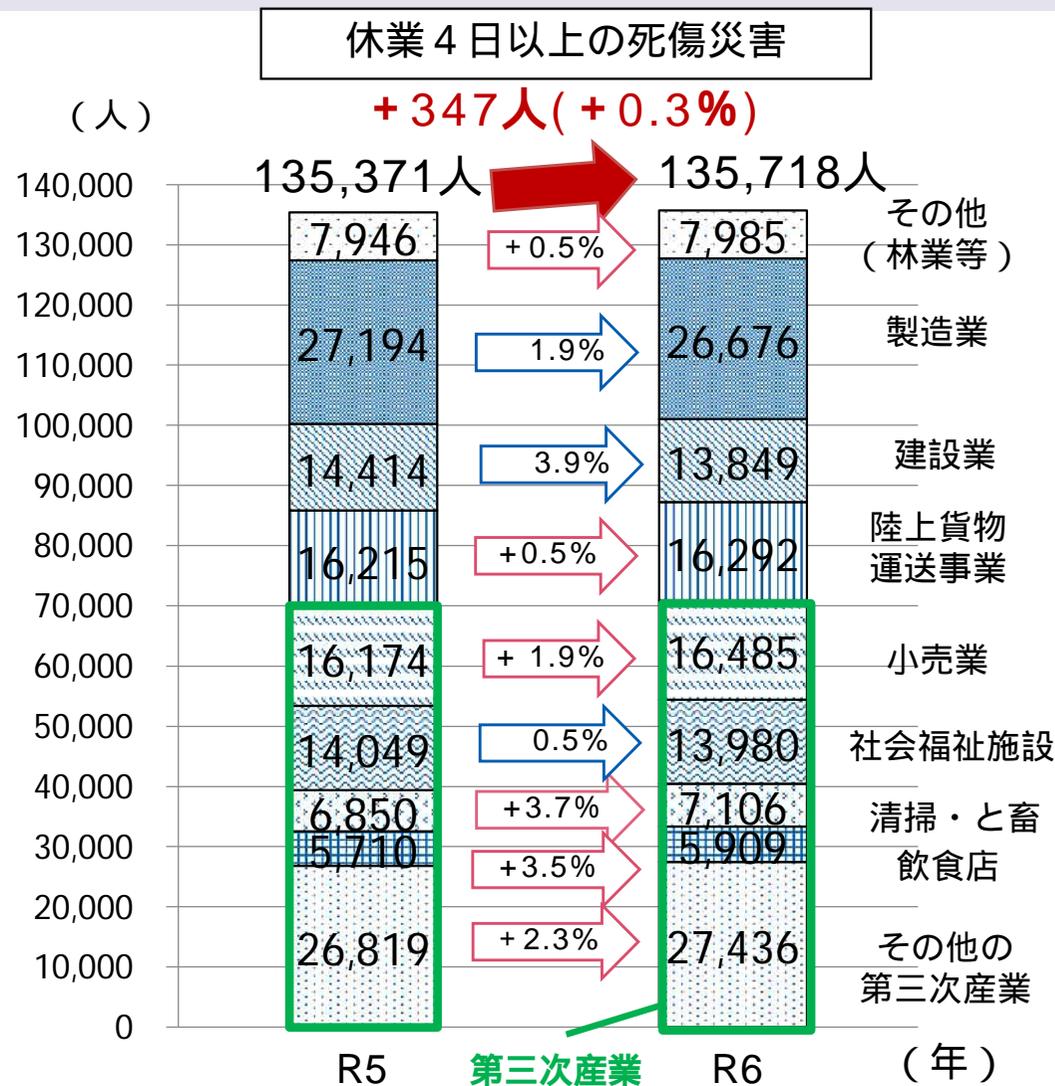
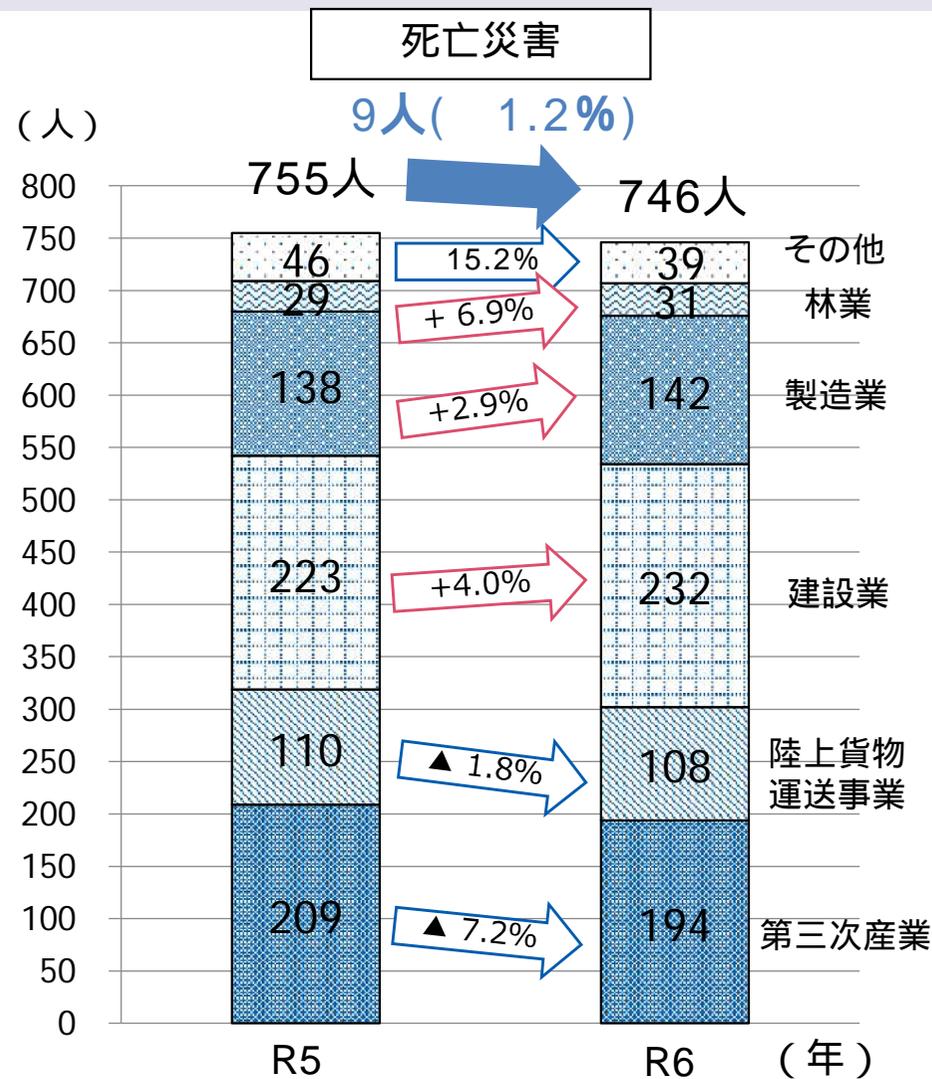


# 死傷災害発生状況の推移



# 業種別労働災害発生状況（死亡者数、休業4日以上之死傷者数）R5/R6比較

- 業種別の死亡者数は、製造業、建設業、林業で増加し、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他で減少した。
- 業種別の休業4日以上之死傷者数は、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他（林業等）で増加し、製造業、建設業で減少した。



令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

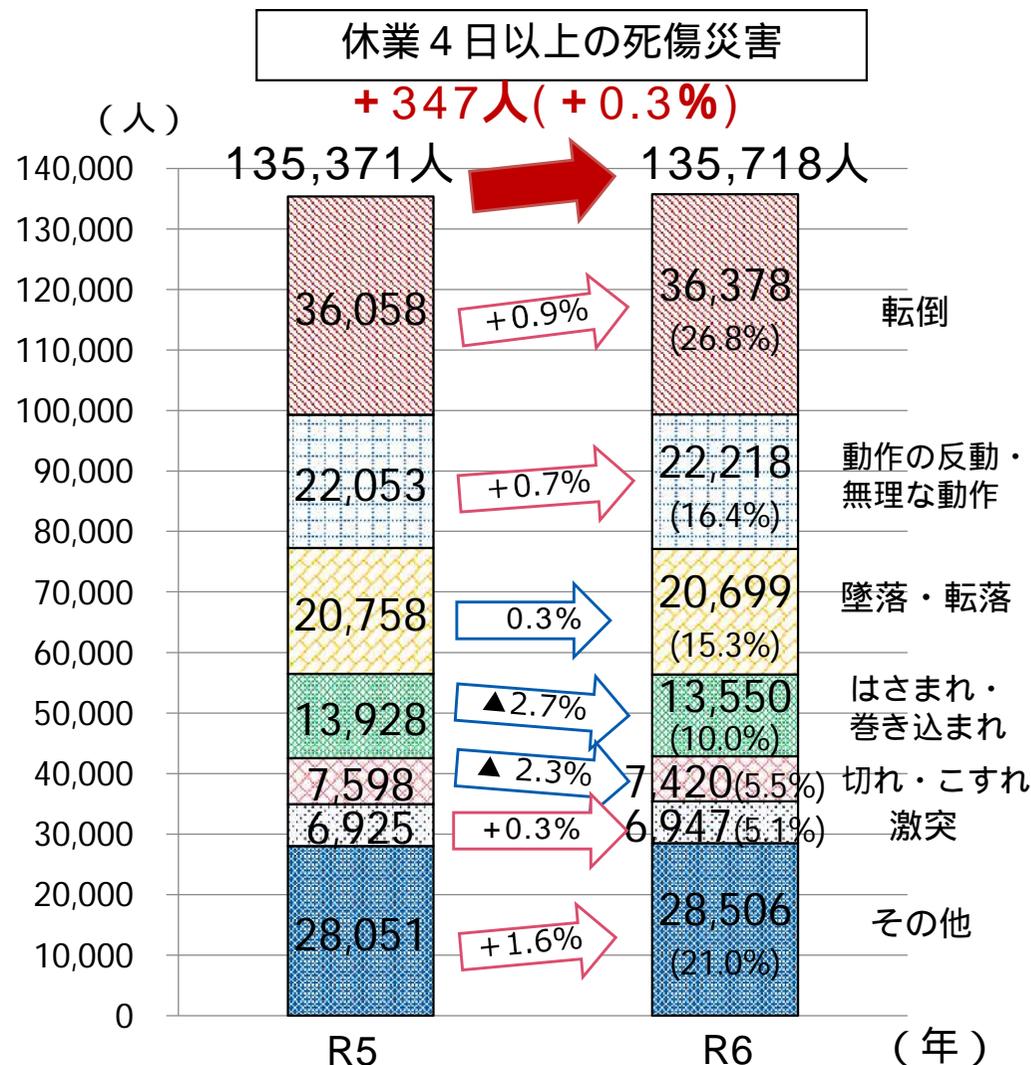
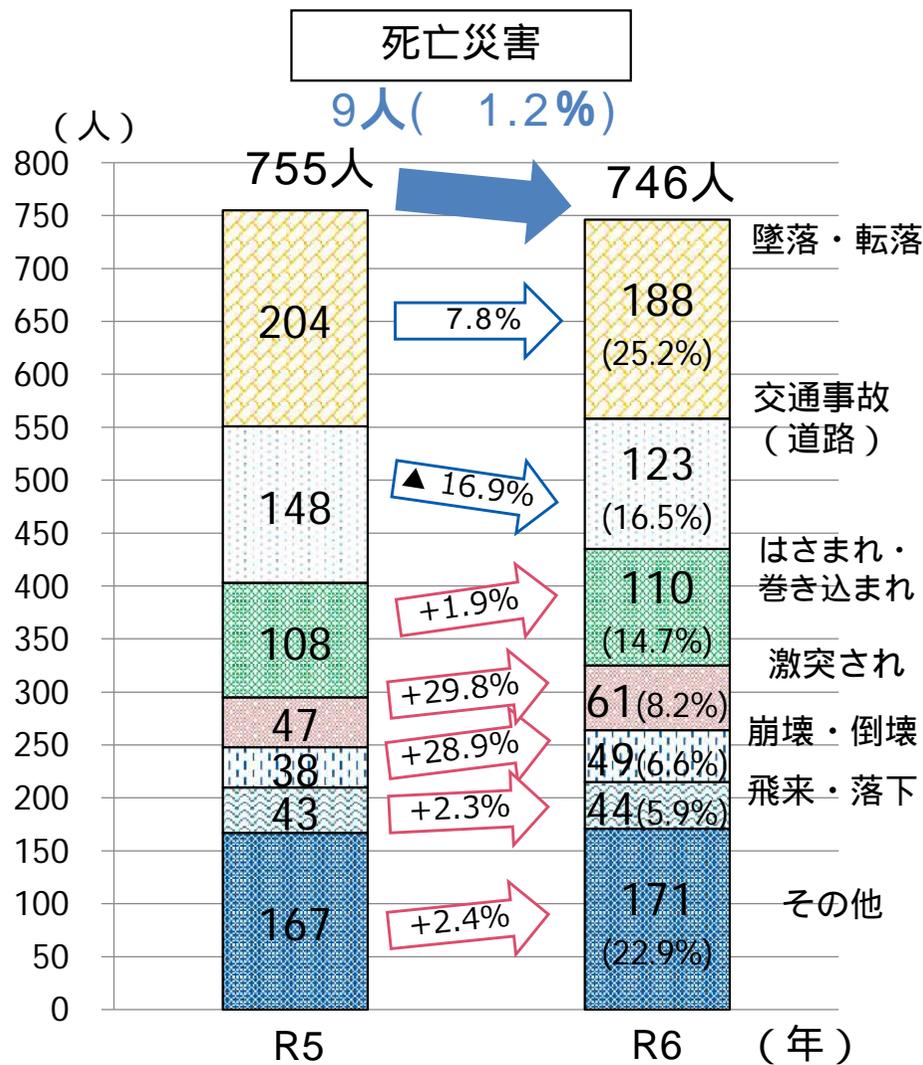
出典：労働者死傷病報告

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

# 事故の型別労働災害発生状況（死亡者数、死傷者数）R5/R6比較

- 事故の型別の死亡者数は、激突され、崩壊・倒壊等で増加し、墜落・転落、交通事故（道路）で減少した。
- 事故の型別の死傷者数は、転倒、動作の反動・無理な動作等で増加し、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等で減少した。



令和6年1月1日から同年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

出典：労働者死傷病報告

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

# 建設業における労働災害発生状況の推移

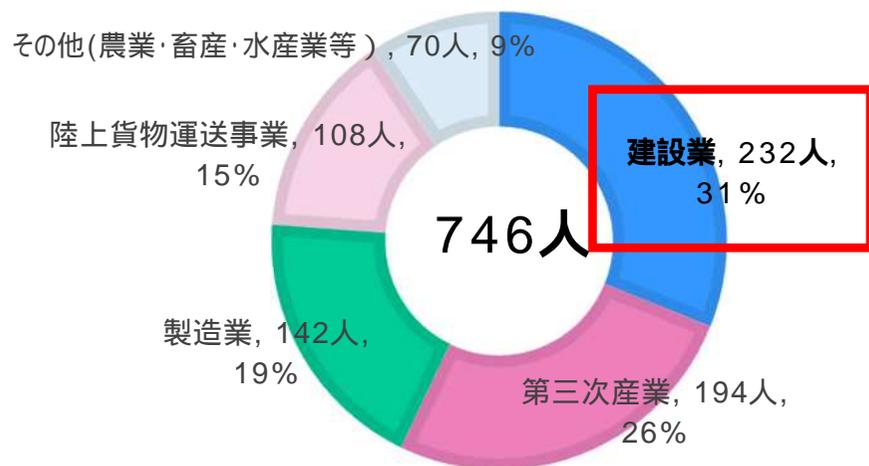
**死亡災害**（資料出所：死亡災害報告(厚生労働省)） 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比較
死亡災害	367	342	377	327	294	323	309	269	256	278	281	223	232	+9人 4.0%増加
墜落・転落災害	157	160	148	128	134	135	136	110	95	110	116	86	77	9人 10.5%減少

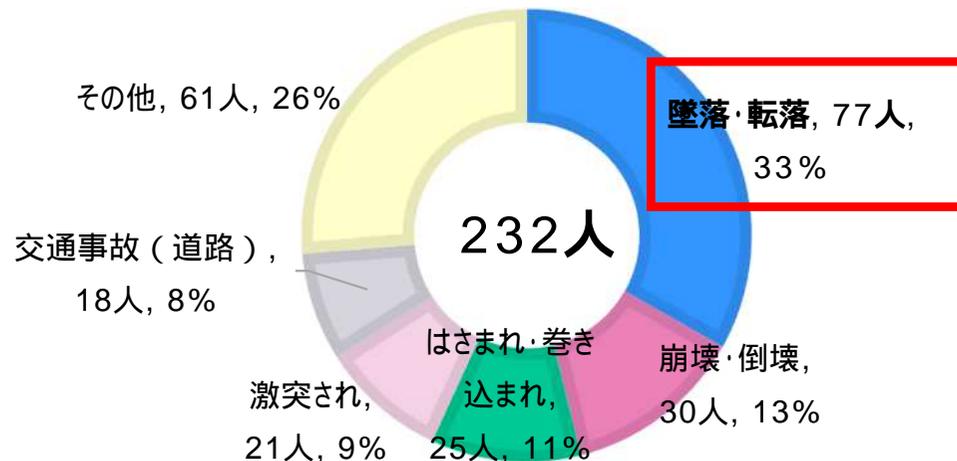
**休業4日以上死傷災害**（資料出所：労働者死傷病報告(厚生労働省)） 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比較
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539	14,414	13,849	565人 3.9%減少
墜落・転落災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594	4,554	4,351	203人 4.5%減少

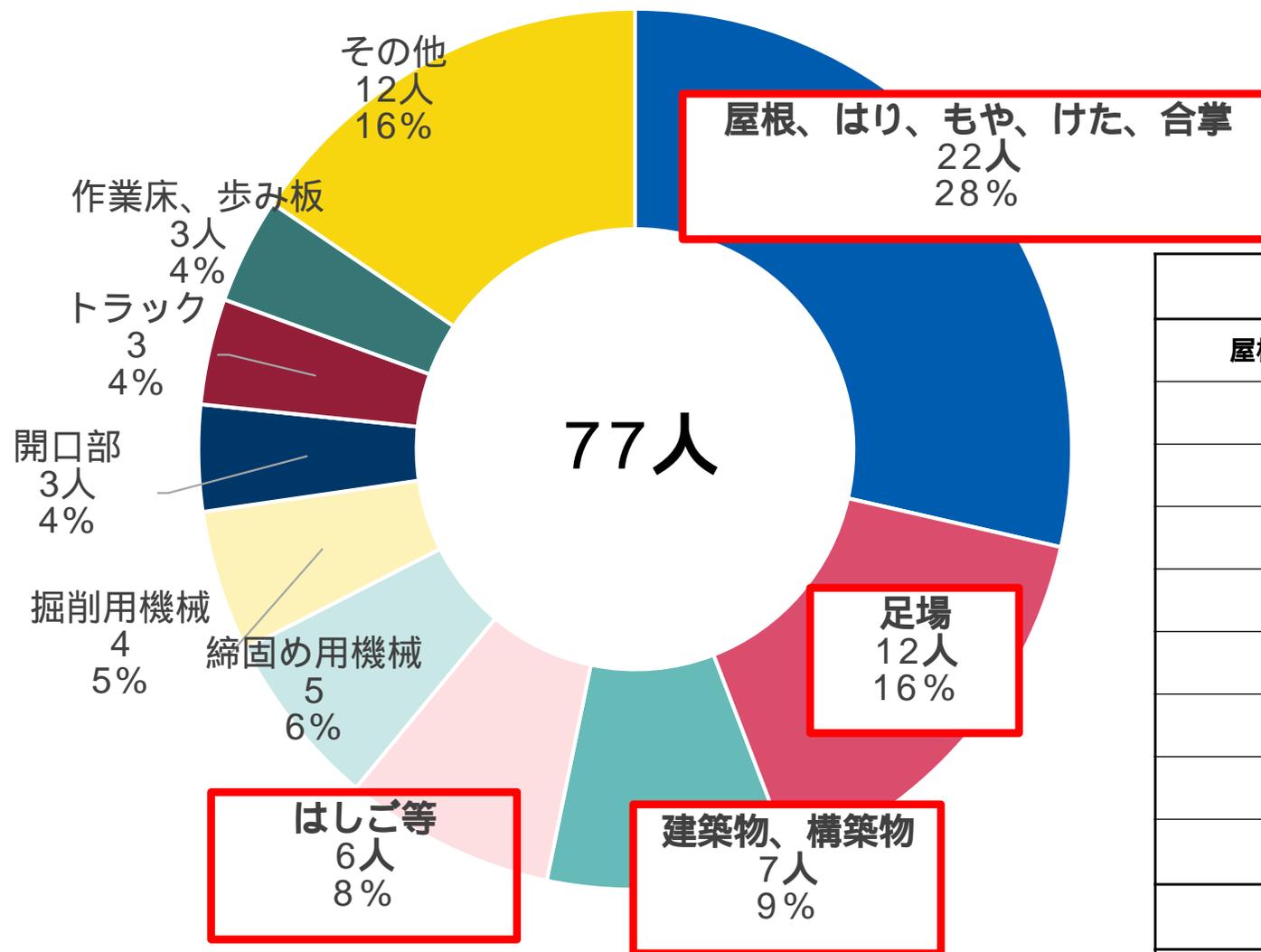
令和6年死亡災害の業種別内訳



令和6年建設業の死亡災害の事故の型別内訳



# 建設業における墜落・転落による死亡災害の内訳（令和6年）



起因物	死亡者数
屋根、はり、もや、けた、合掌	22
足場	12
建築物、構築物	7
はしご等	6
締固め用機械	5
掘削用機械	4
開口部	3
トラック	3
作業床、歩み板	3
その他	12
合計	77

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要**
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。  
個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。  
化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。  
個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1 の一部は公布日、4 は令和8年1月1日、3 は令和8年10月1日、1 の一部は令和9年1月1日、1 及び の一部は令和9年4月1日、2 は公布後3年以内に政令で定める日、3 は公布後5年以内に政令で定める日）

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 背景

最高裁判決（R3.5）を踏まえ、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、個人事業者等の業務上災害の実態等を踏まえた安全衛生対策のあり方について検討

## 労働安全衛生法（安衛法）の規定とこれまでの考え方

安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考> 労働安全衛生法  
(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

## 最高裁（R3.5）の判断

建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等により患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考> 労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

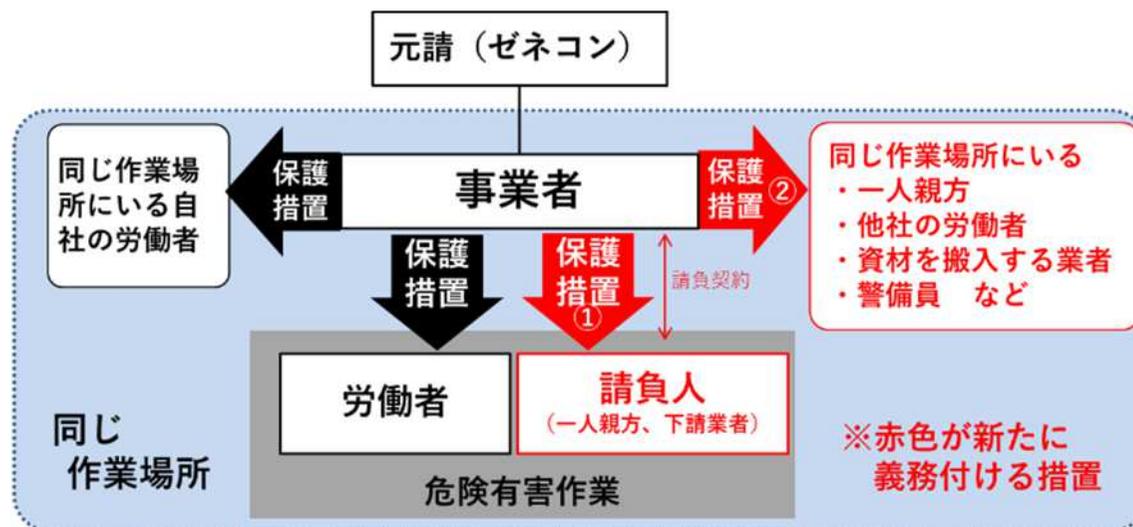
# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 労働安全衛生法第22条関係の省令改正（令和5年4月施行）

建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正（令和5年4月施行）。

## 事業者が実施すべき事項（罰則付き）

労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても、**労働者と同等の保護措置**を実施。

**同じ作業場所にいる労働者以外の者**（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**労働者と同等の保護措置**を実施。



### 危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置

- ・作業時に設備を稼働させる等について配慮する義務
- ・保護具の使用が必要である旨を周知する義務
- ・作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
- ・身体の汚染除去が必要である旨を周知する義務

### 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置

- ・危険箇所への立ち入りを禁止する義務
- ・特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
- ・危険性等を掲示して知らせる義務
- ・事故発生時、退避させる義務

安全衛生分科会での議論において、**安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等による措置のあり方、注文者による措置のあり方等**については、**別の検討の場を設けて検討**することとされ、「**個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会**」にて検討（R4.5～）

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 検討会開催要項及び参集者

## 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要項

### 1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうすべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

### 2 検討事項

- (1)個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関する事
- (2)個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関する事
- (3)個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関する事
- (4)個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関する事
- (5)個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関する事
- (6)その他

## 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 参集者名簿

青木富三雄 (一社)住宅生産団体連合会環境・安全部長

大木 勇雄 (一社)建設産業専門団体連合会副会長

小野 秀昭 (株)運輸・物流研究室取締役フェロー

鹿野菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

日下部 治 東京工業大学名誉教授

小菅 元生 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长(～第6回検討会)

清水 英次 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長

鈴木 重也 (一社)日本経済団体連合会労働法制本部長

高山 典久 (一社)ITフリーランス支援機構代表理事

田久 悟 全国建設労働組合総連合労働対策部長

出口 和則 (一社)全国建設業協会労働委員会委員

土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授

中村 昌允 東京大学工学系研究科非常勤講師

本多 敦郎 (一社)日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長

三柴 丈典 近畿大学法学部教授

森 晃爾 産業医科大学産業生態科学研究所教授

山脇 義光 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长(第7回検討会～)

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 検討会における取りまとめ結果（令和5年10月27日）

## < 論 点 >

### 論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策（個人事業者自身、注文者等による対策）

個人事業者等の業務上の災害の把握方法等  
個人事業者自身による措置のあり方  
注文者（発注者）による措置のあり方  
発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

### 論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策（事業者による対策）

危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討

### 論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等  
過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方等

## < 当面の対応（取りまとめ） >

#### 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設

個人事業者等による措置

- ・ 規格を具備しない機械等の使用禁止
- ・ 危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け等

注文者（発注者）による措置

- ・ 個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化
- ・ 個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化

発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置

- ・ リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大等

安衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加（省令改正）

上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正

個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設  
個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達）  
個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）

共通事項として「個人事業者等」の支援策も検討

その他、検討会においては、参集者より、フリーランスの労働者性や災害補償に関しても御意見があったところである。

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 労働安全衛生法第20条、21条及び25条関係の省令改正（令和7年4月施行）

## 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も退避させること

## 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（令和6年5月28日策定）

個人事業者等<sup>1</sup>が健康に働くために、個人事業者等が自身で行う事項、注文者等<sup>2</sup>が行う又は配慮する事項等を周知し、自主的な取組を促すもの<sup>3</sup>。

- 1 「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員。労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用される。
- 2 「注文者等」とは、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者
- 3 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書(R5.10)をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会の議論を経て、厚労省労働基準局長名で策定。

## 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の実施事項等

◆ 労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきとの考え方のもと、ガイドラインでは、各主体について基本的な考え方と実施事項等を次のように示している。

主体	基本的な考え方	実施事項等
個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康管理に関する意識の向上</li> <li>■ 危険有害業務による健康障害リスクの理解</li> <li>■ 定期的な健康診断の受診による健康管理</li> <li>■ 長時間の就業による健康障害の防止</li> <li>■ メンタルヘルス不調の予防</li> <li>■ 腰痛の防止/情報機器作業における労働衛生管理</li> <li>■ 適切な作業環境の確保</li> <li>■ 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力</li> </ul>
注文者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要。</li> <li>• 個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長時間の就業による健康障害の防止</li> <li>• 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供</li> <li>■ メンタルヘルス不調の予防</li> <li>■ 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等</li> <li>■ 健康診断の受診に要する費用の配慮</li> <li>■ 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保</li> </ul>
団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等には、個人事業者等及び注文者等に対して必要な支援を行うことが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人事業者等への情報提供</li> <li>■ 必要に応じて、業種・職種別の実情に応じた業種・職種別ガイドラインの策定</li> </ul>

国は、個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び及び地域産業保健センター等による支援等、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行う。関連情報を厚労省ホームページで発信する。

# 今後の労働安全衛生対策について（概要）

【令和7年1月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】

## 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ・ 個人事業者等自身が講じるべき措置を定める（規格を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生教育の受講など）
- ・ 注文者等が講じるべき措置を定める（個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化など）
- ・ 個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設する

などの対応を行うことが適当。

## 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックについて、現在努力義務となっている労働者数50人未満の事業場にも実施を義務とすることが適当。  
見直しに当たっては、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保することが適当。

## 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

化学物質の譲渡・提供者による危険性・有害性情報の通知義務の履行確保の観点から、通知義務違反に罰則を設けることが適当。  
化学物質の成分名が営業秘密に該当する場合には、代替名等の通知を認めることが適当。リスクアセスメントの実施に支障がないことを担保する観点から、代替名等の通知を認めるのは、一定の有害性の低い物質に限定することが適当。  
個人ばく露測定について、測定の精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当。

## 4. 機械等による労働災害の防止の促進等

危険な作業を必要とする機械等（ボイラー、クレーン等）に義務付けられている「製造許可」の一部や「製造時等検査」について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大することが適当。  
登録機関の不正防止強化のため、検査業者に検査基準への遵守義務を課す、不正に技能講習修了証を交付した教習機関に対して回収命令等ができるようにすることが適当。

## 5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進

高年齢労働者の労働災害を防止するため、必要な措置を講じることを事業者の努力義務とし、国が措置内容に関する指針を公表することが適当。

## 6. 一般健康診断の検査項目等の検討

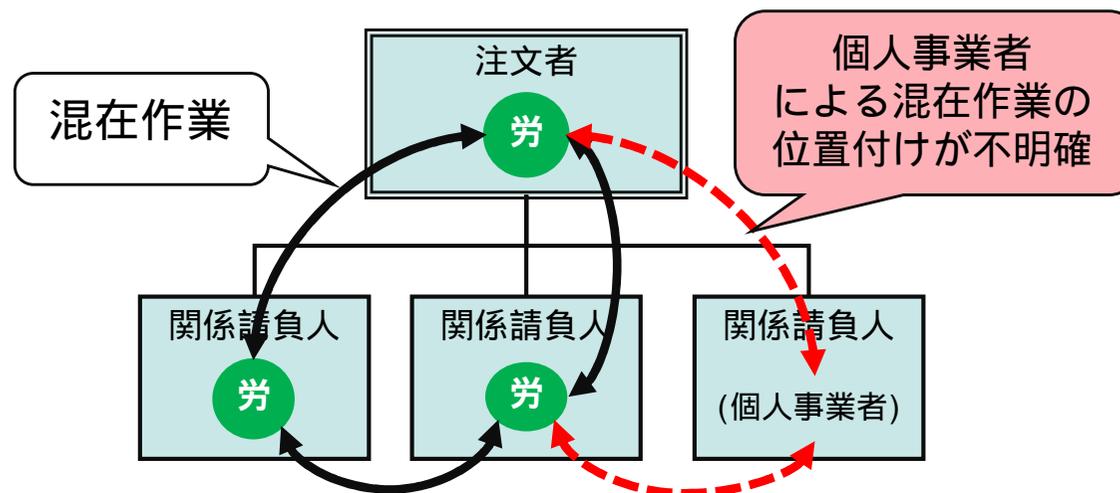
月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、標準的な問診票である一般健康診断問診票に質問を追加することが適当。  
口腔保健指導の好事例を展開する等により、歯科受診に繋げる方策を検討することが適当。

## 7. 治療と仕事の両立支援対策の推進

治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることを事業者の努力義務とし、国が措置内容に関する指針を公表することが適当。

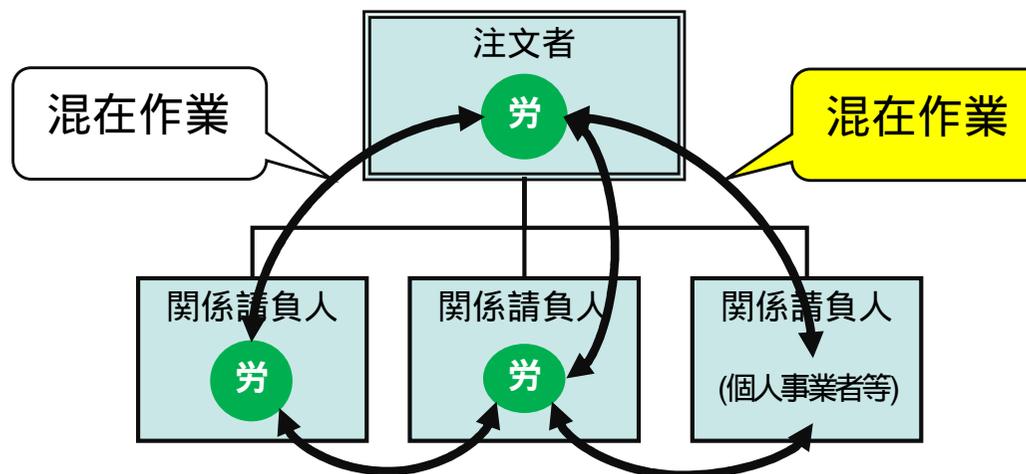
# 1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

現行



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

見直し後



# 1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要（安衛令第7条）

## 1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法において、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、特定事業（建設業及び造船業）を行う特定元方事業者等が選任する統括安全衛生責任者の管理の対象に労働者以外の作業従事者を含めることとされた。
- 上記の改正に伴い、安衛令第7条第2項について、次のとおり、労働者の数ではなく、個人事業者や会社役員等を含めた作業従事者の数と改正するもの。

## 2. 改正の概要

- 安衛令第7条第2項中、「労働者」を「作業従事者」に改める。

### 【改正前】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

### 【改正後】

法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める作業従事者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

## 3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

# 1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令第10条の概要（安衛令第10条）

## 1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図る観点から、機械等貸与者が機械等を「個人事業者」に貸与した場合についても、貸与した機械による労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならないとされたところ、当該機械等の範囲は安衛令第10条各号に規定されており、現状以下のとおりとなっている。

つり上げ荷重が〇・五トン以上の移動式クレーン

安衛令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの

不整地運搬車

作業床の高さが二メートル以上の高所作業車

- これら4種類の機械は、機械等貸与者がリースすることが一般的であり、「不特定の場所に自走する機械」であって「運転の業務に際して必要な資格等が定められている」( )もので、一定の労働災害が発生している。
- 「フォークリフト」、「ショベルローダー」、「フォークローダー」の3機械についても、上記の機械と同様の状況にあることから、対象機械等に追加する必要がある。  
安衛法第61条の就業制限又は同法第59条第3項の特別教育の受講義務
- このため、安衛令第10条について、次のとおり改正するもの。

## 2. 改正の概要

- 安衛令第10条に規定する安衛法第33条第1項の政令で定める機械等にフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。

## 3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

# 1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 (参考) フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダー

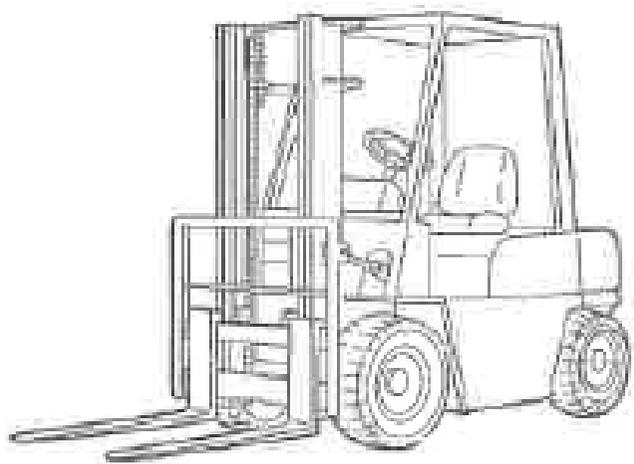


図1 フォークリフト(カウンターバランス)

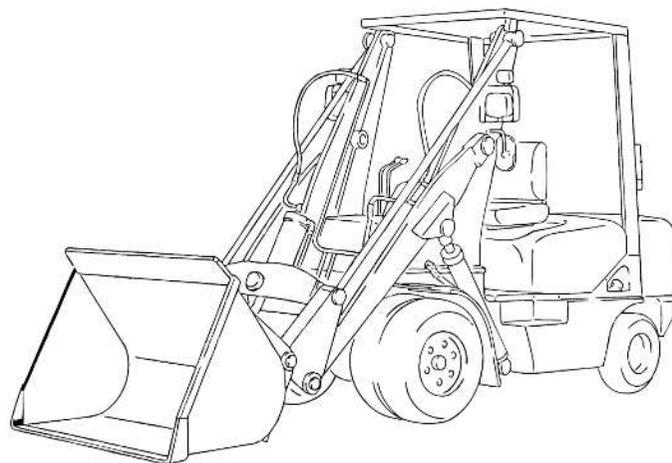


図2 ショベルローダー(リーチ機構なし)

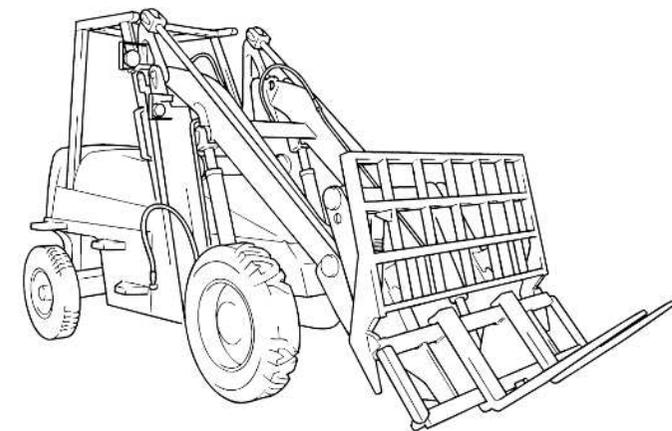


図3 フォークローダー

# 1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 改正政令案の概要（安衛令第11条）

## 1. 改正の趣旨

- 令和7年改正労働安全衛生法では、建築物等貸与者が建築物を「個人事業者」に貸与した場合についても、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならないとされた。なお、当該建築物の全部を一の事業者若しくは事業を行う者に貸与する場合及び二以上の個人事業者のみに貸与する場合には適用されない。
- 現状、安衛法第34条の対象となる建築物を安衛令第11条にて「事務所または工場の用に供される建築物」と定めているところ、建築物等の管理に起因する労働災害は事務所や工場に含まれない、例えばスーパーマーケットのバックヤード、物流センター、倉庫等あらゆる場所で発生している現状を踏まえると、安衛法第34条の対象となる建築物を事務所と工場のみに限定するのではなく、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とするのが適当であるため、次のとおり改正するもの。

対象建築物を貸与する際の建築物貸与者の講ずべき具体的な措置については、別途安衛則で定められており、災害事例等を踏まえ拡充予定。

## 2. 改正の概要

- 安衛令第11条において、安衛法第34条の対象となる建築物を、あらゆる事業の用に供される建築物とする。

## 3. 公布日等

(1) 公布日：令和7年10月（予定）

(2) 施行日：令和8年4月1日

# 1 . 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

## 1 . 改正の趣旨

個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設することにより、労働災害防止をはじめとする施策の検討に資する。

改正労働安全衛生法（以下「法」という。）第100条の2第2項の規定により、厚生労働大臣は、調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとされた。また、厚生労働大臣の調査に係る権限は労働局長や労働基準監督署長に委任できることとされている。

## 2 . 改正の概要（その1）

（1）個人事業者等が労働者と同一の場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（4日以上）した場合には、以下のとおり、所轄労働基準監督署が情報を把握できるよう、関係者に必要事項の報告を義務付ける【罰則なし】。

災害発生場所における直近上位の注文者（特定注文者）（当該者が存在しない場合には、災害発生場所を管理する事業者（災害発生場所管理事業者）。以下「報告主体」という。）は、個人事業者の業務上の災害を把握した場合には、所轄労働基準監督署に個人事業者の当該災害について遅滞なく報告することとする。

上記 の場合において、個人事業者が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者は、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することとする。

当該報告を受けた報告主体は、その内容を踏まえ、必要事項を補足した上で所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

中小企業の事業主や役員の業務上災害については、上記 、 にかかわらず、所属企業は、所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

個人事業者が請け負った仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む）であって、自らも当該場所で仕事を行う者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち当該個人事業者に対して最も後次の請負契約における注文者）

# 1 . 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

## 2 . 改正の概要（その2）

（2）個人事業者等の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、上記（1）によらず、個人事業者等（中小事業の事業主や役員の場合は所属企業）が直接、労働基準監督署に報告することができることとする。

（3）上記（1）及び（2）のうち労働基準監督署への報告は、電子情報処理組織を使用することを原則とし、報告事項については、労働者死傷病報告の報告事項を参考（下線部は個人事業者等で追加となる事項）とし、以下に掲げる事項とする。

報告者に関する情報

労働保険番号、事業場の名称、災害発生場所の事業場や工事名、元方事業者名称等

被災者に関する情報

氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、経験期間、傷病名、傷病部位、特別加入の状況、

休業見込期間又は死亡日時、外国人の場合における国籍等

災害に関する情報

負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

その他

報告年月日、報告者の職氏名

労働者死傷病報告の報告事項で、個人事業者等の場合に不要な報告事項（常時使用する労働者の数、派遣労働者の場合における派遣先の事業場の名称等の情報）は削除している。

（4）報告主体は、個人事業者が上記（1）に基づき、法令上の義務となる業務上災害の報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととする。

（5）その他所要の改正

## 3 . 公布日等

公布日：令和7年11月（予定）

施行期日：令和9年1月1日

## 4 . 経過措置

電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告を当面の間認める旨を規定

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 業務上災害報告関係の改正（令和9年1月1日施行予定）

## 報告制度の円滑化のため、通達等で示す事項（案）

### 【報告制度の適正化】

- 「労働者と同じ場所」等の考え方の明示
- 不利益取扱いの具体的な内容について
- 個人事業者に報告主体への報告義務が生ずる場合の具体的なケースの例示
- 報告主体への報告義務とは別に個人事業者が監督署へ行う情報提供について
- 特定注文者や災害発生場所管理事業者を報告主体とする考え方や報告義務と災害防止上の責任との違いについて
- 報告主体が災害発生的事实を知り得なかった場合における報告義務の考え方について
- 個々の事案における作業態様や事業場の管理実態を踏まえた災害発生場所管理事業者の考え方
- 災害発生場所管理事業者が報告義務を負う災害の範囲について
- 個人事業者が災害発生場所管理事業者に対して報告義務を果たす上での注文者の関与の在り方について
- 報告対象とならない災害（休業4日未満の災害や労働者と異なる場所で就業していた場合の災害等）に関する監督署への情報提供について

### 【報告者等の負担軽減】

- 業務上災害報告の書式の作成・周知について
- 災害報告制度の適正な運営に当たっての個人事業者、報告主体の負担に配慮した環境整備について

### 【関係団体による支援等】

- 個人事業者等から自身が加入している業種・職種別団体に対する業務上災害に関する情報共有について
- 業種・職種別団体による災害の把握及び災害発生状況の分析及びその結果の加入者への周知について

### 【災害報告データの活用等】

- 国による災害データの分析及びデータ公表による利活用の促進について

### 【周知】

- 新たな報告制度であることを踏まえた個人事業者等や報告主体となり得る関係者に対する周知について

# (参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

報告義務  
(罰則なし)  
情報提供

被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	
休業4日以上 の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生的事实を伝達することが困難な場合				労働基準監督署
	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○		○	
特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能	○				
災害発生的事实を伝達することが可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○			
休業4日未満等報告義務対象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			

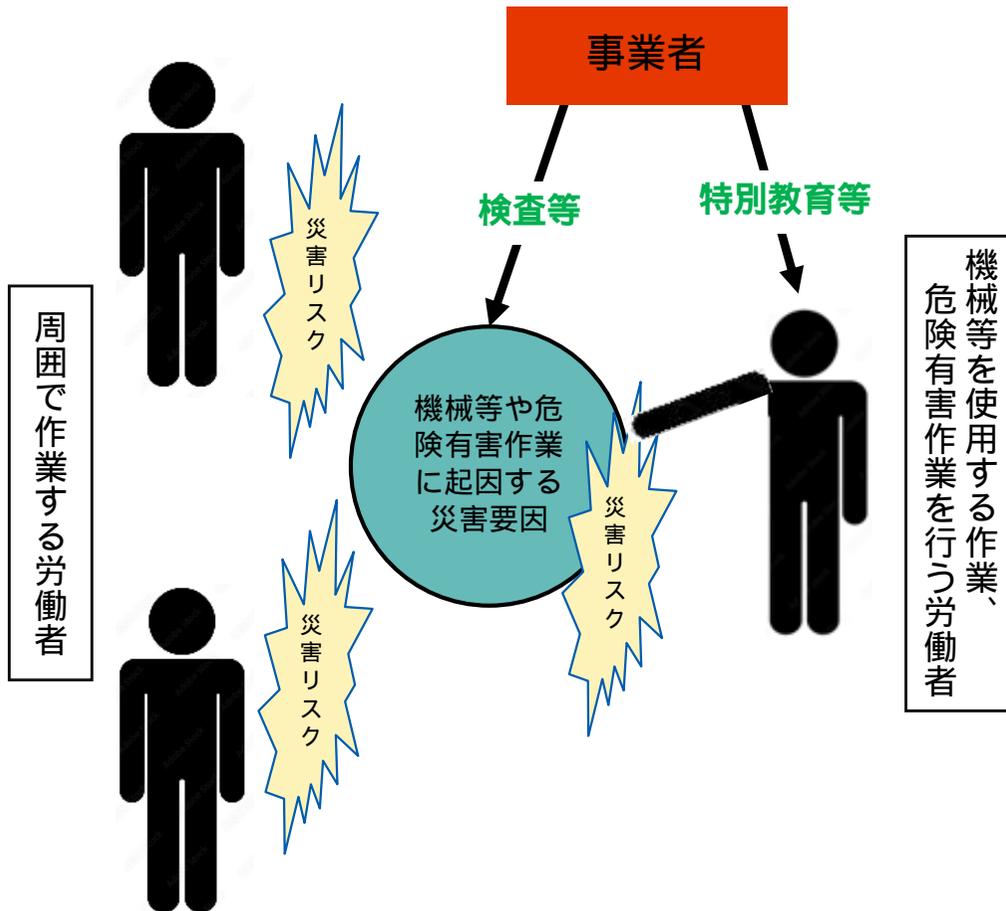
災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。  
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

# 【各論】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

## 基本的な考え方（イメージ図）

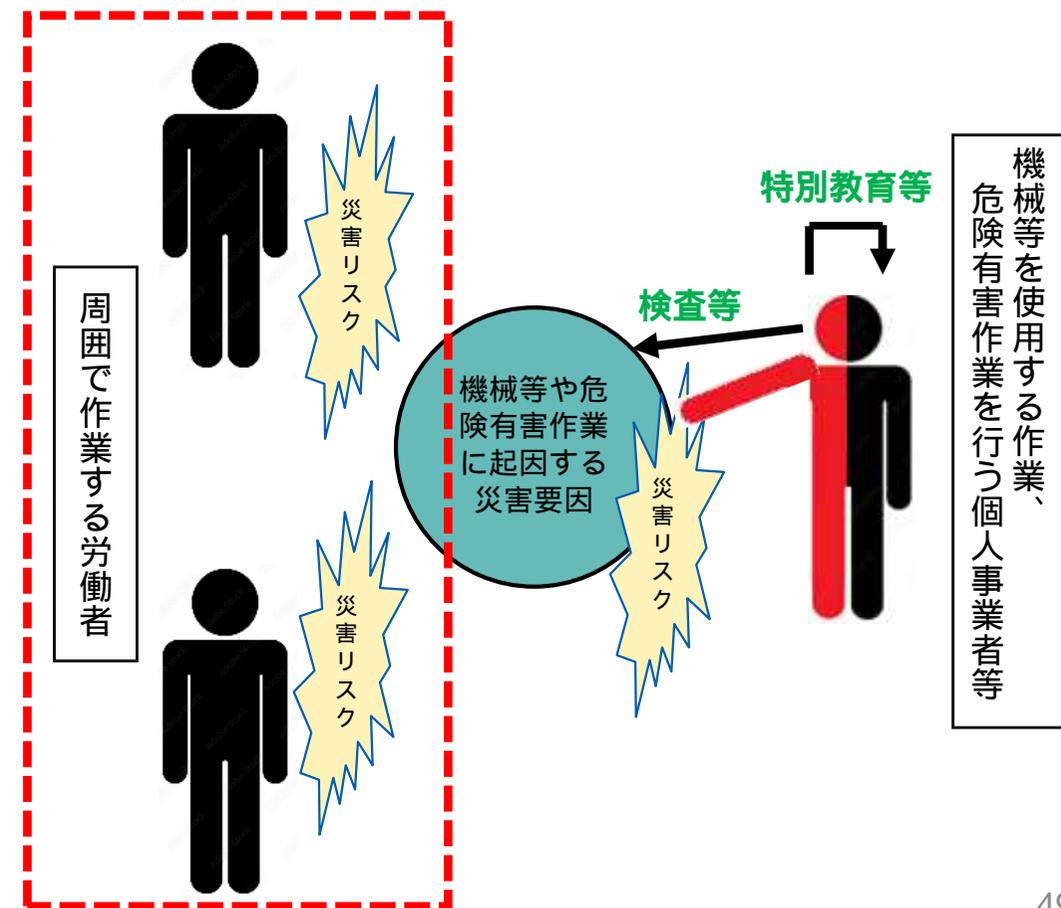
### 事業者が講ずる措置についての考え方（現行法）

事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行う労働者」だけでなく、「**周囲で作業する労働者**」も同様に保護する観点から機械の使用禁止等の措置を実施



### 個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方

「**周囲で作業する労働者**」も同様に保護する観点から、個人事業者等は、**事業者**に義務付けられている措置と同一の範囲の措置を講ずる必要があるのではないか

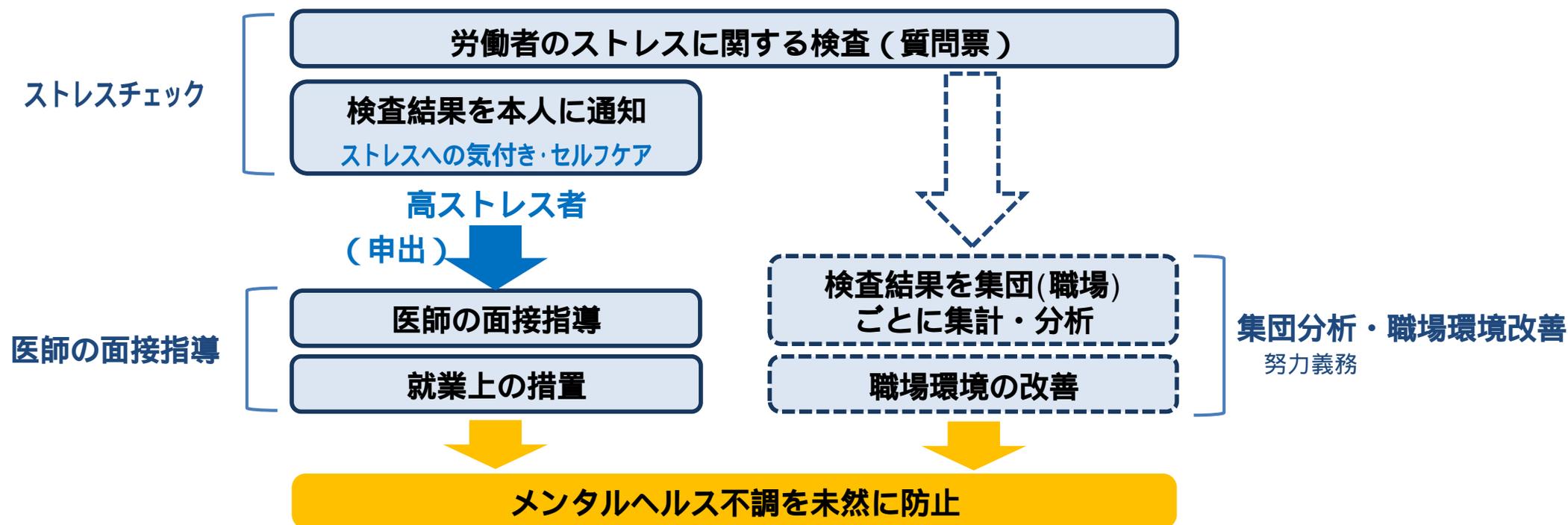


## 2 . 職場のメンタルヘルス対策の推進

### 背景

事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっていた。

(ストレスチェック制度の流れ)



### 改正内容

ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた(50人未満は努力義務)ところ、今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを全ての事業場に義務化する。

小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」(地さんぽ)の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)。

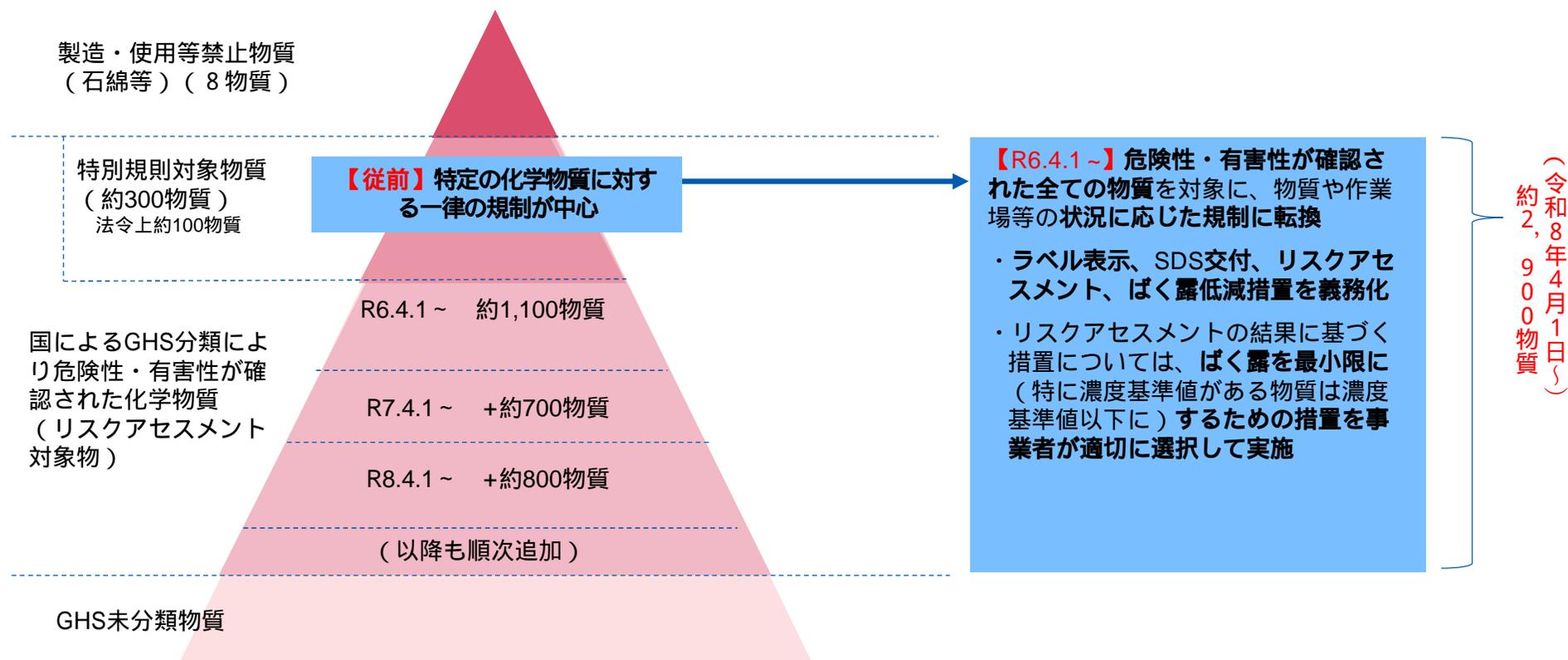
### 3 . 化学物質による健康障害防止対策等の推進

#### 背景

化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）

これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（ ）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。

（ ）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。

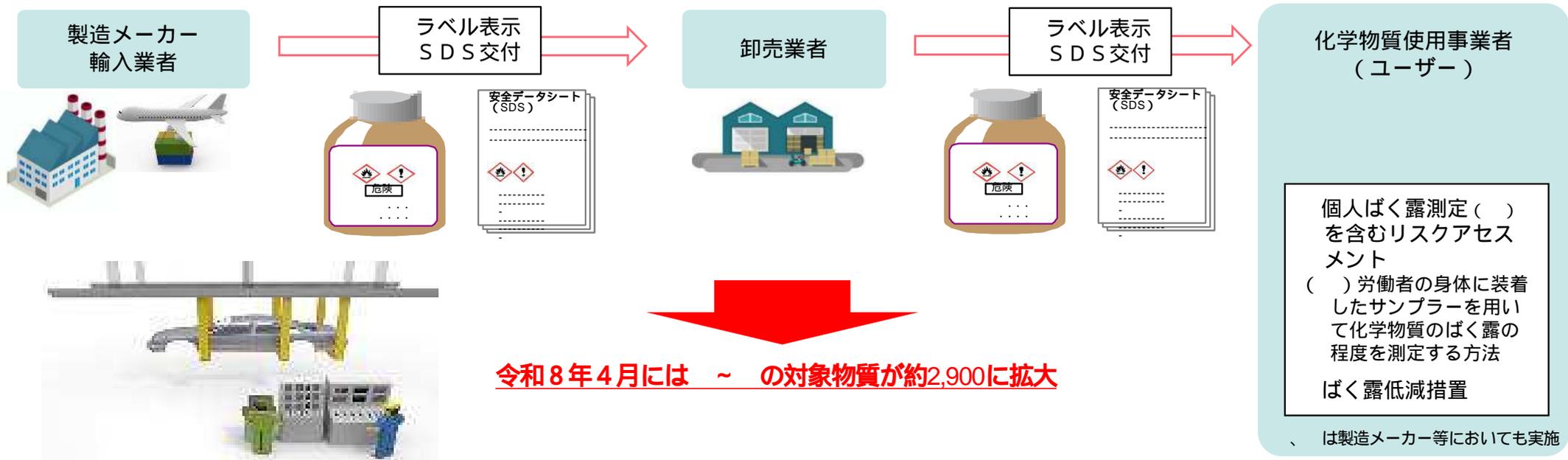


(注) G H S : 2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」。日本では「日本産業規格 Z 7252 (G H S に基づく化学品の分類方法)」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・S D S 交付等の義務対象物質を特定している。

## 危険・有害性情報の通知制度

労働安全衛生法に基づき、

- 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。  
名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務  
譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
- 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、この情報を踏まえた危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて 必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



### 改正内容

化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。

- 通知義務違反に対する罰則の新設
- 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化

SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

# 4 . 機械等による労働災害の防止の促進等

## 背景

危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。

新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。

また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

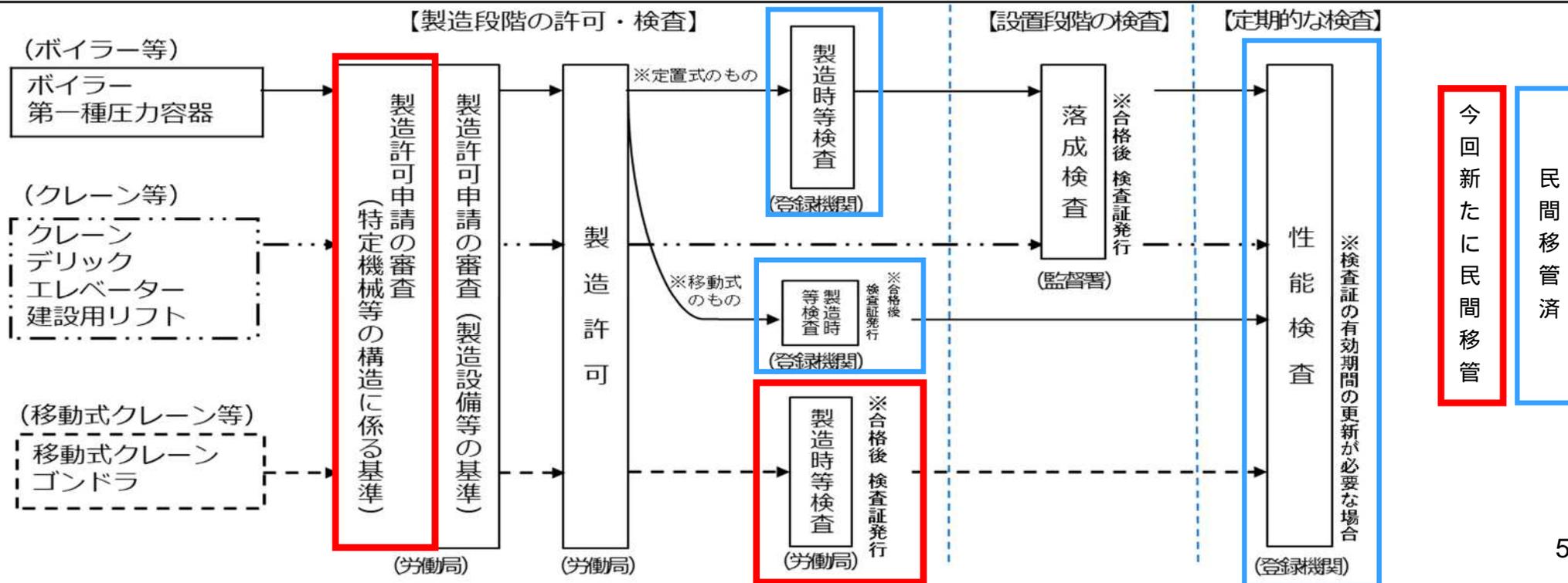
## 改正内容

製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。

製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。

民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。

民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



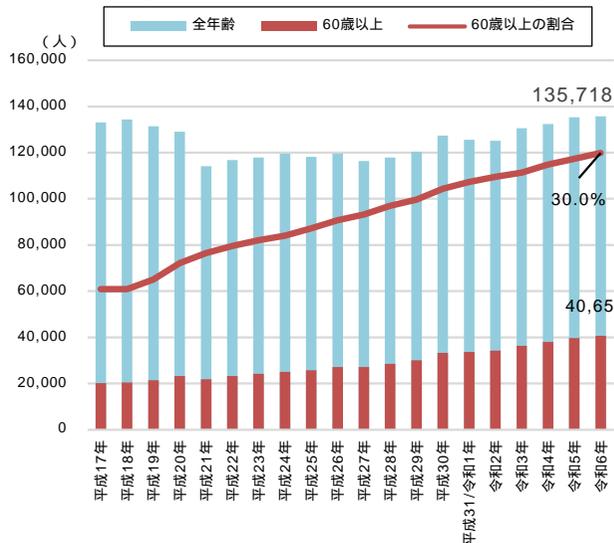
# 5 . 高齢者の労働災害防止の推進

## 背景

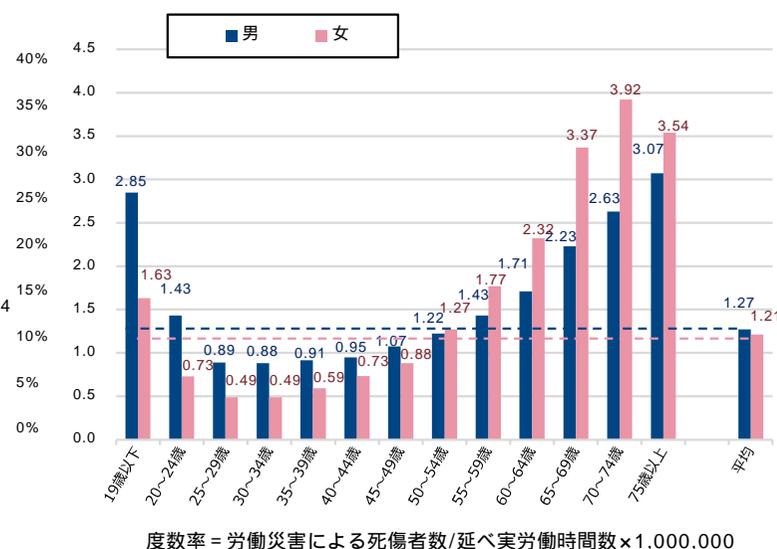
休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。  
また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

労働災害による死傷者数

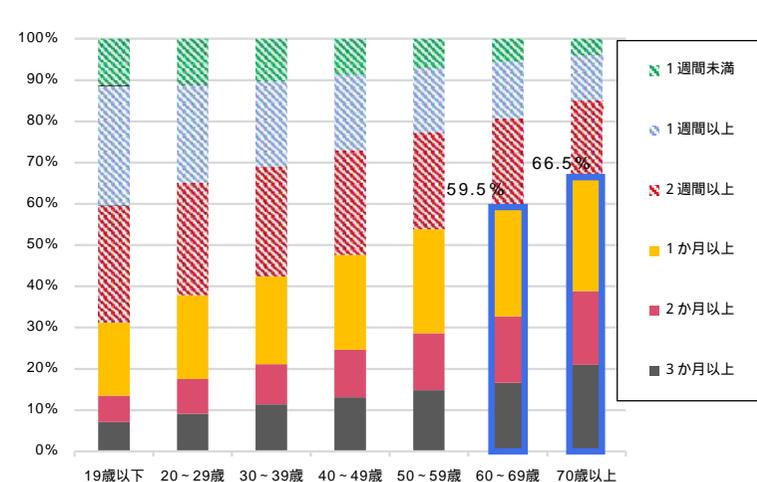
(全年齢に占める60歳以上の割合)



年齢層別 労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)  
(令和6年)



年齢層別 労働災害による休業見込み期間(令和6年)



## 改正内容

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。

厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針( )を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

( ) 現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)において、安全衛生管理体制の確立(リスクアセスメントの実施等)、職場環境の改善(ハード・ソフト面の対策)、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

# 【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要

## エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

### 1 安全衛生管理体制の確立

#### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

#### ● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

#### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### ● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

#### ● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

#### ● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

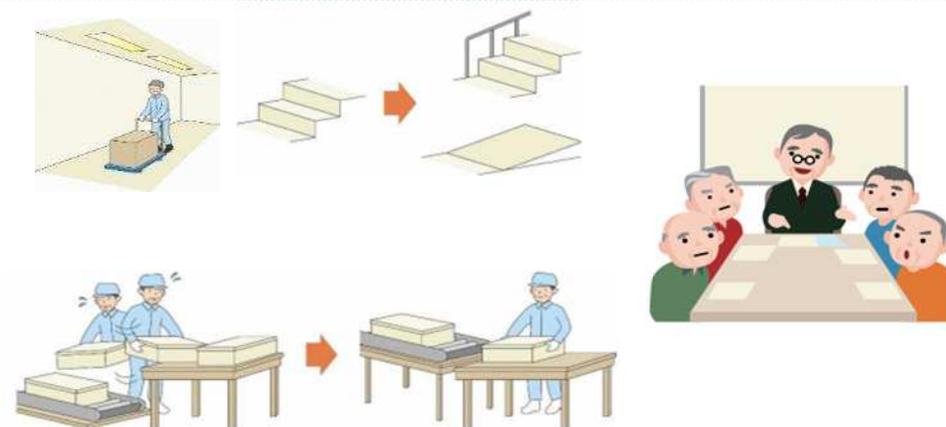
#### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

#### ● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。  
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）**
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

# 令和7年度 建設業における安全衛生対策【概要】

## 1. 安全対策

- (1) 墜落・転落防止対策
- (2) 令和6年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策
- (4) 外国人労働者の労働災害防止対策
- (5) 一人親方等の安全衛生対策
- (6) 転倒災害防止対策
- (7) 交通労働災害防止対策
- (8) 車両系建設機械等による労働災害防止
- (9) 安全な建設機械の普及
- (10) 荷役作業における労働災害防止対策
- (11) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
- (12) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策
- (13) 伐木等作業における労働災害防止対策
- (14) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- (15) 建設工事関係者連絡会議の運営等
- (16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

## 2. 健康確保対策・化学物質対策

- 1 メンタルヘルス対策
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策

## 3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進

(関連通達)  
「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R7.3.28付け 基安安発0328第1号、基安労発0328第1号、基安化発0328第1号)

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (令和5年6月閣議決定)

## はじめに

- 建設工事の現場での災害により、年間約350人もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに、**取組の周知やフォローを行う必要がある。**
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、**建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等**、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

#### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

#### (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。  
・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

### 2. 責任体制の明確化

### 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

#### (1) 建設業者間の連携の促進

#### (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。

・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

#### (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

### 4. 建設工事の現場の安全性の点検等

#### (1) 建設業者等による自主的な取組の促進

#### (2) 工法や資機材等の開発・普及の促進

・i-Constructionを推進するとともに、**建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。**

### 5. 安全及び健康に関する意識の啓発

#### (1) 安全衛生教育の促進

#### (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

## 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

#### (1) 社会保険等の加入の徹底

#### (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

#### (3) 「働き方改革」の推進

・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進め、**若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。**

### 2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

#### (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

#### (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

### 3. 健康確保対策の強化

#### (1) 熱中症、騒音障害防止対策

#### (2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

#### (3) 新興・再興感染症への対応

### 4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

#### (1) 女性の活躍促進

#### (2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応

#### (3) 高齢労働者の安全及び健康の確保

### 5. 基本計画の推進体制

#### (1) 関係者における連携、協力体制の強化

#### (2) 調査・研究の充実

### 6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

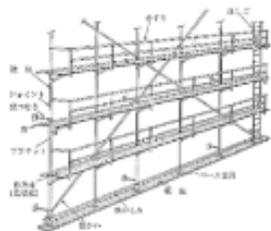
- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係**
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

# 足場に関する改正労働安全衛生規則について

## 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1  
施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

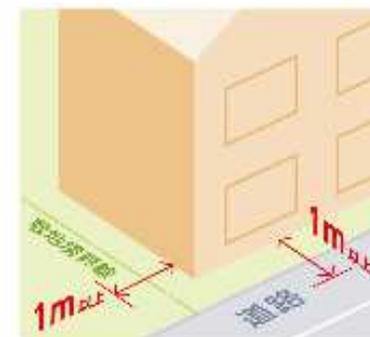


一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



## 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1  
施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

- 指名の方法 点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

## 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1  
施行

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

# 手すり先行工法等に関するガイドラインの改正

(令和5年12月26日付け基発1226第2号)

## ガイドラインの目的・改正の主旨

- ・ 足場の組立て、解体又は変更の作業における手すり先行工法の普及促進を図ることにより、労働者の足場からの墜落等を防止すること。
- ・ くさび緊結式足場の普及、最新の技術基準や、足場に係る法令改正を反映すること。

## 主な改正内容

### 1. 直近の足場の使用状況の反映

#### くさび緊結式足場の普及の反映

- ・ 近年、主流となっているくさび緊結式足場について、その使用に当たっての留意事項等を追記

#### 手すり先行工法の最近のトレンドの反映

- ・ 近年では、「手すり先送り方式」に代わり「手すり据置方式」による手すり先行工法が主流となっていることを反映

### 2. 足場部材の最新の技術基準等の反映

(一社)仮設工業会による、足場部材の最新の技術基準(くさび緊結式足場用先行手すり、安全ネット等)の反映

### 3. 足場に係る法令改正の反映

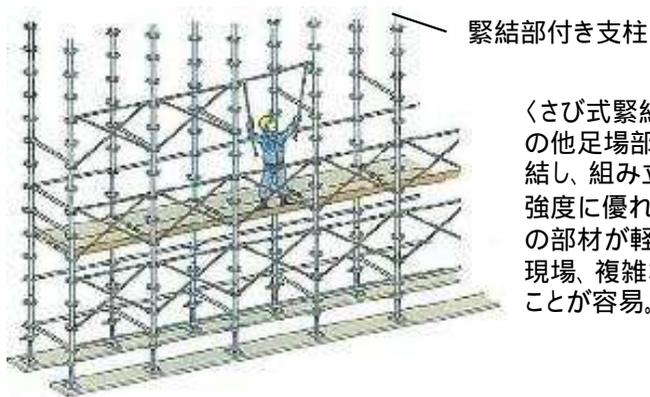
#### 足場の組立て作業の業務に係る特別教育の追加

#### 墜落制止用器具に係る法令改正の反映

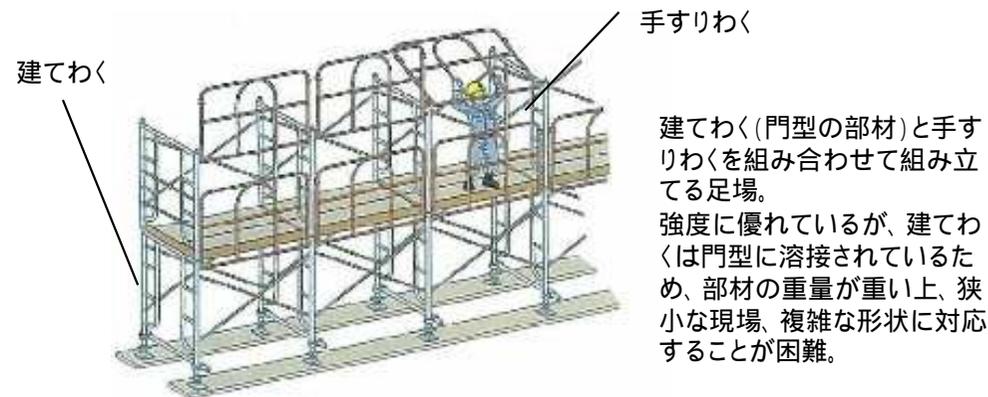
- ・ 「安全带」「要求性能墜落制止用器具」
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育の追加

#### 足場の点検に係る法令改正等の反映

- ・ 点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加
- ・ 組立て等後点検実施者として、足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨



くさび緊結式足場の例



わく組足場の例

# 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルの策定 屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進

(令和6年3月29日付け基安発0329第3号)

## マニュアル策定の背景等

- ・ 建設業における死亡災害では墜落・転落が最多で約4割を占め、うち2割が屋根等からの墜落・転落となっているほか、死傷災害でははしご・脚立等からの墜落・転落が多くを占めている。
- ・ 建設職人基本法に基づき、令和5年6月に閣議決定された基本計画においても、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成等が明記されたことも踏まえ、新たなマニュアルを策定した。

## マニュアルの主な内容

### 1. 木造家屋等低層住宅建築工事の労働災害の特徴

- ・ 木建工事における死亡災害の説明（約8割が墜落・転落災害で、うち屋根等が約5割）
- ・ 墜落災害事例の紹介と再発防止対策の解説

### 2. 足場・屋根上・開口部等における墜落防止

- ・ リスクアセスメント、作業手順書、KY活動、足場の安全対策等の紹介
- ・ 作業床の設置が困難な場所での安全対策としてスライドレール式安全ブロック工法、親綱の設置方法等を解説

### 3. はしご・脚立等からの墜落防止

- ・ はしご・脚立等の安全性基準、法規制の説明
- ・ はしご・脚立の正しい使用方法、安全のポイント等をイラスト等で分かりやすく解説
- ・ アルミニウム合金製可搬式作業台の正しい使用方法の解説

### 4. 墜落制止用機具（安全带）等の種類と特徴

- ・ 墜落制止用器具等の構造、特徴、使用上の注意事項等
- ・ 保護帽（ヘルメット）の使用上の注意事項、あごひもと耳紐の関係、安全靴の耐滑性、屈曲性及び安全性

### 5. 関係法令、規格、ガイドライン



開口部周りの墜落防止措置の例



スライドレール式安全ブロック工法



脚立の正しい使い方

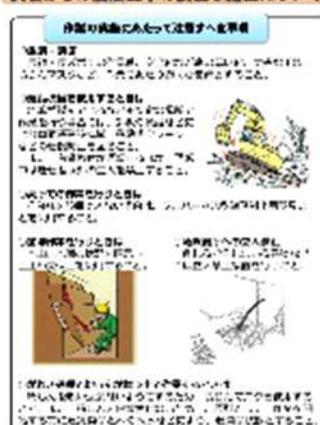
- 復旧・復興工事における安全衛生確保のため、厚生労働省から建設業関係団体あて、安全衛生対策の徹底を要請
- 石川労働局では、政労使三者のトップによる建設現場パトロールを実施し、労働災害防止対策の徹底を広く周知するほか、被災地区の監督署において巡回パトロールを実施
- 穴水労働基準監督署を事務局として、奥能登地区復興工事労働災害防止協議会を設置し、復興工事における労働災害の防止を目的とするキャンペーン「SAFETY for RECOVERY 奥能登」を実施
- その他、建設業労働災害防止協会（建災防）において、復旧・復興工事現場に安全衛生の専門家を派遣する現場指導、新規入職者や現場の管理監督者等に対する教育・研修等の事業を実施

## 建設業関係団体あての要請

### 要請項目

- 土砂崩壊災害防止対策
- 墜落・転落災害防止対策
- がれき処理作業及び損壊した建物等への立ち入り時における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策
- 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保 等

### 災害からの復旧工事の安全な施工について



## 労働局等によるパトロール

- 能登地区を管轄する労働基準監督署において、重点的に巡回パトロールを実施
- 石川県と連携し、吹付石綿を含む建築物解体工事等について、合同実地調査及び周辺地域の合同パトロールを実施
- 政労使トップ（石川労働局長、連合石川会長、石川県経営者協会会長）の合同による復旧工事現場のパトロールを実施



政労使合同パトロールの様子

## 復興工事労働災害防止協議会の取組

- 奥能登地区の復興工事における労働災害防止を図るため、奥能登地区内の工事発注者（国、県、市町）及び建設業関係団体を構成員として、奥能登地区復興工事労働災害防止協議会（事務局：穴水労働基準監督署）を設置
- 労働災害防止の機運醸成を図るため、キャンペーン「SAFETY for RECOVERY 奥能登」を実施
- ロゴマークを作成し、建設工事関係者が一体となって労働災害防止に取り組む

### 対策周知用リーフレット



安全な作業こそ 早期復興への近道  
ロゴマーク

## 建災防の取組

- 安全衛生の専門家（安全コンサルタントなど）がチェックシートを用いて現場パトロールを行い、より安全な作業方法等についてアドバイスを実施
- 地震で発生したがれきの片付け・搬送などの作業が本格化するのに合わせて、労働局と建災防の連携により、作業員やボランティアの方を対象とする「がれきの処理等を行う方のための安全講習会」を開催



講習会の様子

# 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止措置等に係る改正労働安全衛生規則について



1

## 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置				高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。
墜落による危険を防止するための保護帽の着用				高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

: 現行の規則  
: 新設  
: 望ましい措置

R5.10.1  
施行

2

## テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2時間

R6.2.1  
施行

3

## 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

R5.10.1  
施行

# 荷役作業時における労働災害防止対策 (陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

## 荷役作業の安全対策ガイドライン

(最終改正：令和5年3月28日付け基発0328第5号)

### 陸運事業者の実施事項

管理体制の確立

具体的な防止対策

- ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
- ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
- ・ 転倒による労働災害の防止対策

安全衛生教育の実施

荷主等との連絡調整

#### 『安全作業連絡書』の使用

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置  
運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

### 連絡調整

### 荷主等の実施事項

改善基準告示( )の遵守

陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知

陸運事業者との連絡調整

#### 『安全作業連絡書』の使用

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置  
疲労に配慮した休憩時間の確保、  
着時刻の弾力化

安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が  
不可欠

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

(最終改正：平成30年6月1日付け基発0601第1号)

管理体制の確立等

適正な労働時間の管理、走行管理

- ・ 走行計画の作成
- ・ 点呼等の実施
- ・ 荷役作業を行わせる場合の措置
  - ・ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
  - ・ 荷の適正な積載

教育の実施

- ・ 交通危険予知訓練

意識の高揚

- ・ 交通安全情報マップの作成

### 荷主・元請事業者による配慮等

- ・ 過積載運行の防止
- ・ 改善基準告示( )の遵守
- ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
- ・ 到着時間の再設定等の措置

健康管理

# 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 改正概要（R6.3.26）

## ガイドライン改正の背景・目的

山岳トンネル工事\*<sup>1</sup>では、トンネル掘削の最先端で地山が露出している部分（切羽）において、トンネルの掘削面から岩石等が落下する災害（肌落ち災害）が散見されている。

これらの災害では、ロックボルト\*<sup>2</sup>の施工が十分でなかったこと、地山の状況に応じた工法や建設機械（ドリルジャンボ）の選定が適切ではなかったこと、現場の地山の状況に応じた設計変更等の措置が十分でなかったこと等が認められている。

こうしたことから、厚生労働省では（独）労働者健康安全機構安全衛生総合研究所に検討を依頼し、切羽における肌落ち防止対策の御提言をいただき、必要な対策を新たにガイドラインに盛り込んだ。

厚生労働省では、改正ガイドラインの周知や事業者への指導を通じ、山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底を進めていく。

\*<sup>1</sup>「山岳トンネル工事」は火薬類を爆発させ地山を破碎して掘削する工事。このほか、トンネル工事にはカッターを回転させて掘削するシールドトンネル工事などがある。

\*<sup>2</sup>「ロックボルト」はトンネル掘削面から地山内部に放射状に穿(せん)孔された孔に挿入された鋼棒。

## 主な改正内容

### 1. 発注者等が講ずべき措置の新設

設計段階における適切な支保パターン\*<sup>3</sup>の選定や鏡吹付け\*<sup>4</sup>の実施、施工段階において設計変更に係る施工者との協議等を行うこととした。

### 2. 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲の新設

切羽（天端）からの45度の範囲を特段の配慮を必要とする範囲とし、可能な限り立入りを避けることとした。

### 3. 地山の状況に応じた支保パターンの選定（設計変更）

発注者と必要な情報等を共有の上、十分協議し連携して取り組むこと等とした。

### 4. 適切なドリルジャンボの選定及び速やかなロックボルトの施工

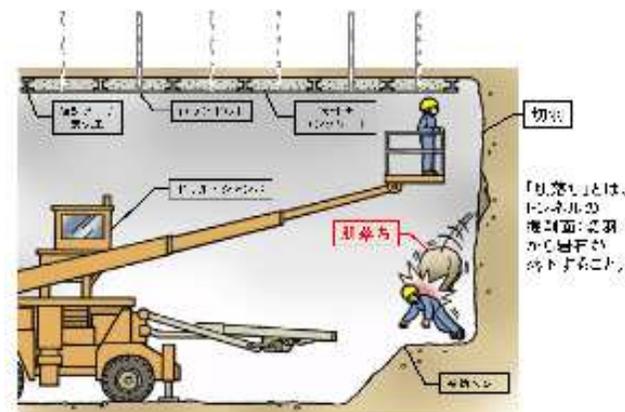
### 5. 切羽の自立が悪い場合における鏡吹付けの原則実施

\*<sup>3</sup>「支保パターン」は地山の分類と支保部材の選定を組み合わせたもの。

\*<sup>4</sup>「鏡吹付け」は、切羽の垂直面にコンクリートを吹き付けること。

### 6. その他

最新のデジタル技術等も活用し、各種作業の遠隔化・自動化、各種センサー等を活用した監視・検知等の取組を積極的に進めることとした。



# 転倒災害防止対策について

(1 - 5 関係)

## 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

### 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

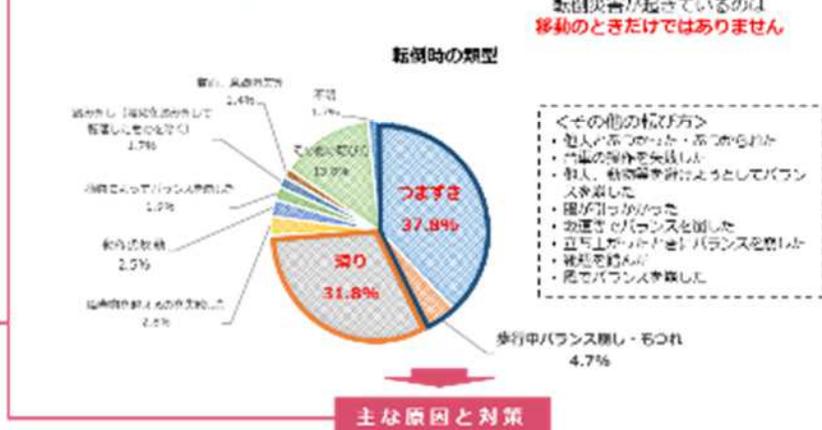
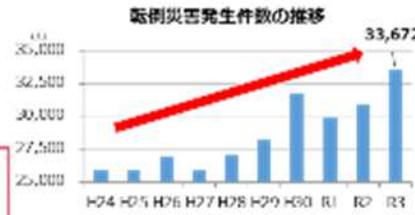
- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
 >バックヤード等(倉庫)の整理、整頓(物を置く場所の指定)の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
 >敷地内(特に従業員用通路)の凹凸、陥没穴等(こくわずかなものでも危険)を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒 (8%)  
 >適切な道路の設定  
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
 >設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
 ※引き回しが、労働者が自らつまずくケースが多い  
 >転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

### 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
 >水、洗剤、油等にごぼれていることのない状態を維持する。  
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
- 水場(食品加工場等)で滑って転倒 (16%)  
 >滑りにくい履き物の使用(労働安全衛生規則第558条)  
 >防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
 >隣接エリアまで濡れないよう措置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
 >大雨時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、高圧洗浄等の対策を行う

(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業主は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

## 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



### 転倒による怪我の態様

#### 骨折(約70%)

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数(※労働者死傷疾病報告による休業日数)

47日

### 転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

- <その他の転倒方法>
- ・他人がぶつかった・ぶつかられた
  - ・作業の動作を失速した
  - ・靴、靴の裏を滑りやすいとしてバランスを崩した
  - ・腰が引っかけた
  - ・おぼろげなバランスを崩した
  - ・立ち上がり時にバランスを崩した
  - ・階段を降りた
  - ・足でバランスを崩した

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防体カチエック」「目」カチエック」を「早くがさい
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも若く増大します  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診しましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(内閣府ウェブサイト)



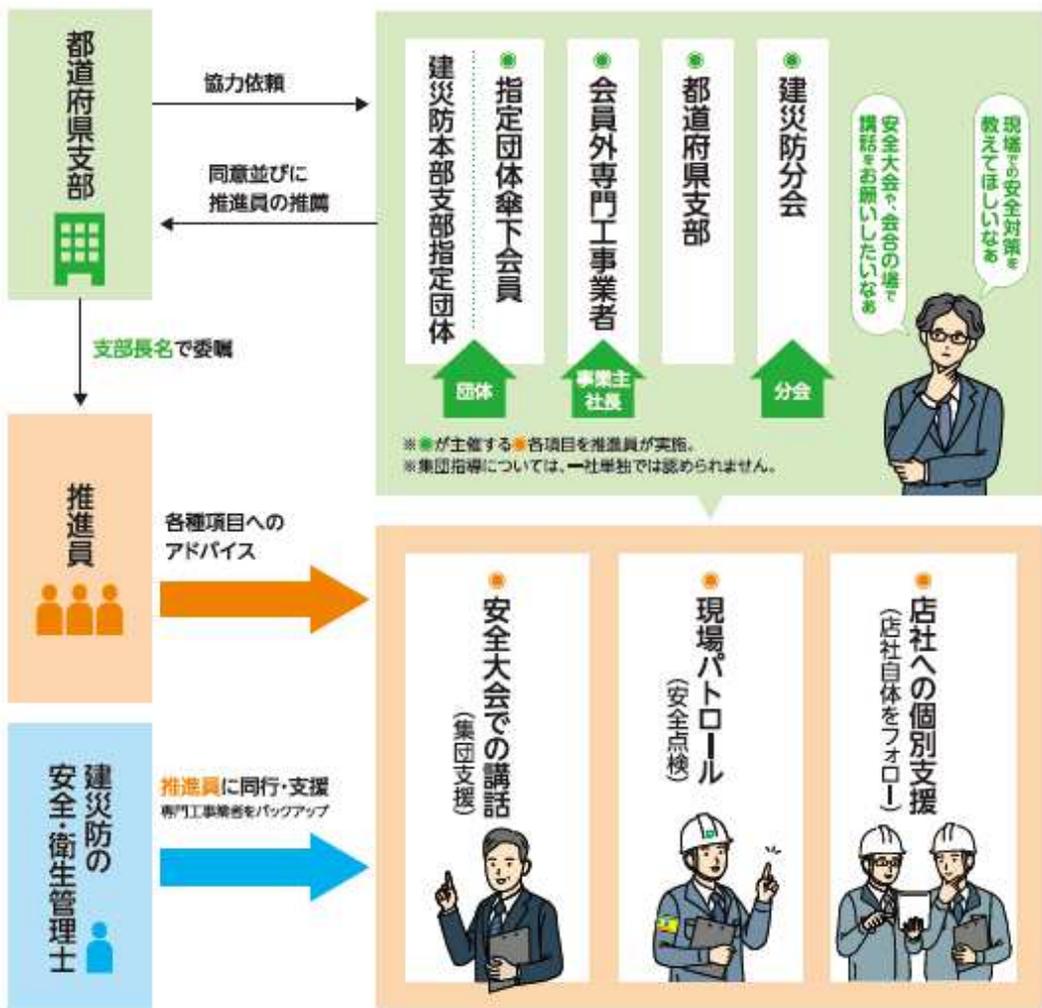
# 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

- 建設業労働災害防止協会では、専門工事業者及び中小建設業者の方々を対象に、安全衛生管理水準の向上を図るため本事業を実施
- 建災防から委嘱された推進員による安全講話や現場の安全点検を実施し、自主的な安全衛生活動をバックアップ（無料）



お申し込みはこちら（建災防HP）

## 事業スキーム



## 支援内容

### 支援内容

#### 1 集団支援

- 安全大会や総会の場を用いて安全講話を実施します。
- 主催者** 指定団体、建災防支部、建災防分会
- 対象者** 専門工事業者(指定団体傘下会員及び会員外専門工事業者)
- 開催方法** 集合形式又はリモート方式
- 支援内容** 安全衛生法令改正、三大災害対策、熱中症、メンタルヘルス対策等、その他依頼された内容について講話

#### 2 現場パトロール

- 専門工事業者等からの依頼に応じて、現場の安全点検を行います。
- 

#### 3 店社への個別支援

- 店社の安全衛生計画作成、管理体制作り等の支援を行います。
- 
- 支援内容**
- 現場のパトロール(加工場も含む)
  - 現場の安全衛生管理計画の書類内容確認
  - 安全衛生教育(例)ヘルメットの正しい使い方等

#### 4 支部、団体主催による安全大会への参加

- 安全衛生意識向上のため、指定団体等主催の安全大会等開催について支援します。

#### 5 視聴覚教材等の提供

- 専門工事業者等が社内教育で使用できる映像教材(インターネット配信)、書籍等を提供します。
- 支援内容**
- 映像教材
  - 小冊子(あなたを守るポイント)

小冊子の一例 ※ 印刷によって色覚等は異なります。



#### 動画の一例

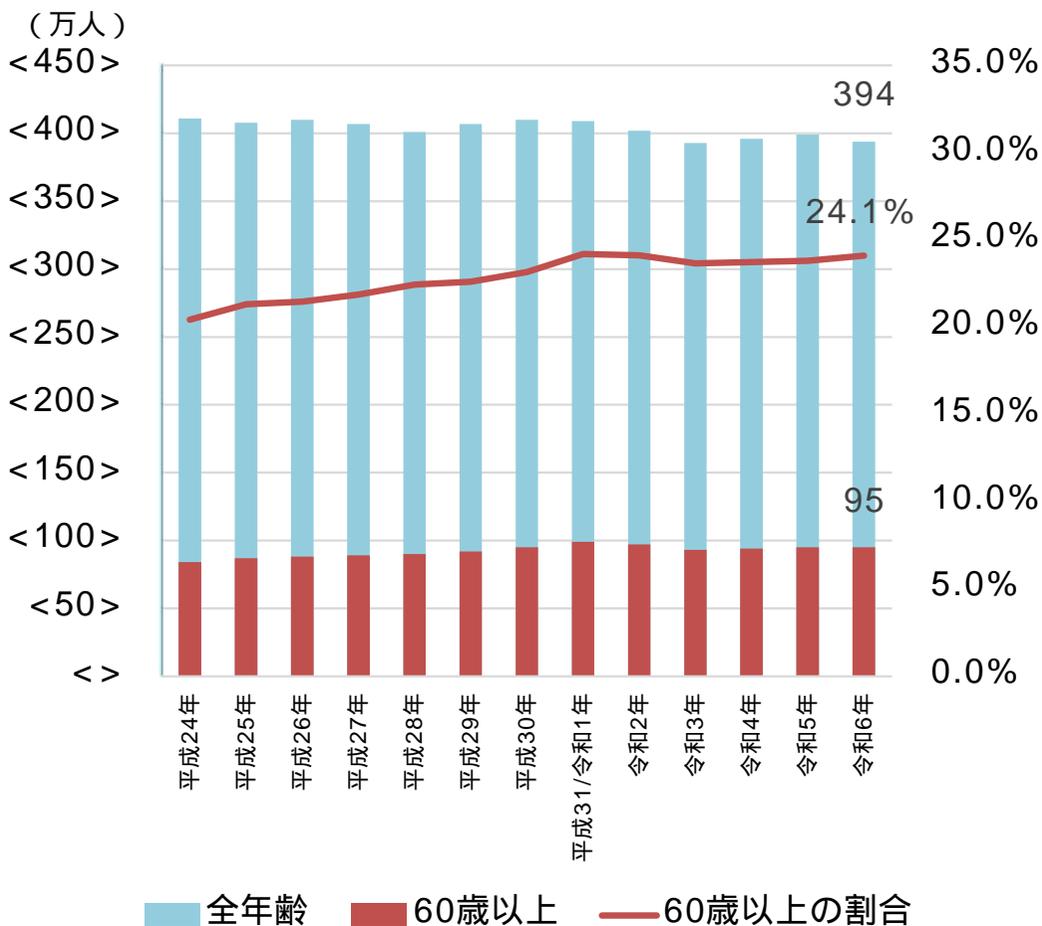
こちらからも視聴できます



# 高齢者の就労と被災状況（建設業）

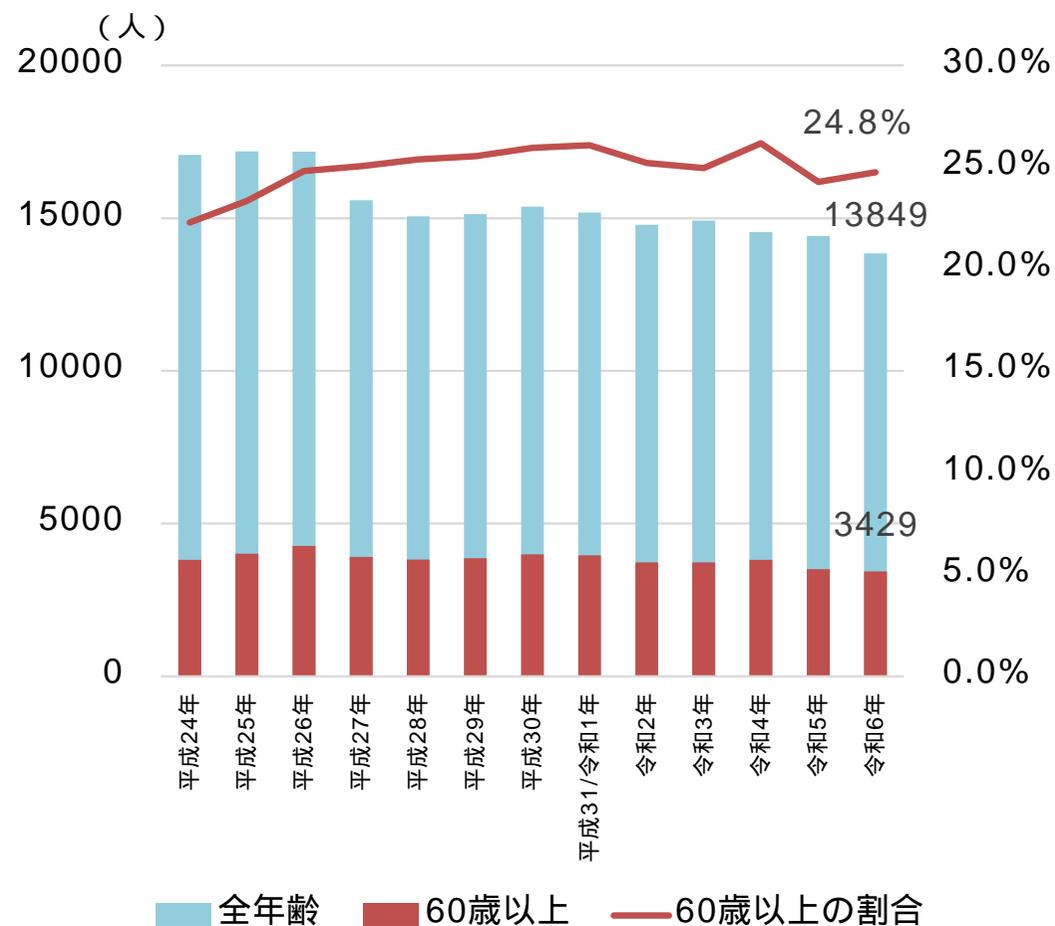
## 雇用者

### 全年齢に占める60歳以上の割合



## 労働災害による死傷者数

### 全年齢に占める60歳以上の割合



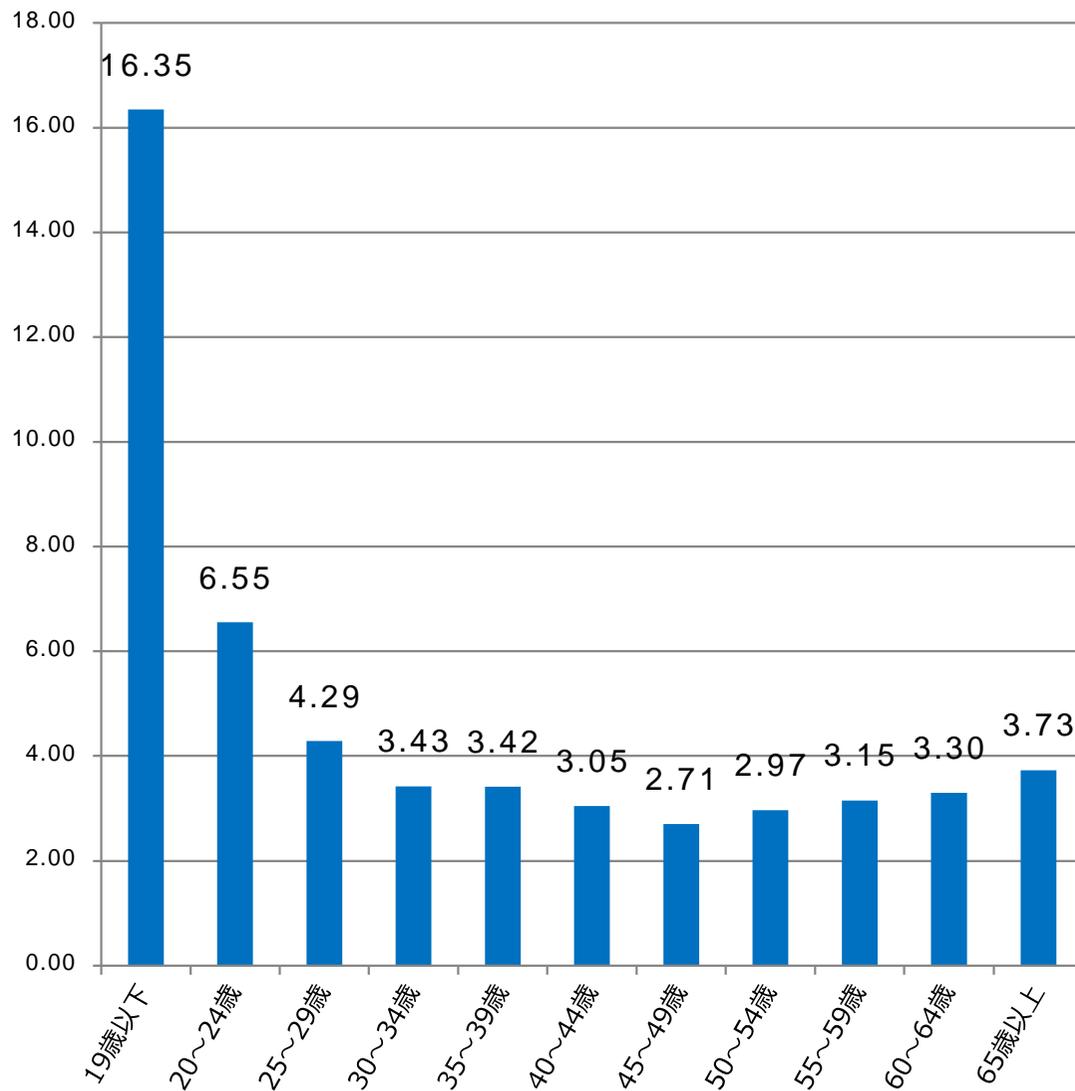
データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）

データ出所：労働者死傷病報告 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

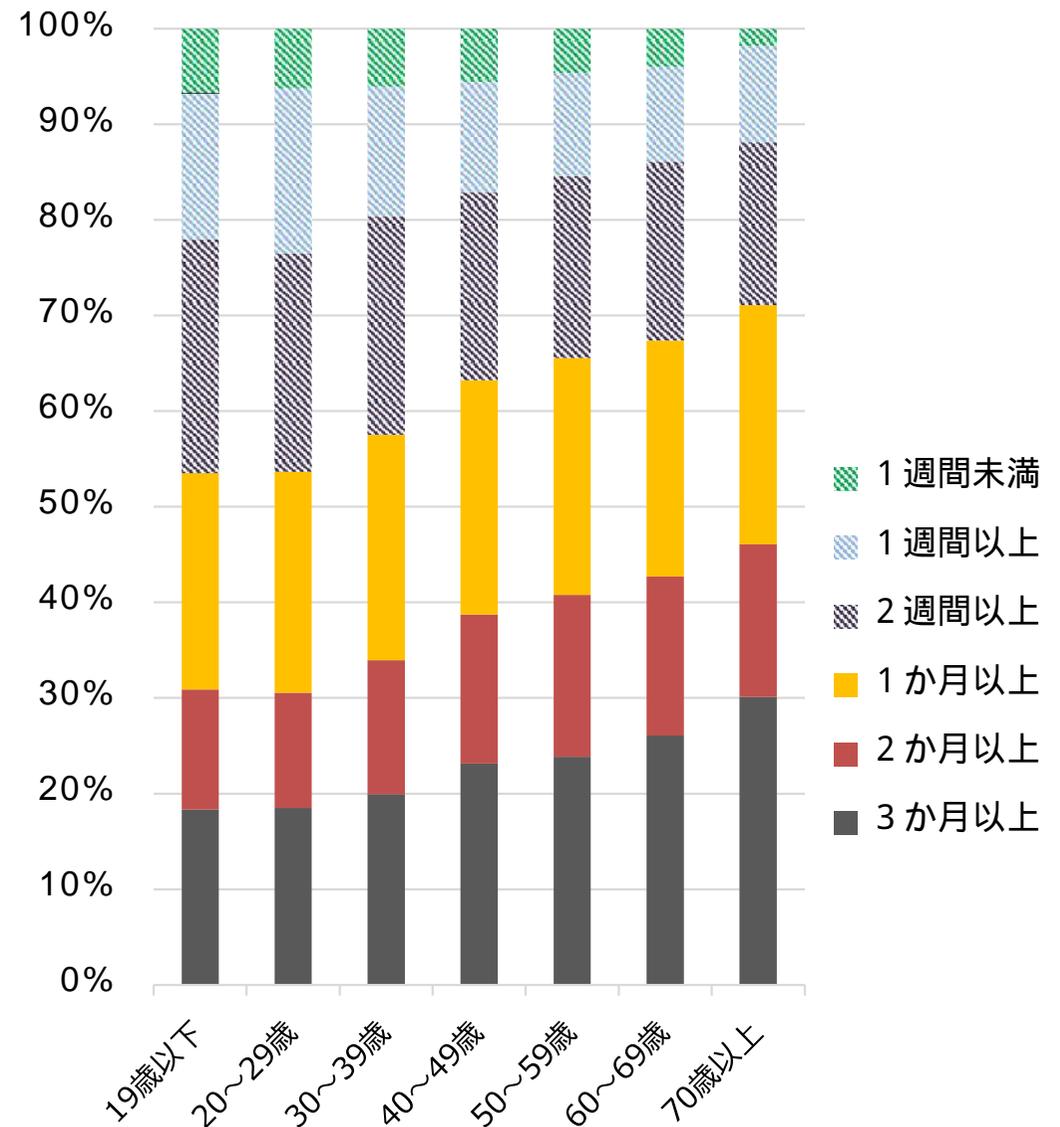
- ◆ 建設業における雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は24.1%(令和6年)
- ◆ 建設業における労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は24.8%(同)

# 建設業における高年齢労働者の労働災害の特徴 災害発生率（千人率）

## 年齢別 千人率（令和6年）



## 年齢別の休業見込み期間の長さ（令和6年）



データ出所：千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000  
 : 死傷者数...労働者死傷病報告（令和6年）  
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く  
 : 労働者数...労働力調査（年次・2023年・基本集計第 -2-2表 役員を含む雇用者）

データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）  
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く  
 死亡災害は、休業3か月以上に算入

# エイジフレンドリーガイドラインの概要

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

### ● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

## 2 職場環境の改善

### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

### ● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### ● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

### ● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

## 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

### ● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

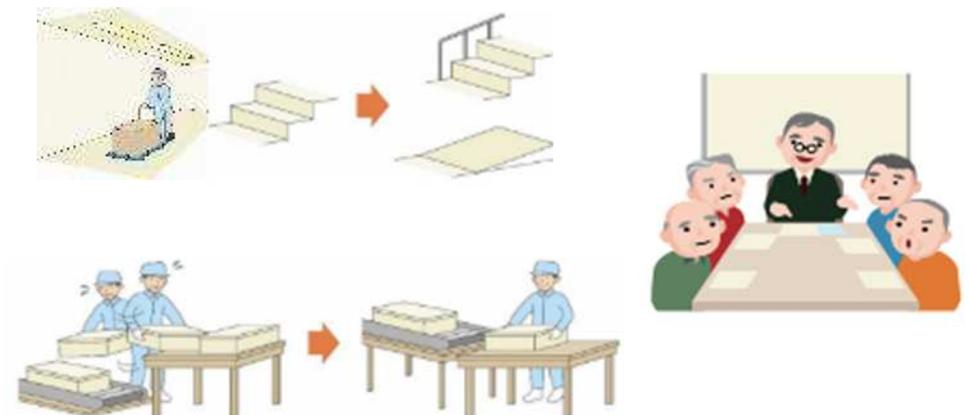
### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

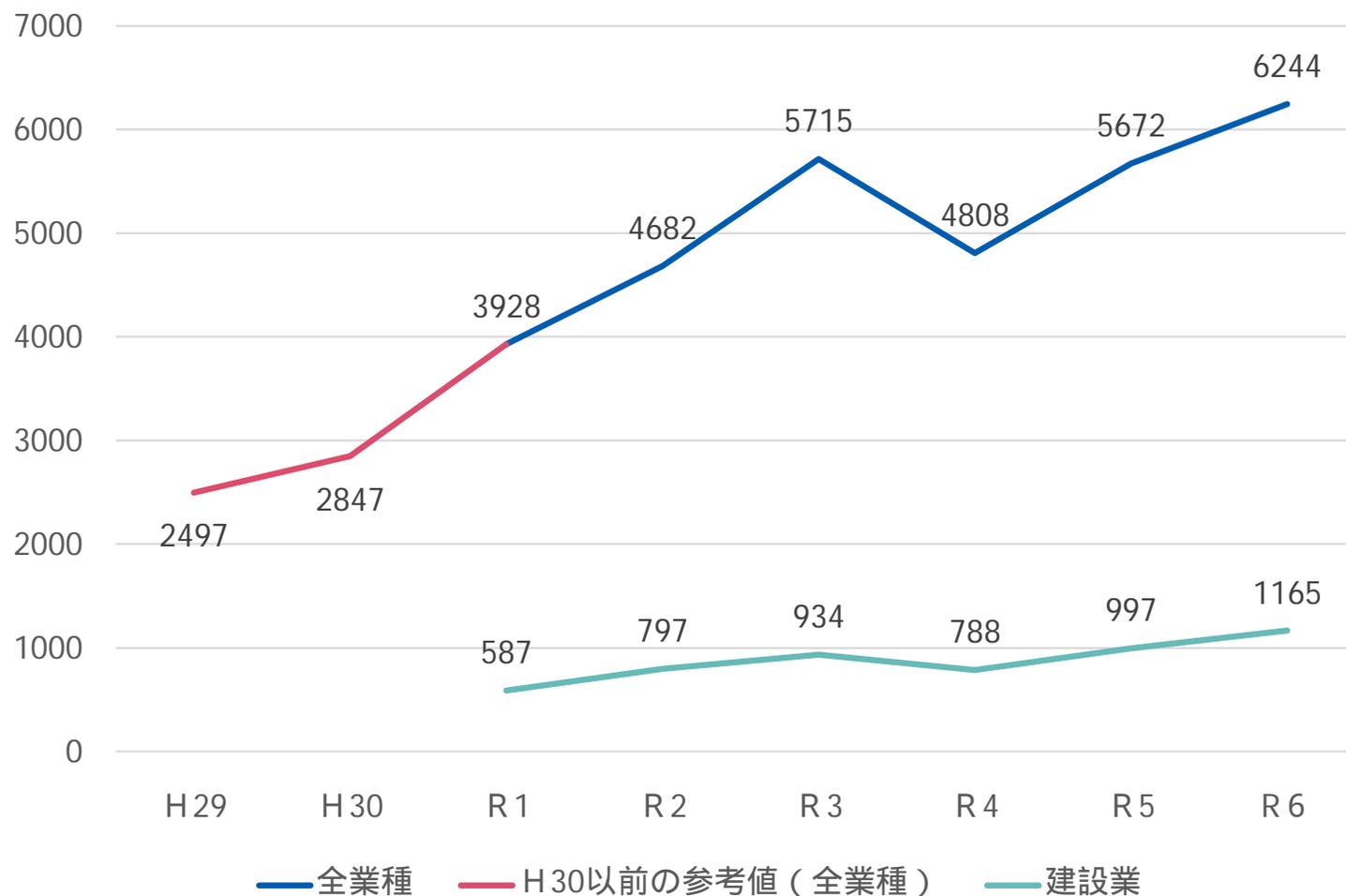
## 5 安全衛生教育

### ● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。  
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



# 外国人労働者の労働災害発生状況

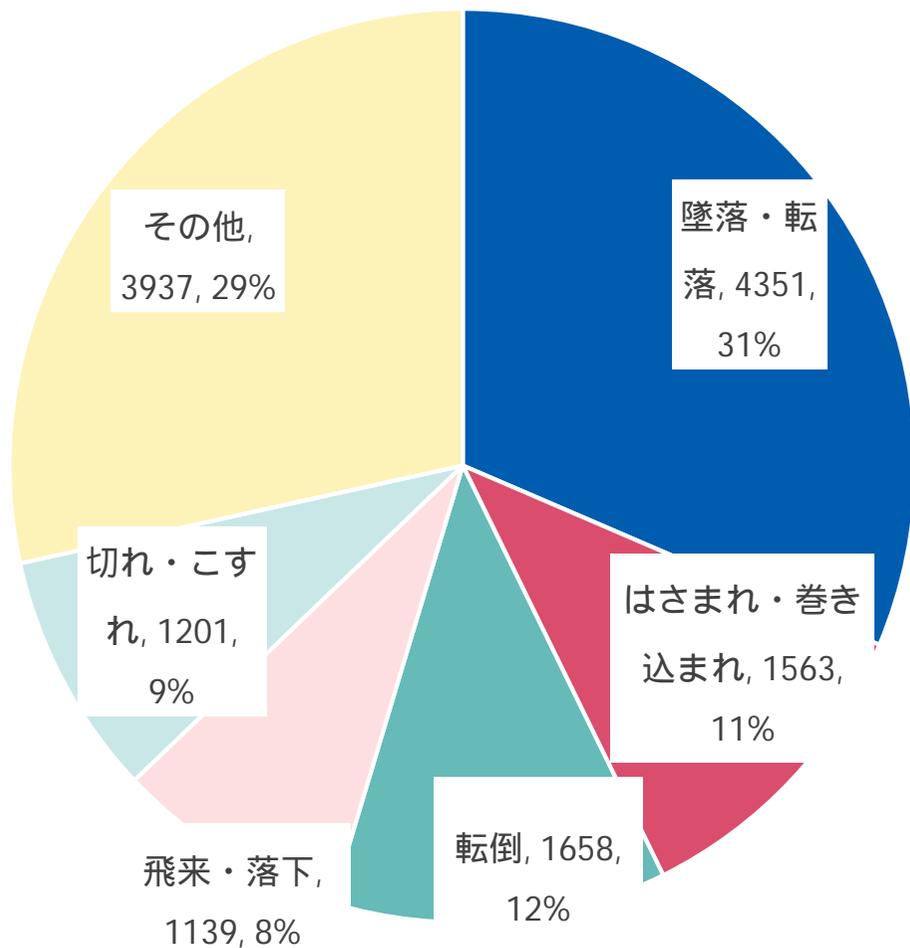


出典：労働者死傷病報告（厚生労働省）

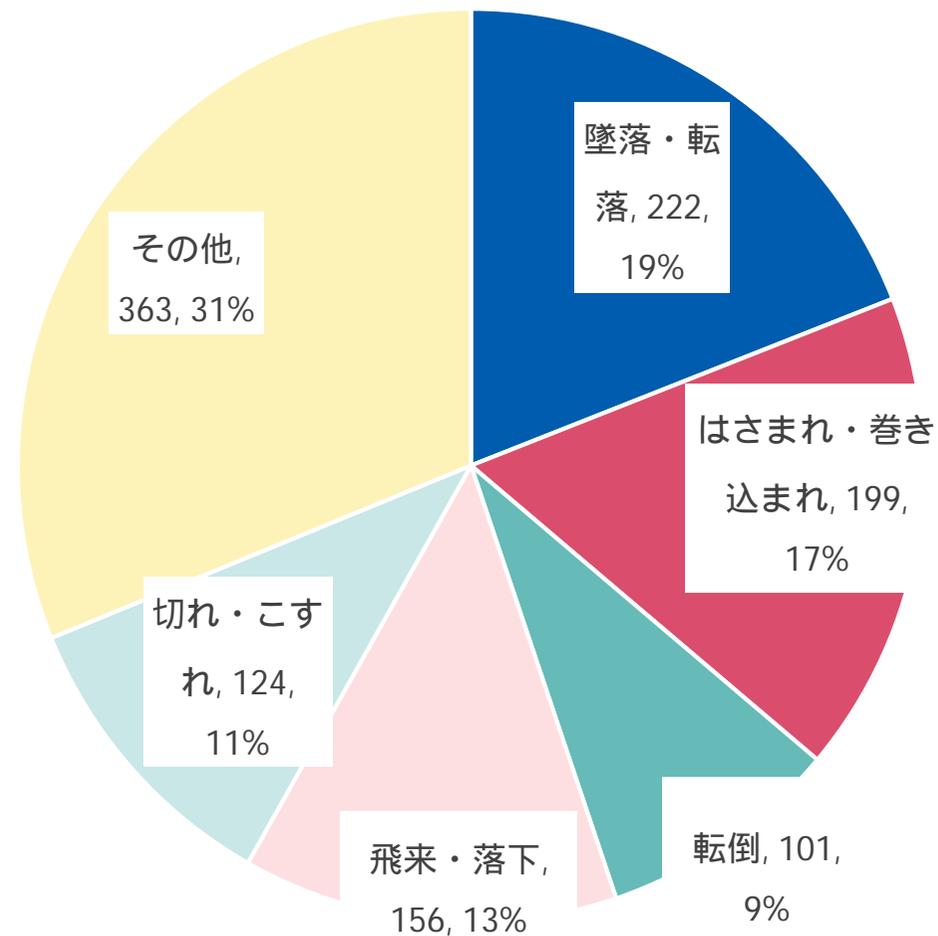
- 労働者死傷病報告の報告事項に国籍や在留資格が含まれたのは令和元年以降であり、H30年以前の数値は労働基準監督署で把握できた範囲の情報をもとに集計したもの。
- 令和2年、3年の死傷者数には、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を含んでいる。
- 令和4年、5年、6年の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いている。

# 外国人労働者の労働災害発生状況

令和6年の建設業における死傷災害  
事故の型別内訳（全体）



令和6年の建設業における死傷災害  
事故の型別内訳（外国人）



# 外国人労働者の労働災害防止対策 1

業務経験が  
比較的短い

日本語そのものの  
理解が不十分

コミュニケーション不足により、  
職場の「危険」の伝達・理解も不足

## 対応方針

### 労働災害防止のための安全衛生教育等の実施

外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（**母国語や視聴覚教材の使用**）  
使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に**理解させる。  
標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で**注意喚起語を**表示する**。 等

## 具体的な支援

### 安全衛生教育の支援

**教育マニュアル**の作成（未熟練労働者対象）

（一部は外国人向け翻訳（28:製造業、29:陸運業、商業、30:産廃業、1:警備業））

外国人労働者向け**視聴覚教材**の作成（コミック、動画、VR等）

**外国人在留支援センター**（R2.7月開設（於：東京・四谷））

安全衛生相談窓口の設置、事業者向け教育マニュアル、全国で個別訪問実施

外国人労働者を雇用する事業場を対象とした**外国人労働者安全衛生管理セミナー**の開催

## 外国人労働者の労働災害防止対策 2

- 外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施
  - ◆ 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（母国語や視聴覚教材の使用）
  - ◆ 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を確実に理解させる。
  - ◆ 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で注意喚起語を表示する**。 等



安全表示の例

# 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会の御案内

## 厚生労働省では一人親方等向けの研修会を開催



直近5年間（2020～2024）の建設業の労働災害による死亡者数（年間平均）は **254人**

一方、一人親方等の死亡者数（年間平均）は **80人**

事故の型別では「墜落・転落」の占める割合が約65%と最も高い



2020～2024年の5年間で400人も一人親方等が亡くなられています

## 一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生



墜落・転落が6割



## 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会

令和7年度厚生労働省委託事業

- 建設業で働く人の死亡事故（2024年）
  - ・労働者の死亡者は全産業746人のうち建設業では232人と業種別で最多！
  - ・一人親方等の死亡者は57人
  - ・労働者、一人親方等のいずれも、事故の型別では、「墜落・転落」が最多！
- 一人親方等でも多くの死亡事故が発生！

これって人ごとではないな…

## グループ単位での研修会を企画してみませんか？

### お申し込み方法のご案内

無料

- ・令和7年度「建設業の一人親方等安全衛生研修会」をグループ単位で開催します。
- ・ただし、最少催行人員は、一人親方14名です。
- ・開催を希望される会社、組合等の担当者は、ホームページやQRコードからお申し込みください。
- ・研修会の内容に関するご質問、ご相談等は、お気軽にご連絡ください。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会  
〒101-0047  
東京都千代田区内神田1丁目12番2号  
三秀舎ビル6階  
電話 03(5283)1030  
FAX 03(5283)1032  
安全衛生教育研修会詳細ページのURL  
<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/kenshukai.html>



※会場までの交通費は各自で負担してください。



資料出所：厚生労働省  
「労働災害発生状況」  
「一人親方等の死亡災害発生状況」



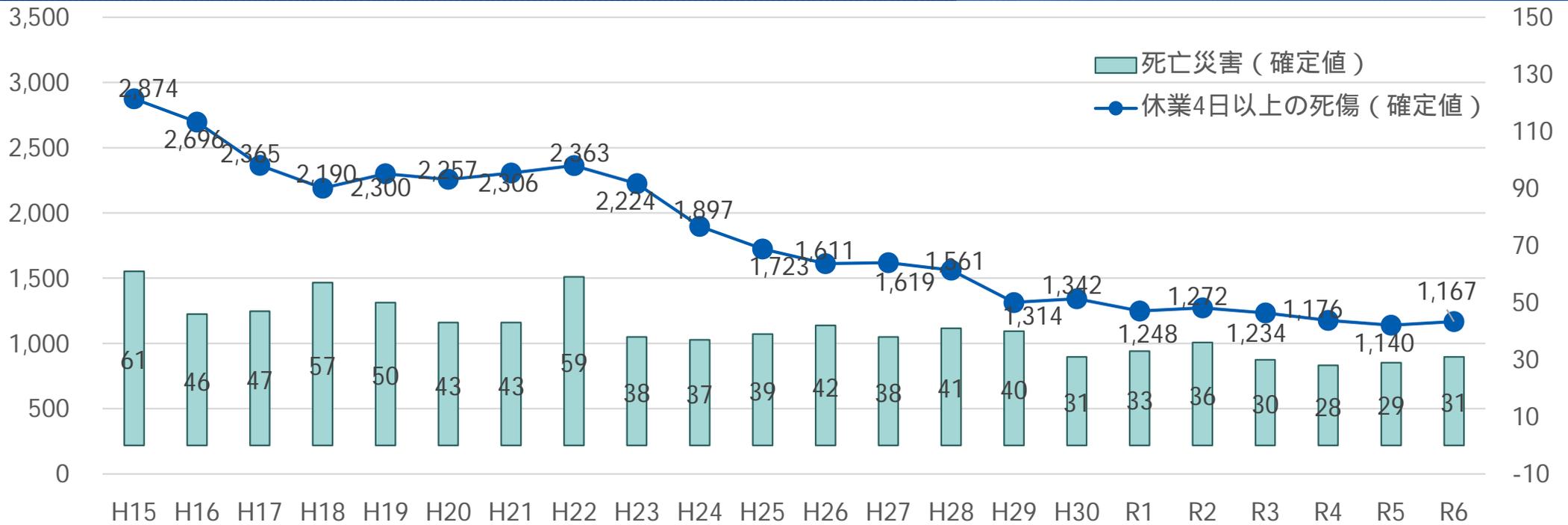
このパンフレットについてのお問合せ先は  
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会  
電話番号：03-5283-1030

厚生労働省ホームページ  
建設業における一人親方等の  
安全及び健康の確保について



全基連 一人親方 研修会 検索

# 林業における労働災害発生状況

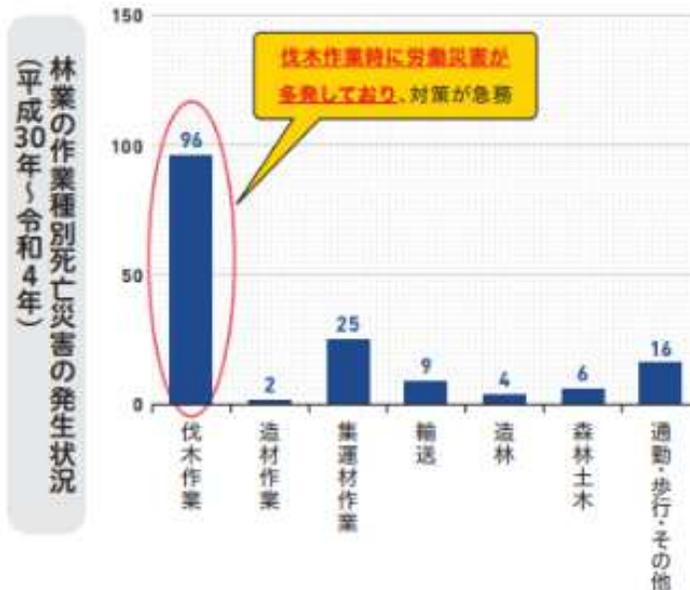


千人あたりの災害発生率(死傷年千人率)

	死傷千人率(R4年)
林業	23.5
製造業	2.69
建設業	4.45
全業種	2.32

全業種の約10.1倍

(出典) 死亡者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告、災害発生率は労働力調査より集計した値により算出



伐倒する木の下敷きにならないよう、周囲(伐倒する木の2倍の長さ)に労働者を立ち入らせない、待避場所を決める、立入禁止がわかるようにしましょう

# チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインについて

## 趣旨・目的

本ガイドライン（H27.12.7付け基発1207第3号別添、R2.1.31改正）は、**着用すべき保護具・保護衣**や**適切な伐木等作業方法**を示すことにより、労働安全衛生法令や関係通達と相まって、伐木等作業における労働災害の防止に資することを目的としている。

## 【概要】

### 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

**下肢の切創防止用保護衣（則485）**（JISに適合する防護ズボン等）、長袖の上衣、防振・防寒に役立つ厚手の手袋、安全靴その他適当な履物、**保護帽（則484）**・保護眼鏡・耳栓 等（作業性が高く視認性の高い目立つ色合いのものを選定）

### チェーンソーの選定、取扱い方法

事前準備等（事前調査・記録、リスクアセスメント、作業計画の作成、作業指揮者の選任、教育）

### 伐木の作業における安全の確保

つるがらみの状態等の確認及び**取除き（則477 二）**、伐倒方向の確認（図1参照）、**伐倒者以外の労働者の立入禁止（則481）**（図2参照）、**適切な受け口・追い口・つるの作成（則477 三）**（図3参照） 等

### 造材作業における安全の確保

**木材の転落防止（則480）**及び**立入禁止（則481）**、同一の原木の玉切り禁止 等

### かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木処理についての留意事項を示すとともに、禁止事項として以下を記載

かかられている木の伐倒（則478）

浴びせ倒し（則478）

元玉切り

肩担ぎ

かかっている木の枝切り



図1 伐倒方向

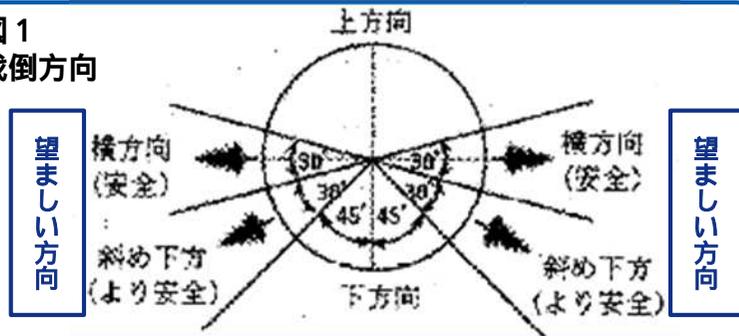


図2 立入禁止範囲

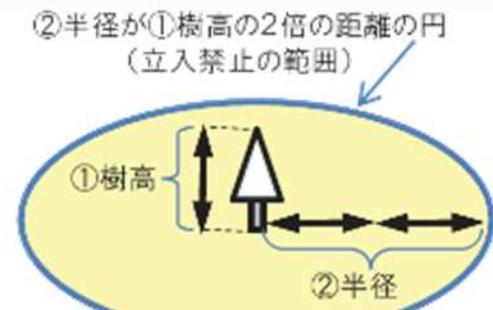
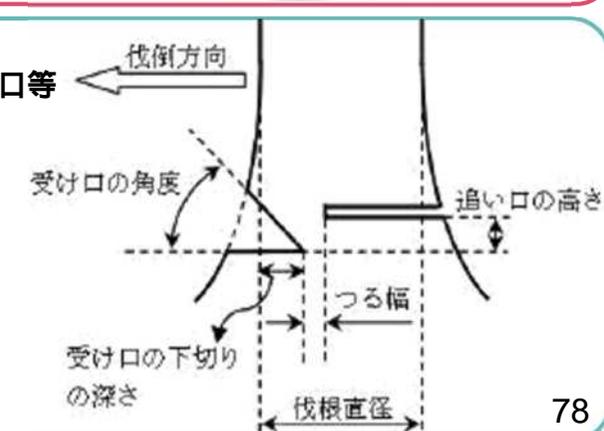


図3 受け口、追い口等

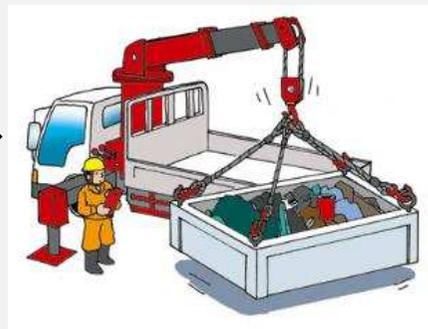


# 高度安全機械等導入支援補助金事業

近年、機械による事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われていますが、産業現場の車両系建設機械においてもこれらの技術を活用し労働災害の防止を推進することが重要です。しかし、資力の乏しい中小事業者等においてはこれらの導入は困難であるため、令和4年度から、**中小事業者等を対象として、高度な安全性能を有する車両系建設機械の導入等のための経費の一部を補助**しています。

## 高度安全機械補助金

**補助対象**：高度な安全機能を有する車両系建設機械の導入等のために要する費用  
(補助対象経費の1/2又は基準額のいずれか低い方を補助)



### 建設業労働災害防止協会

厚生労働省が指定した安全機能を有する機械導入のための当補助金事業の公募を実施

補助金



### 高度安全機械等導入事業者 (中小事業者等)

指定された対象機械を導入する中小事業者等に対し、審査の上、交付決定

## 令和7年度スケジュール

Web申請登録期間 4/10 ~ 1/30

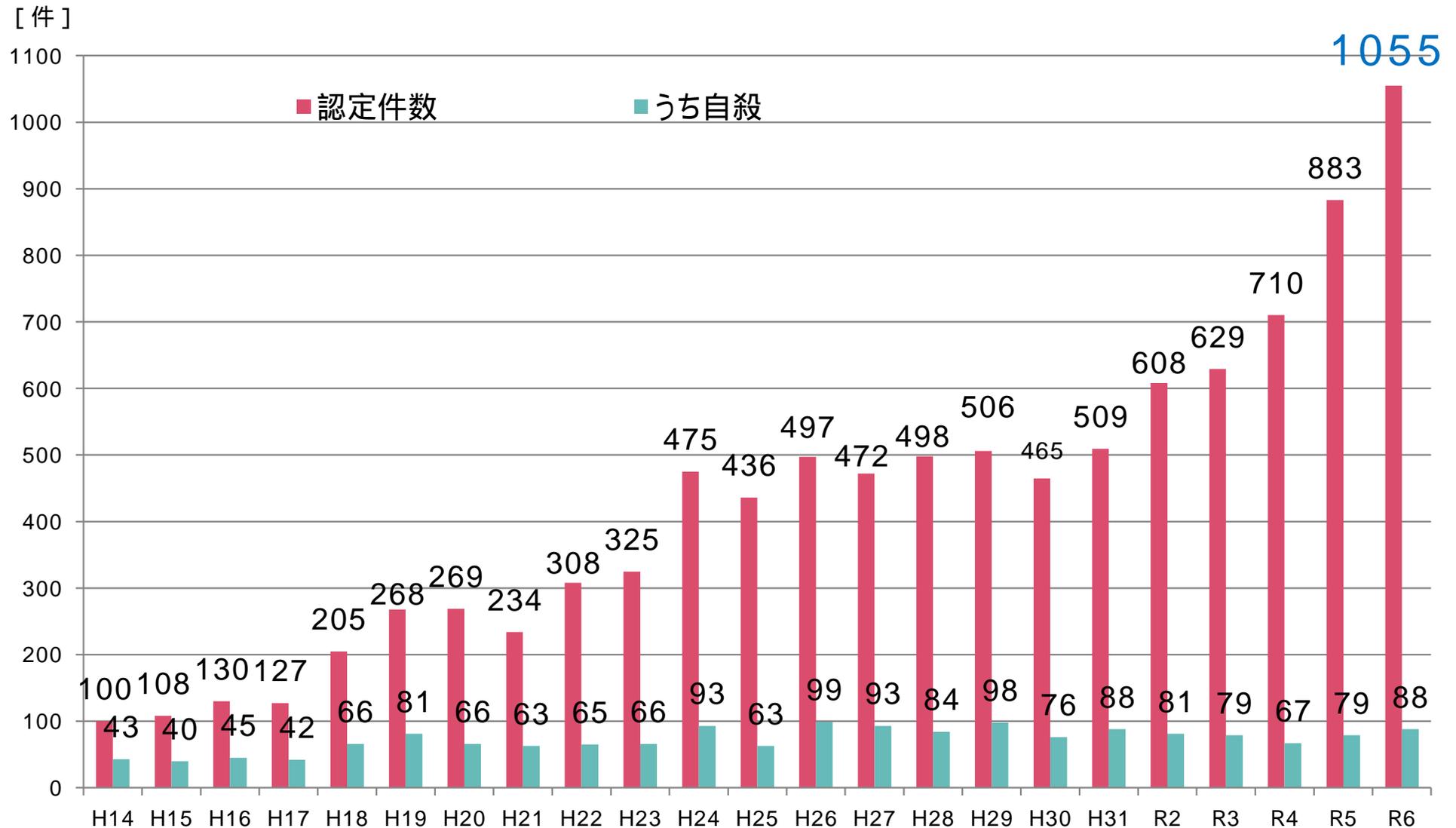
**令和7年度 予算額に達したため申込終了**

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係**
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

# 精神障害の労災認定の状況

精神障害の労災支給決定件数は増加傾向にあり、令和6年度には1055件と過去最多

## 精神障害の労災支給決定件数の推移



# 精神障害の労災認定の状況

精神障害の原因となった出来事は、「パワーハラを受けた」「仕事内容・仕事量の（大きな）変化」「カスハラを受けた」「セクハラを受けた」等が多い。

## 精神障害の労災支給決定件数 / 出来事別（上位10項目）

順位	出来事の類型	支給決定件数
1	パワーハラスメント	224（10）
2	仕事内容・仕事量の（大きな）変化	119（21）
3	顧客・取引先・施設利用者等からの著しい迷惑行為	108（1）
4	セクシュアルハラスメント	105（0）
5	悲惨な事故や災害の体験・目撃	87（0）
6	特別な出来事	78（10）
7	1か月に80時間以上の時間外労働	51（6）
8	（重度の）病気やケガ	48（4）
9	同僚等からの暴行又はひどいいじめ・嫌がらせ	44（1）
10	上司とのトラブル	38（4）

（ ）内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数

# 精神障害の労災認定の状況

中分類「総合工事業」「設備工事業」においても、精神障害の労災認定事案は多い。

## 精神障害の支給決定件数の多い業種（中分類の上位15業種）

順位	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数	うち自殺 （未遂を含む）
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	152	3
2	医療、福祉	医療業	118	8
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	69	6
4	建設業	総合工事業	46	9
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	44	4
6	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	30	1
6	卸売業、小売業	その他の小売業	30	1
8	製造業	食料品製造業	29	2
9	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	24	0
10	卸売業、小売業	各種商品小売業	22	3
10	製造業	輸送用機械器具製造業	22	3
10	教育、学習支援業	学校教育	22	1
13	建設業	設備工事業	20	1
13	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	20	2
15	情報通信業	情報サービス業	19	2

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

# 精神障害の労災認定の状況

労災認定件数を事業場規模別に見ると、労働者数に比例して発生しており、小規模事業場においても多い。

## 令和5年度の精神障害の労災支給決定件数 / 事業場規模別 <sup>1</sup>

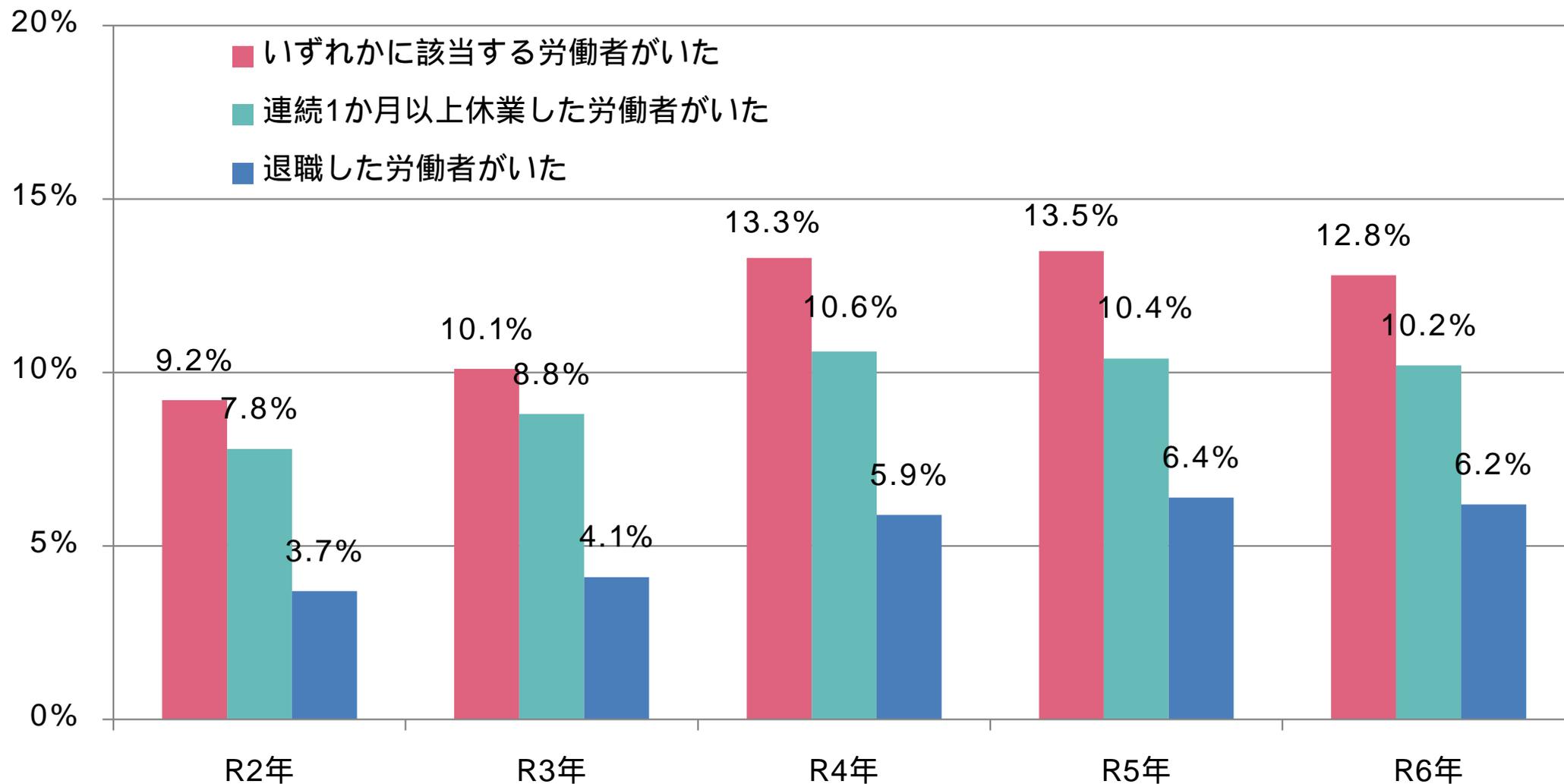
	全体	10人未満	10-29人	30-49人	50-99人	100-299人	300-499人	500-999人	1000人以上
精神障害の 労災支給 決定件数	<sup>2</sup> 877件 (100)	136件 (15.5)	199件 (22.7)	100件 (11.4)	114件 (13.0)	147件 (16.8)	65件 (7.4)	45件 (5.1)	71件 (8.1)
<sup>3</sup> 労働者数	55,143,895人 【100】	9,287,959人 【16.8】	13,152,068人 【23.9】	6,491,004人 【11.8】	7,505,914人 【13.6】	8,700,101人 【15.8】	10,006,849人 【18.1】		

- 1 事業場規模は調査時点（令和6年度）。労災支給決定時点とは異なる場合がある。
- 2 令和5年度の労災支給決定件数883件の内、事業廃止のほか事業場としての存続不明な6件を除く877件。
- 3 労働者数は令和3年経済センサス活動調査（総務省統計局）における調査票情報をもとに、厚生労働省労働基準局が独自集計。令和3年6月1日時点。

出典：労災支給決定件数は令和5年度「過労死等の労災補償状況」を基に加工  
労働者数は令和4年「労働基準監督年報」

# メンタルヘルス不調により休業又は退職した労働者がいる事業場の割合

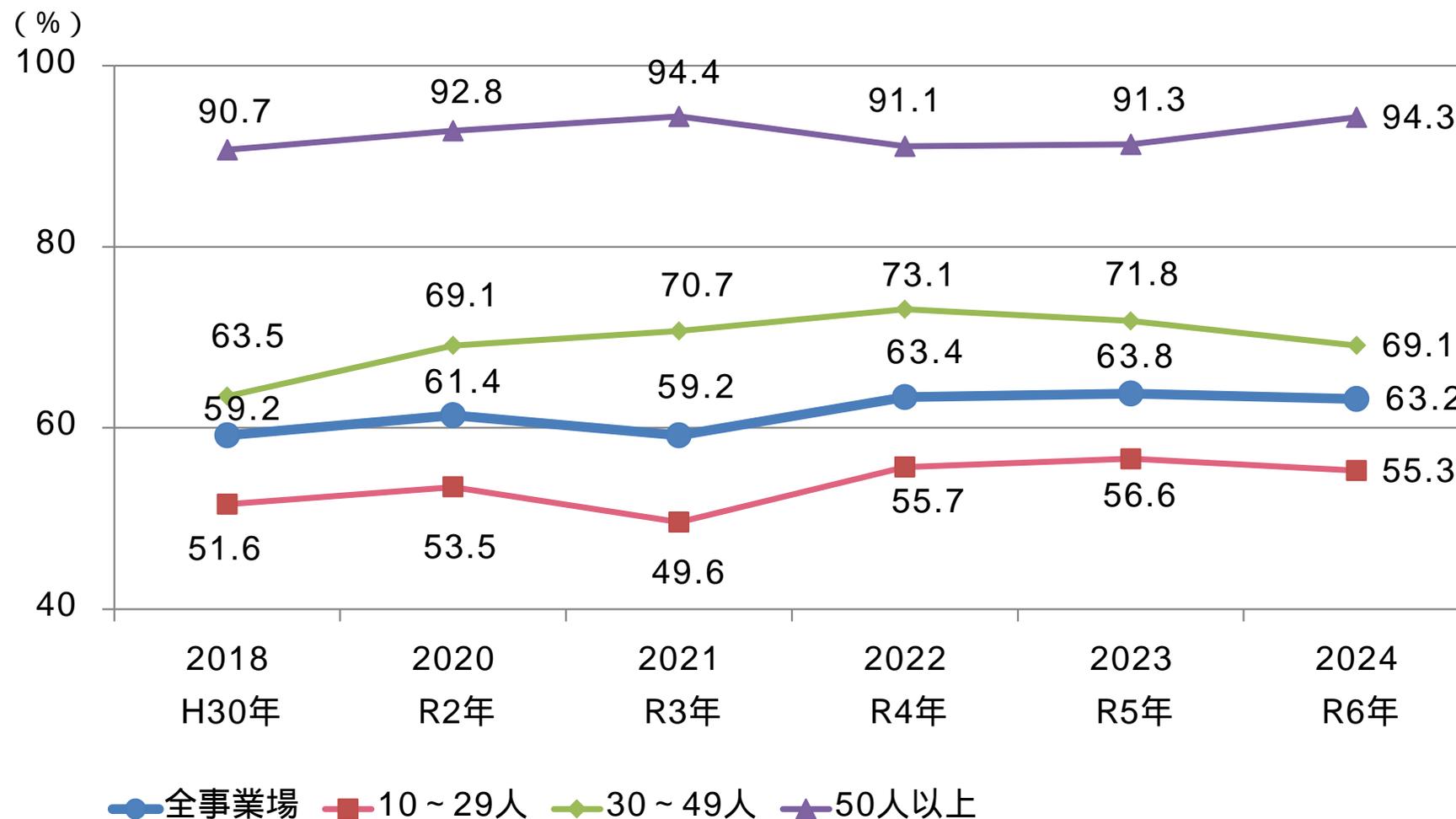
メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は、近年上昇傾向にあり、1割を超えて推移している。



# メンタルヘルス対策の実施状況

メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えるが、50人未満の小規模事業場においては、30～49人の事業場で69.1%、10～29人の事業場で55.3%と未だ取組は低調

## メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 / 事業場規模別

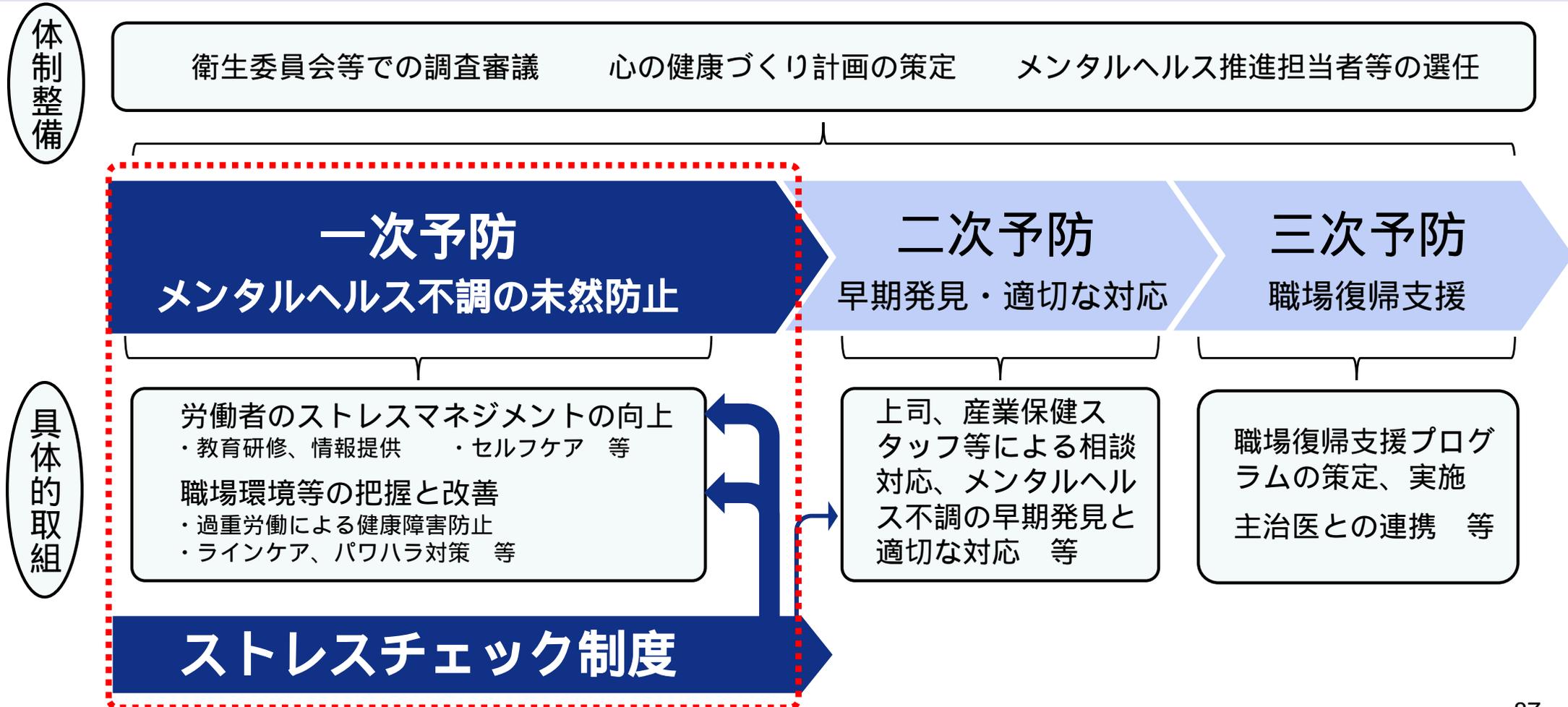


出典：労働安全衛生調査（実態調査）

# メンタルヘルス対策の体系とストレスチェック制度

事業場における労働者のメンタルヘルスカケアは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられる。

ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られている。

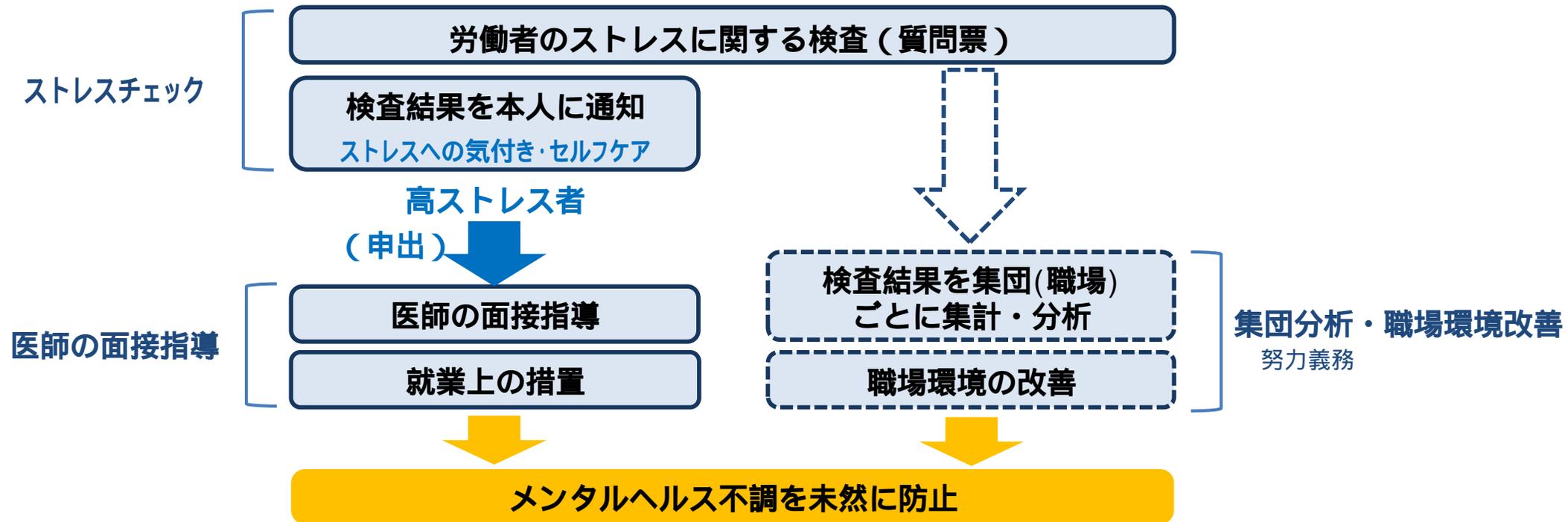


# 職場のメンタルヘルス対策の推進（労働安全衛生法の改正概要）

## 背景

事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっていた。

（ストレスチェック制度の流れ）



## 改正内容

ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた（50人未満は努力義務）ところ、今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを全ての事業場に義務化する。

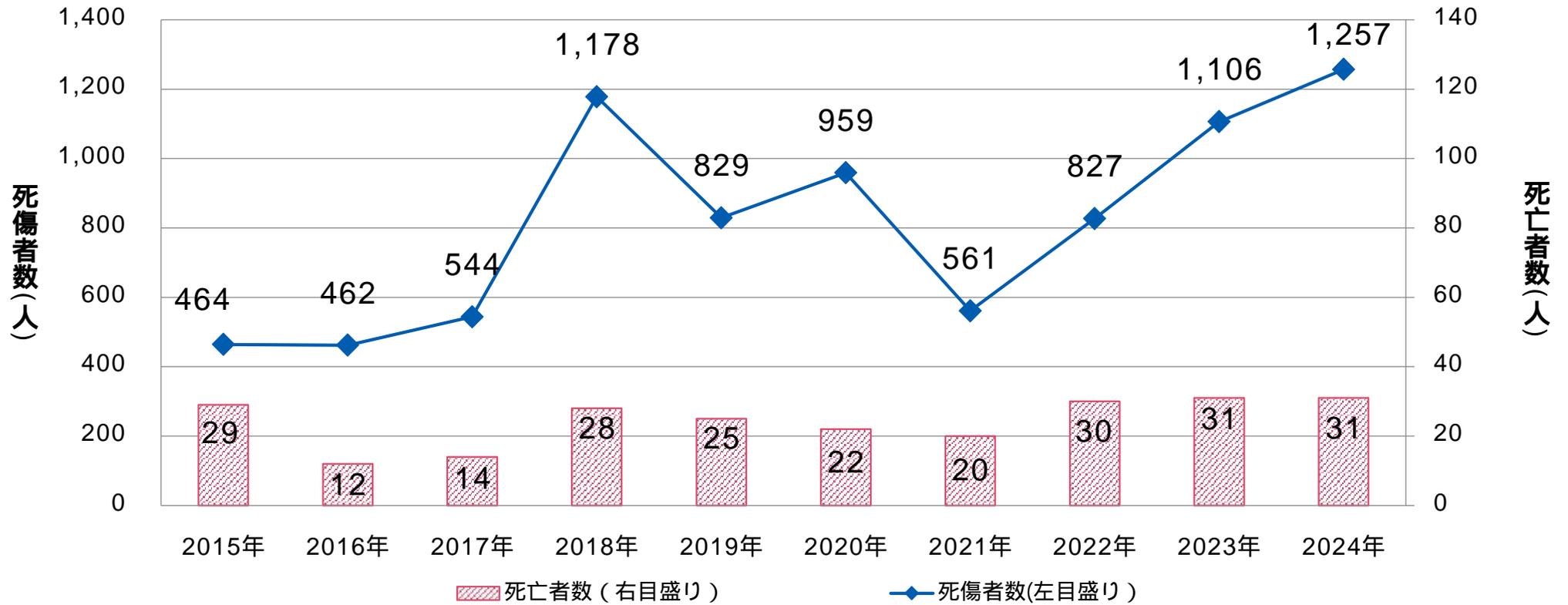
小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。

# 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（2015～）

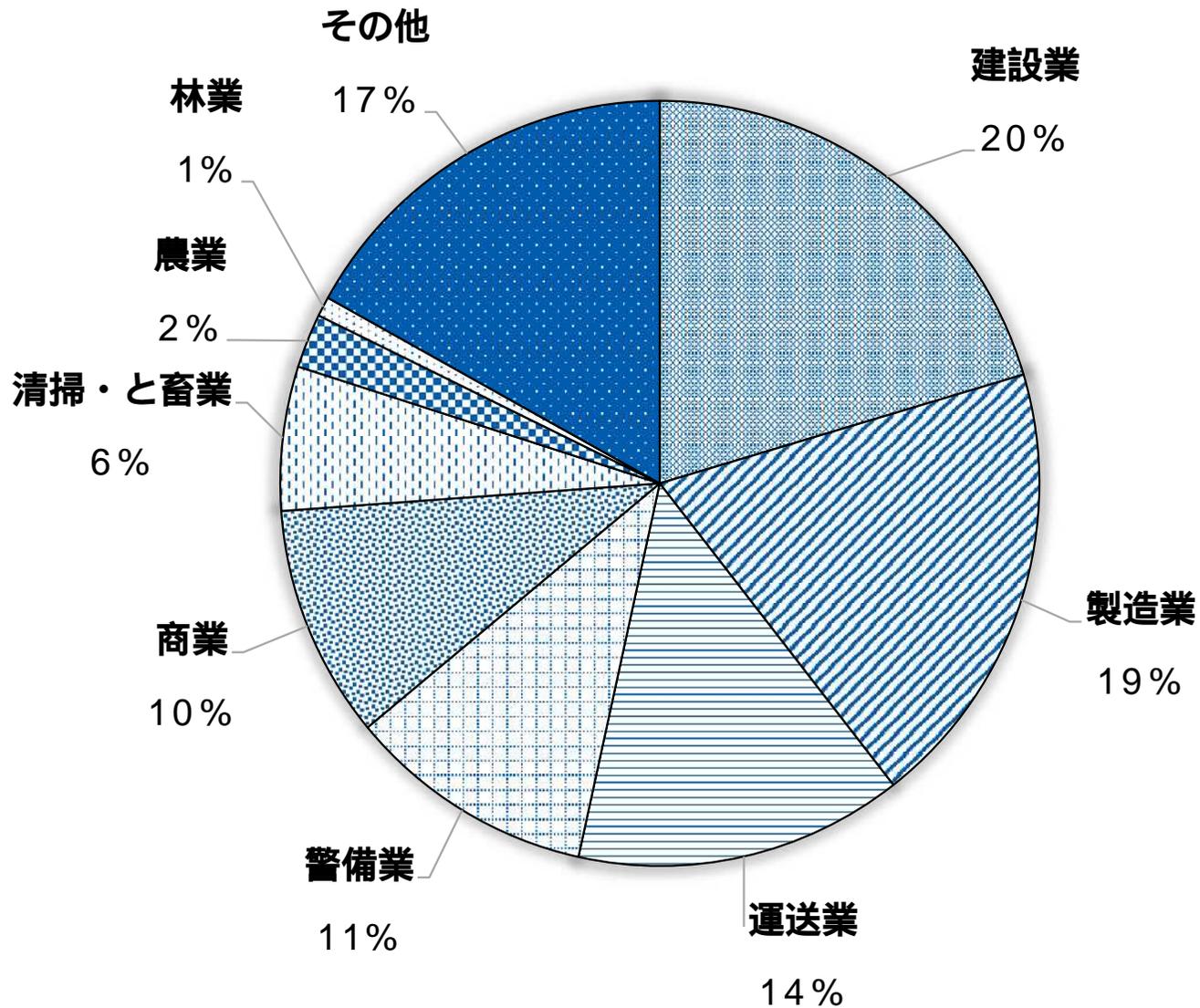
## 職場における熱中症による死傷者数の推移



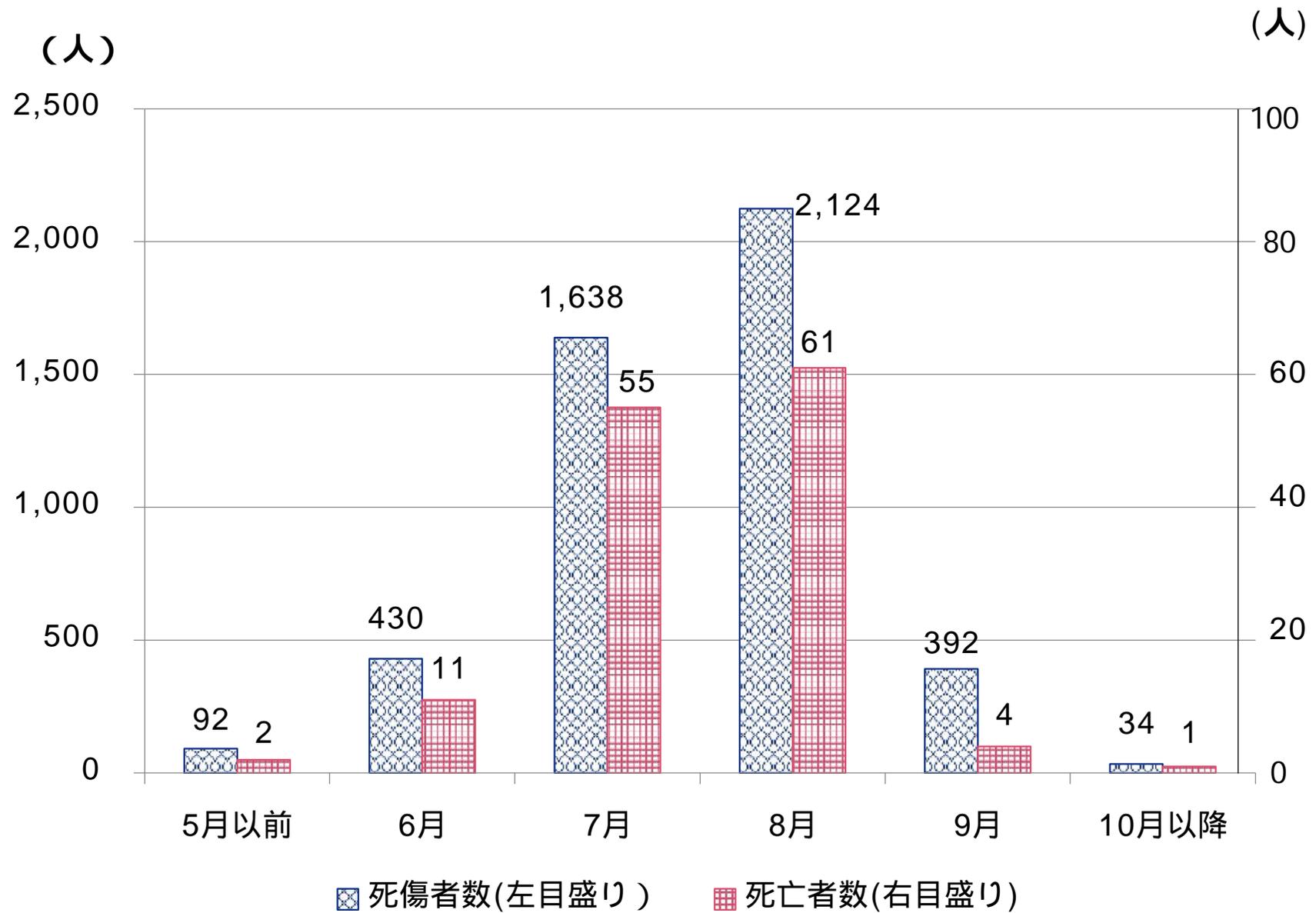
## 夏季（6月から8月）の気温偏差



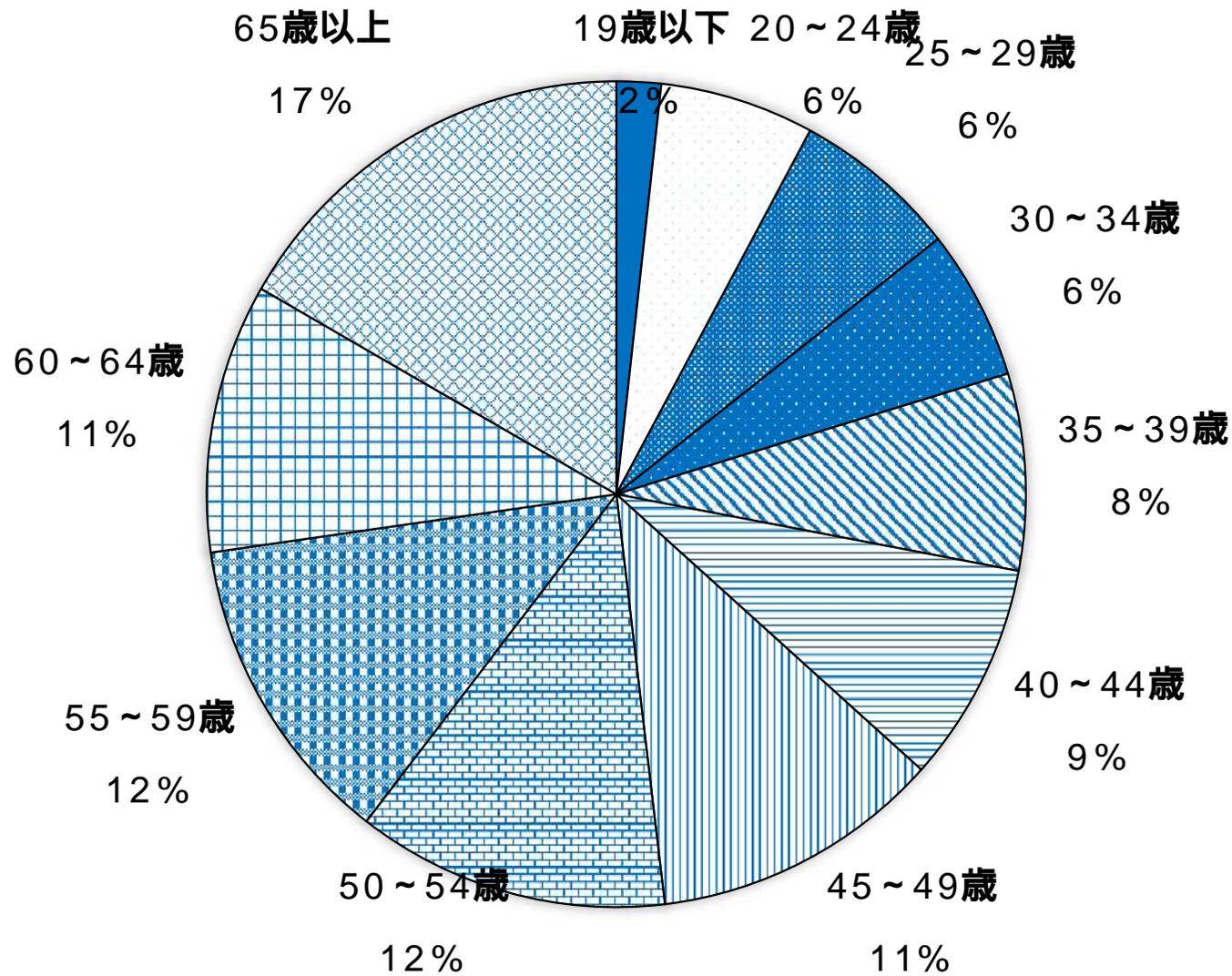
# 熱中症による死傷者数の業種別割合（2020年～2024年計）



# 熱中症による月別死傷者数（2020～2024年計）



# 熱中症による年齢別死傷者数の割合（2020～2024年計）



# 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

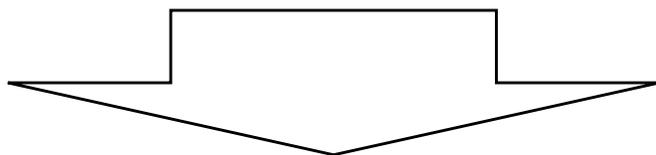
## 職場における熱中症による死亡災害の傾向

死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生

熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍

死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」



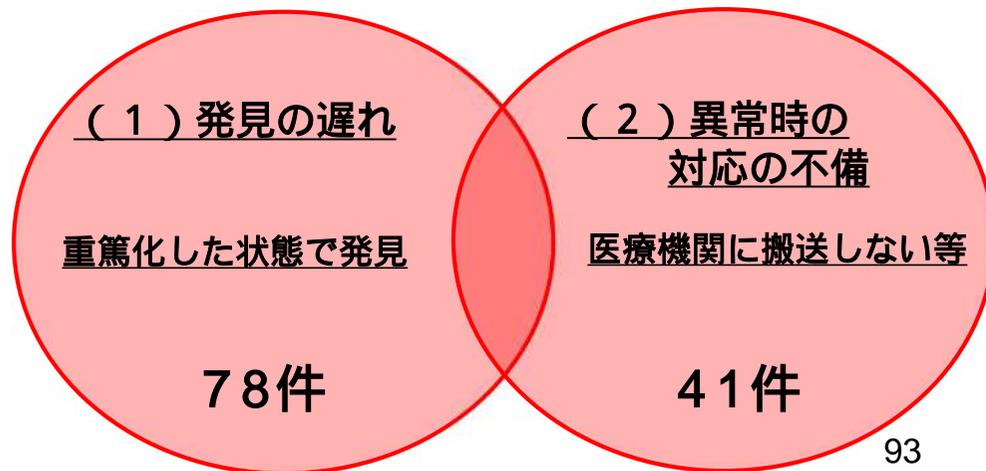
## 早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要

## 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

## 改正の概要

以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（ ）を行う際に、  
「熱中症の自覚症状がある作業者」  
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」  
がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、  
作業からの離脱  
身体の冷却  
必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること  
事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

## 公布日等

（1）公布日 令和7年4月15日

（2）施行日 令和7年6月1日

# 熱中症の症状の例

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、  
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも  
初期症状

何となく  
体調が悪い

すぐに  
疲れる

あの人、  
ちょっとヘン

イライラしている

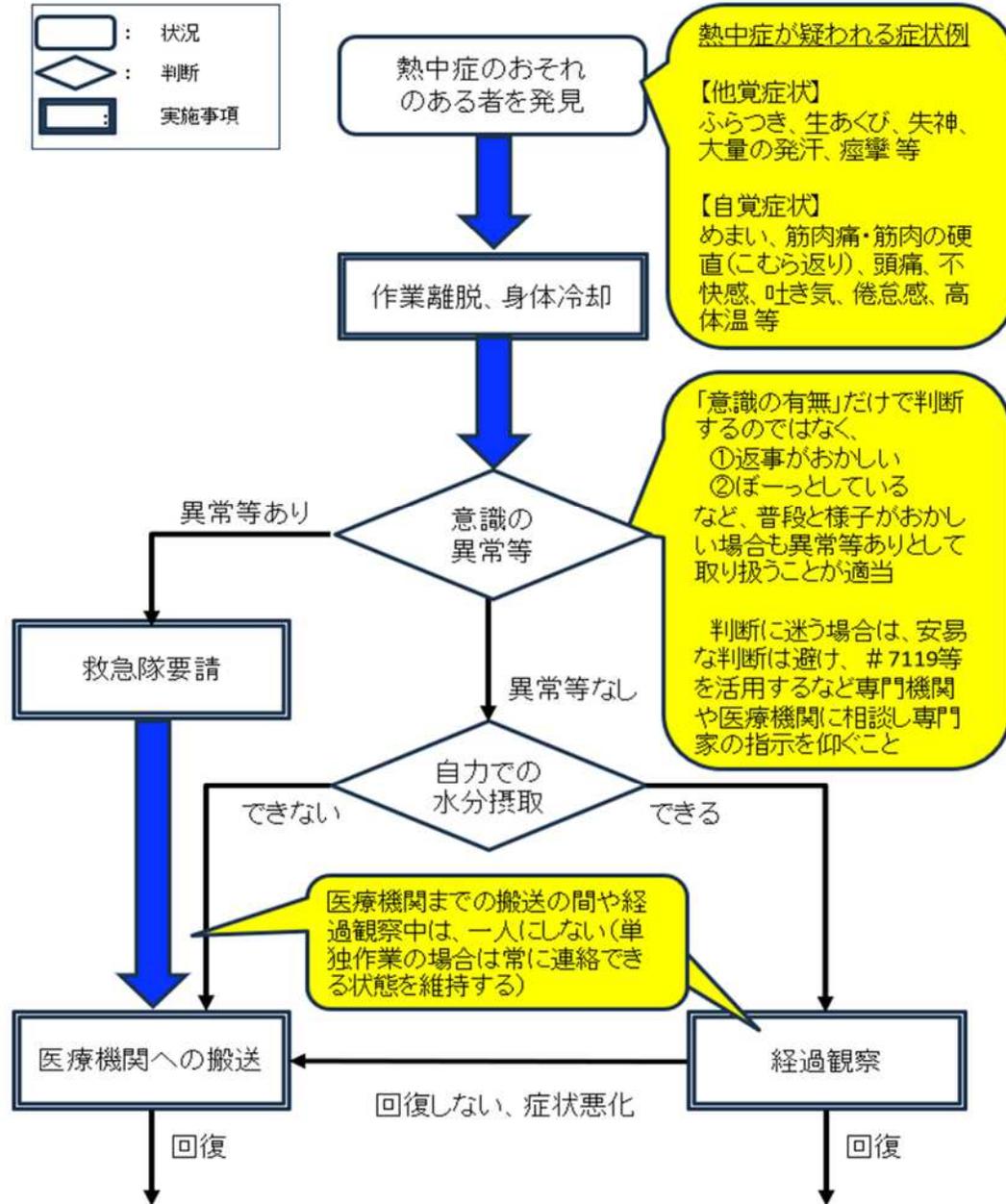
フラフラしている

呼びかけに反応しない

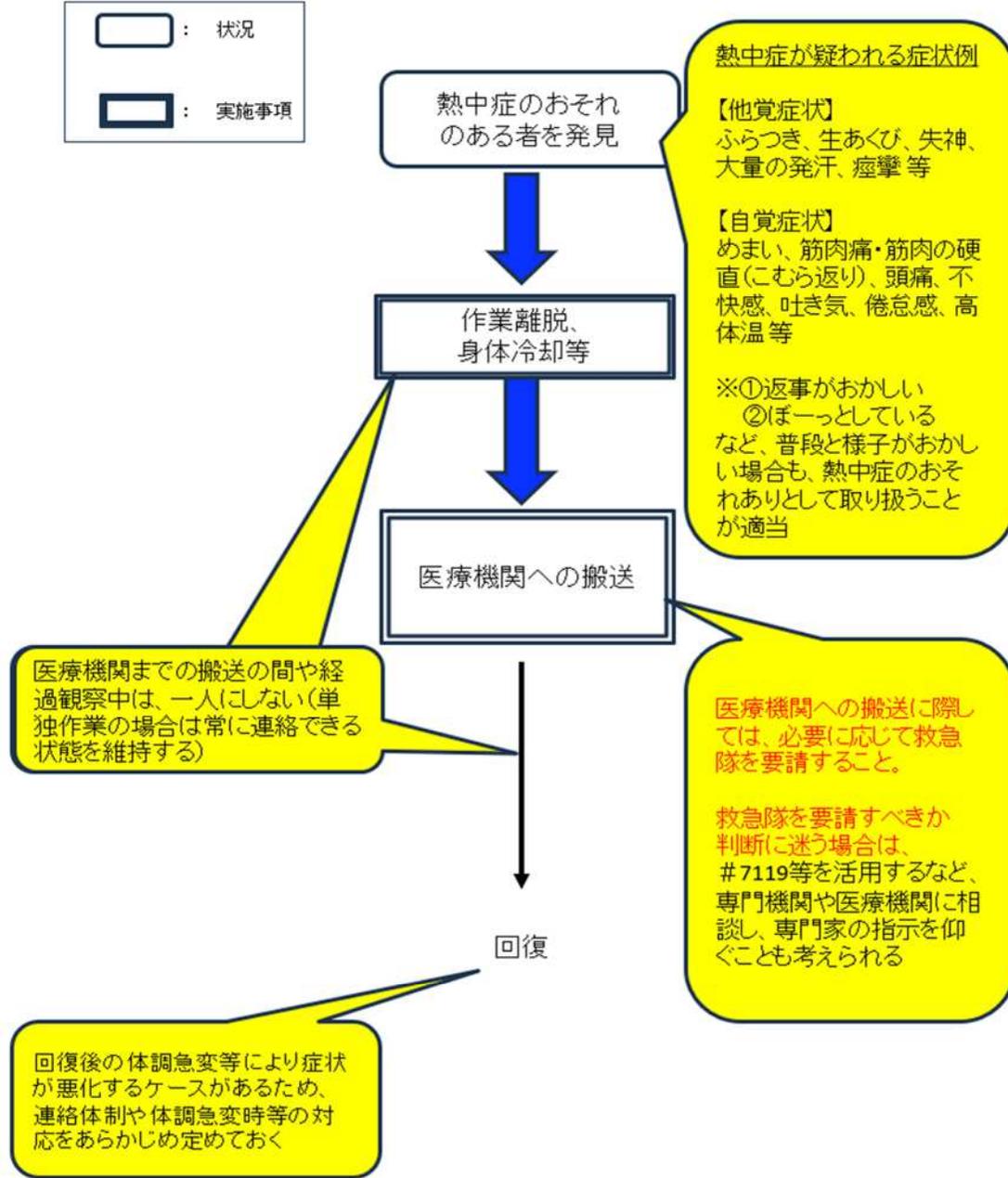
ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図例）



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく



# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。

←キャンペーン実施要項  
キャンペーン期間  
4月 5月 6月 7月 8月 9月  
準備 重点取組

## 準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

- 労働衛生管理体制の確立**  
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
- 暑さ指数 (WBGT) の把握の準備**  
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
- 作業計画の策定**  
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
- 設備対策の検討**  
暑さ指数低減のための簡易な屋根、送風または冷房設備、散水設備の設置を検討
- 休憩場所の確保の検討**  
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
- 服装の検討**  
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
- 教育研修の実施** カイド・教育動画 e-learning  
管理者、労働者に対する教育を実施
- 緊急時の対応の事前確認**  
緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国労働安全協会  
【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係者等（予定）

## キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**  
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

- 暑さ指数の低減**  
準備期間に検討した設備対策を実施
- 休憩場所の整備**  
準備期間に検討した休憩場所を設置
- 服装**  
準備期間に検討した服装を着用
- 作業時間の短縮**  
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ブレクーリング**  
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取**  
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- 暑熱順化への対応**  
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整  
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
- 健康診断結果に基づく対応**  
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- 日常の健康管理**  
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- 作業中の労働者の健康状態の確認**  
監視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を相まさせる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**  
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異常を察したら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を止め、**全身を濡らして送風**することにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

## 重点取組期間 7月 にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、監視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請



# 職場における熱中症予防に関するポータルサイト



HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

> 新着情報 > サイトマップ > お問い合わせ

## 学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



### 中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

目次	
1. 熱中症から命を守る	114
2. 熱中症の危険な状況とは	115
3. 熱中症の予防対策とは	116
4. 熱中症の発生時の対応とは	117
5. 熱中症の発生防止対策とは	118
6. 熱中症の発生防止対策とは	119
7. 熱中症の発生防止対策とは	120
8. 熱中症の発生防止対策とは	121
9. 熱中症の発生防止対策とは	122
10. 熱中症の発生防止対策とは	123
11. 熱中症の発生防止対策とは	124
12. 熱中症の発生防止対策とは	125
13. 熱中症の発生防止対策とは	126
14. 熱中症の発生防止対策とは	127
15. 熱中症の発生防止対策とは	128
16. 熱中症の発生防止対策とは	129
17. 熱中症の発生防止対策とは	130
18. 熱中症の発生防止対策とは	131
19. 熱中症の発生防止対策とは	132
20. 熱中症の発生防止対策とは	133
21. 熱中症の発生防止対策とは	134
22. 熱中症の発生防止対策とは	135
23. 熱中症の発生防止対策とは	136
24. 熱中症の発生防止対策とは	137
25. 熱中症の発生防止対策とは	138
26. 熱中症の発生防止対策とは	139
27. 熱中症の発生防止対策とは	140
28. 熱中症の発生防止対策とは	141
29. 熱中症の発生防止対策とは	142
30. 熱中症の発生防止対策とは	143
31. 熱中症の発生防止対策とは	144
32. 熱中症の発生防止対策とは	145
33. 熱中症の発生防止対策とは	146
34. 熱中症の発生防止対策とは	147
35. 熱中症の発生防止対策とは	148
36. 熱中症の発生防止対策とは	149
37. 熱中症の発生防止対策とは	150
38. 熱中症の発生防止対策とは	151
39. 熱中症の発生防止対策とは	152
40. 熱中症の発生防止対策とは	153
41. 熱中症の発生防止対策とは	154
42. 熱中症の発生防止対策とは	155
43. 熱中症の発生防止対策とは	156
44. 熱中症の発生防止対策とは	157
45. 熱中症の発生防止対策とは	158
46. 熱中症の発生防止対策とは	159
47. 熱中症の発生防止対策とは	160
48. 熱中症の発生防止対策とは	161
49. 熱中症の発生防止対策とは	162
50. 熱中症の発生防止対策とは	163
51. 熱中症の発生防止対策とは	164
52. 熱中症の発生防止対策とは	165
53. 熱中症の発生防止対策とは	166
54. 熱中症の発生防止対策とは	167
55. 熱中症の発生防止対策とは	168
56. 熱中症の発生防止対策とは	169
57. 熱中症の発生防止対策とは	170
58. 熱中症の発生防止対策とは	171
59. 熱中症の発生防止対策とは	172
60. 熱中症の発生防止対策とは	173
61. 熱中症の発生防止対策とは	174
62. 熱中症の発生防止対策とは	175
63. 熱中症の発生防止対策とは	176
64. 熱中症の発生防止対策とは	177
65. 熱中症の発生防止対策とは	178
66. 熱中症の発生防止対策とは	179
67. 熱中症の発生防止対策とは	180
68. 熱中症の発生防止対策とは	181
69. 熱中症の発生防止対策とは	182
70. 熱中症の発生防止対策とは	183
71. 熱中症の発生防止対策とは	184
72. 熱中症の発生防止対策とは	185
73. 熱中症の発生防止対策とは	186
74. 熱中症の発生防止対策とは	187
75. 熱中症の発生防止対策とは	188
76. 熱中症の発生防止対策とは	189
77. 熱中症の発生防止対策とは	190
78. 熱中症の発生防止対策とは	191
79. 熱中症の発生防止対策とは	192
80. 熱中症の発生防止対策とは	193
81. 熱中症の発生防止対策とは	194
82. 熱中症の発生防止対策とは	195
83. 熱中症の発生防止対策とは	196
84. 熱中症の発生防止対策とは	197
85. 熱中症の発生防止対策とは	198
86. 熱中症の発生防止対策とは	199
87. 熱中症の発生防止対策とは	200
88. 熱中症の発生防止対策とは	201
89. 熱中症の発生防止対策とは	202
90. 熱中症の発生防止対策とは	203
91. 熱中症の発生防止対策とは	204
92. 熱中症の発生防止対策とは	205
93. 熱中症の発生防止対策とは	206
94. 熱中症の発生防止対策とは	207
95. 熱中症の発生防止対策とは	208
96. 熱中症の発生防止対策とは	209
97. 熱中症の発生防止対策とは	210
98. 熱中症の発生防止対策とは	211
99. 熱中症の発生防止対策とは	212
100. 熱中症の発生防止対策とは	213

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



## 熱中症を防ぐ

職場における対策マニュアル



- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係**
- 8 その他

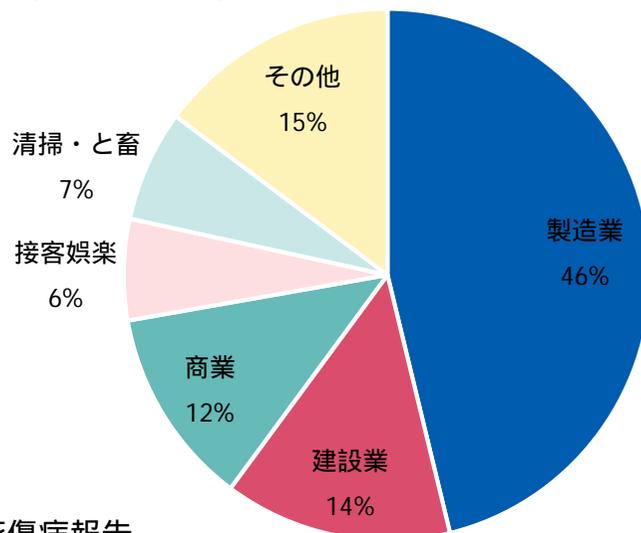
# 職場における化学物質管理の課題

**個別規制の対象外となっている化学物質**による労働災害が全体の**約8割**

< 化学物質による労働災害発生状況（令和3年） >

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
<b>合計</b>	<b>472</b>

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
<b>合計</b>	<b>416</b>	<b>68 (14.8%)</b>	<b>131 (28.5%)</b>	<b>260 (56.6%)</b>

出典：労働者死傷病報告

**化学物質の性状に関連の強い労働災害**（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分**と評価された事業場の割合が増加傾向。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

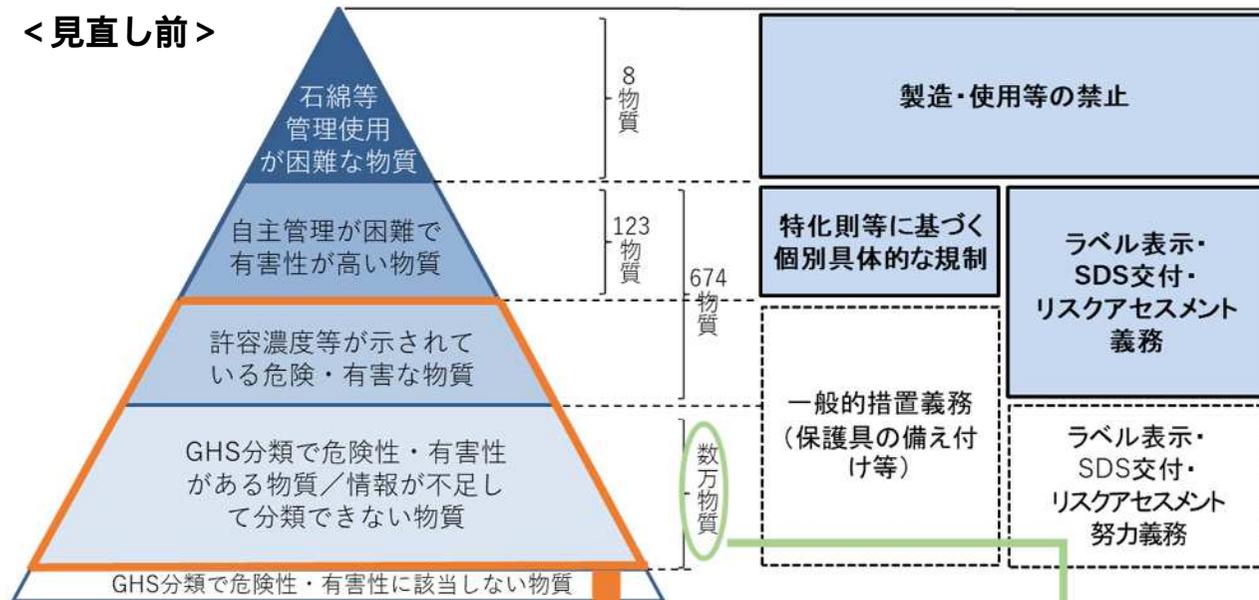


# 労働安全衛生法における新たな化学物質規制の概要

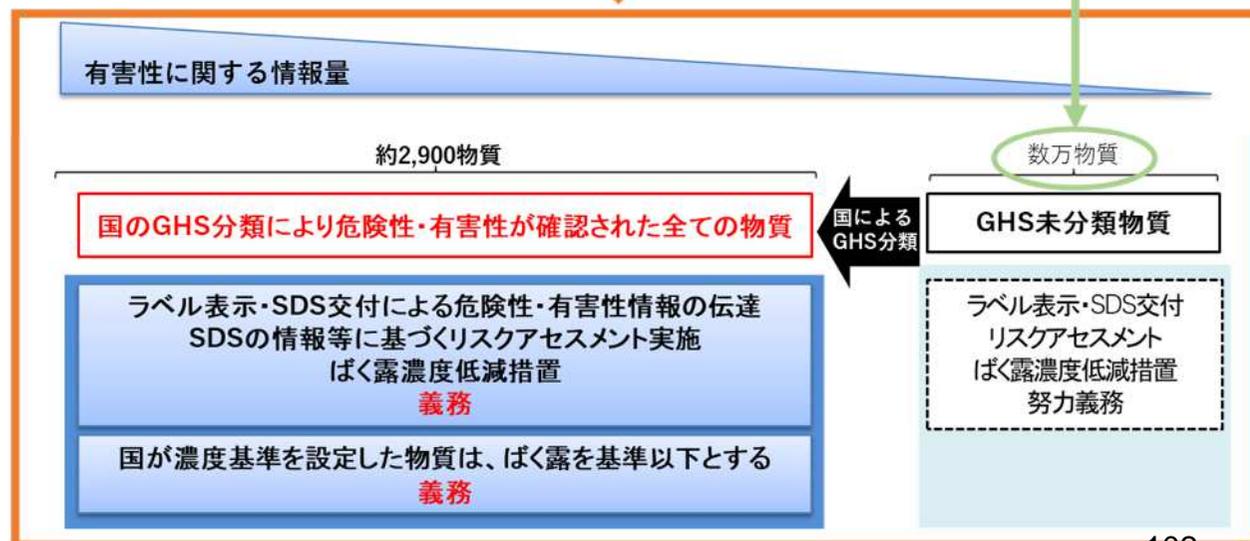
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して  
(特別則で) **個別具体的な規制**を行う方式

特別則で**未規制の物質**  
を主眼として

<見直し前>



<見直し後>



危険性・有害性が確認された**全ての物質を対象**として、以下を事業者に求める。

- **ばく露を最小限**とする（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露の程度を濃度基準以下とする**
- これらを達成するための手段については、**リスクアセスメントの結果等に基づき、事業者が適切に選択する**

# 職場における化学物質規制の見直しについて

(令和4年2月24日、令和4年5月31日公布)

## 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

### 1 リスクアセスメント対象物の拡大

リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を新たに追加（令和5年度までに、令和2年度までに国のGHS分類において危険性・有害性が確認された全ての化学物質が追加された）

R6.4 施行

### 2 事業場における化学物質の管理体制の強化

リスクアセスメント対象物の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化

R6.4 施行

### 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

化学物質のSDS（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

R5.4 施行

R6.4 施行

### 4 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化等

事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）等による自律的な管理や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質管理の強化

R5.4 施行

R6.4 施行

# 職場における化学物質規制の見直しについて

(令和4年2月24日、令和4年5月31日公布)

## 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係(続き)

### 5 化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

R5.4 施行

### 6 化学物質等に係る教育の拡充

雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施の義務付けや、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に「食料品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を追加するなど、化学物質等に係る教育の拡充

R5.4 施行

R6.4 施行

## 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、 特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

### 1 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外

R5.4 施行

### 2 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化

R6.4 施行

### 3 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質(特別管理物質等を除く。)に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

R5.4 施行

# 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止について

- 皮膚等障害化学物質を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者  
不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用：義務（令和6年4月1日～）

## 皮膚等障害化学物質（令和5年8月4日時点）

皮膚刺激性有害物質	皮膚吸収性有害物質
国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで <u>区分1に分類</u> されている物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質
868物質（おおむねCAS番号ベース）	296物質（通達上） 320物質（CAS番号ベース）

皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト  
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について 対象物質の一覧参照  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者  
（ の労働者を除く ）  
保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

# 「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル」について

皮膚等への化学物質のばく露による健康障害を防止するため、令和6年4月から、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときには、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物間は保護眼鏡等、適正な保護具を使用させることとされている（労働安全衛生規則第594条の2等）。厚生労働省では「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル（第1版。令和6年2月）」を作成し周知しており、令和7年3月に同マニュアルを改定し、新たに保護眼鏡や化学防護服の内容を追加している。

## ○化学防護手袋

### 手順2（化学防護手袋のスクリーニング①）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

耐透分類番号	CA#標準番号	物質名称	厚み (mm)	ニトリルA	ニトリルB	ニトリルC	ニトリルD	天然ゴム	フッ素ゴム	...	耐透レベルA (EV0.02)	耐透レベルB (EV0.06)
316,442	100-02-7	p-10/メチルシロキサン	0.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
522	10025-67-9	塩化ビニル	0.2	×	○	○	○	○	○	○	×	○
480	10025-70-2	ポリクロロエチレン	0.3	×	○	○	○	○	○	○	×	○
160	10025-97-3	塩化ポリエチレン	0.45	×	○	○	○	○	○	○	×	○

### 手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

#### スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)	作業分類		
	作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しない想定される作業※3
◎ 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 △ 耐透過性クラス1、2	手を浸漬するなど、 <b>手や腕全体</b> が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で <b>手のひら全体</b> が化学物質に触れる作業等、 <b>化学物質に触れる面積が大きい作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう <b>おそれが高い作業</b> 。	作業分類1以外で、 <b>指先</b> に化学物質に触れる作業や <b>飛沫により液滴が手に触れる作業</b> 等、 <b>手の一部が化学物質に触れる作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう <b>おそれが高い作業</b> 。	化学物質を取り扱うが、 <b>化学物質に触れることは通常想定されない作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 <b>飛沫等がかかるおそれがある作業</b> 。 本分類では <b>化学物質に触れた際はその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する</b> 。
作業時間	240分超	60分超	240分以下
	◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △
	◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △
	◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。  
※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

## ○保護めがね

表6-1 保護めがねの種類

種類	イメージ	特徴
サイドシールド付き スペクトル形 保護めがね		正面と側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがねの、防災用（簡便保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクトル形 （上と側面と両方付き） 保護めがね		正面、上下及び側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがね、防災用（簡便保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクトル形 （側面カバー付き） 保護めがね		フロントフレームに樹脂カバーを付けることで顔のスキマを最小化した保護めがね、防災用（簡便保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクトル形 （オーバーグラス型） 保護めがね		視力矯正めがねの上から着用できる保護めがね、防災用（簡便保護具）と併用することで、より有効に使用できる。

種類	イメージ	特徴
ゴグル形 （クッション材付付可） 保護めがね		顔周りにクッション（フォーム）材を添付している、顔との密着性に際りずまは少ない。作業時の発生する振動、衝撃、飛沫等から眼を保護することができ、化学物質がクッション部に付着、飛散する可能性がある。
ゴグル形 （クッションレス） 保護めがね		フレーム自体に柔軟性のある樹脂材と一体のゴグル形保護めがね、作業時の発生する振動から発生する振動、衝撃、飛沫等から眼を保護することができ、化学物質が顔に付着する。
ゴグル形 （めがね併用可型） 保護めがね		視力矯正めがねの上から着用できるようデザインされたゴグル形保護めがね。
フェイスシールド （保護めがねとの併用後）		フェイスシールドと保護めがねを併用することで、顔全体がカバーされ、化学物質の顔への侵入の可能性を低くすることができる。

## ○化学防護服（保護衣） 部分防護服



図5-3 部分防護服 左から、アームカバー、シューカバー、ガウン、エプロン



図5-4 アームカバー、シューカバー、エプロン着用事例

## 全身防護服

種類	イメージ	特徴
気密型		手、足、顔部を含め全身を防護する服で、顔内部を気密に密着構造の全身化学防護服。 主に気体に対応する（タイプ1）。
無圧型		手、足、顔部を含め全身を防護する服で、外部から顔内部を気密に密着構造の非気密型全身化学防護服。 主に気体に対応する（タイプ2）。
無呼吸型		全身を防護するもので、液体又は粉じん状態の有害化学物質が内部へ侵入しない構造の中心。種類として、液体防護用型（タイプ3）、スプレー防護用型（タイプ4）、浮遊粉じん防護用型（タイプ5） スプレー防護用型（タイプ6）がある。

# 新たな化学物質規制の円滑な施行のための取組み

## 業種別マニュアルの作成

- これまで、建設業における、スラリー状のコンクリートを使用する作業、セメント系粉体取扱い作業、ドア塗装等有機溶剤取扱い作業などに係る化学物質リスク管理マニュアルを作成（令和6年3月）。
- 本年度は、洗浄・殺菌剤、塗料、接着剤を使用する作業について、業種別マニュアルを作成予定。

ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル

作業	スプレー、刷毛又はローラーによる屋内ドア塗装		取扱い会社名		元請会社名		
製品名		メーカー		作業内容		作業期間	
化学物質管理者		選任日		保護具着用管理責任者		選任日	
化学物質名	裏表紙のチェック欄にチェックする。						
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無	【吸入缶】 ・吸入缶は、開封後数日使用する場合は最大で5日間までである。 (メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。) ・使用後は取扱説明書に従い、密閉容器に入れ、冷暗所で保管する。 【防護手袋】 ・使用する手袋は、化学防護手袋とする。選定した化学防護手袋の耐透過性クラスを確認する。						
危険性		燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発のおそれがある。 塗料が、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火するおそれがある。	「リスク低減対策」	(1)換気	(2)マスク	(3)防護手袋を使用しての作業	
有害性	  	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 蒸気を吸入すると、アレルギー喘息または呼吸器困難をおこすおそれがある。 発がん性のおそれがある。 長年にわたる吸入や皮膚からのばく露により、呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。		  			
緊急時の対応	吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。			その他 注意事項	1 酸素欠乏危険場所（密閉空間、地下室等）での作業においては、自給式呼吸器を使用すること。 2 ウレタン・エポキシ樹脂を含む製品には、皮膚感受性、呼吸器感受性があるイソシアネート類が含まれている場合もあるので、保護具の着用に留意する。		
作業内容	作業内容・製品に応じた呼吸用保護具	作業内容	防護手袋	保護眼鏡	保護衣	保護靴	記録欄
刷毛の洗浄 材料の攪拌 (飛沫)	防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 臭いがしたら、安全な場所(換気の良い場所)へ行き、吸入缶を即交換する。(メタノールを含む製品を使用した場合は、吸入缶を再利用してはならない。)		・ニトリルゴム製の手袋を使用する(溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。) ・ただし、洗浄液の中に手を入れる場合は、多層フィルムを下にニトリルゴム製を上を重ねて使用する。	側板(サイドシールド)付き保護眼鏡を使用する。			異常の記録 (保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど) 応急処置の記録等
スプレー塗装	全面形体防じん機能付防毒マスクを推奨する。 臭いがしたら、安全な場所(換気の良い場所)へ行き、吸入缶を即交換する。(メタノールを含む製品を使用した場合は、吸入缶を再利用してはならない。)				皮膚が露出しない服を使用する。 (夏季においては、熱中症対策が必要)	安全靴を使用する。	
刷毛、ローラーでの塗装 (接触)	狭隘な場所、地下室での作業、が含まれる溶剤を使用する場合には、防毒マスク(有機ガス用)を使用する。		・ニトリルゴム製の手袋を使用する(溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。)	上向き作業の場合は側板(サイドシールド)付き保護眼鏡を使用する。			各作業員 全員確認 サイン
だめ直し等少量の溶剤を使用する 塗装 (接触)	臭いがしたら、安全な場所(換気の良い場所)へ行き、吸入缶を即交換する。(メタノールを含む製品を使用した場合は、吸入缶を再利用してはならない。)						
保護具着用管理責任者 (前日までに記入)	を記載	選択したマスクを記載	選択したものを記載	選択したものを記載			
従事する作業内容 (当日記入)	を記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載			元請確認

### <例：建設業リスク管理マニュアル>

対象作業を実際に行う際に使用する製品や、含まれる化学物質名等を化学物質管理者が記載

対象作業で主に使用する製品に含まれる化学物質の危険性・有害性

対象作業のリスク低減対策

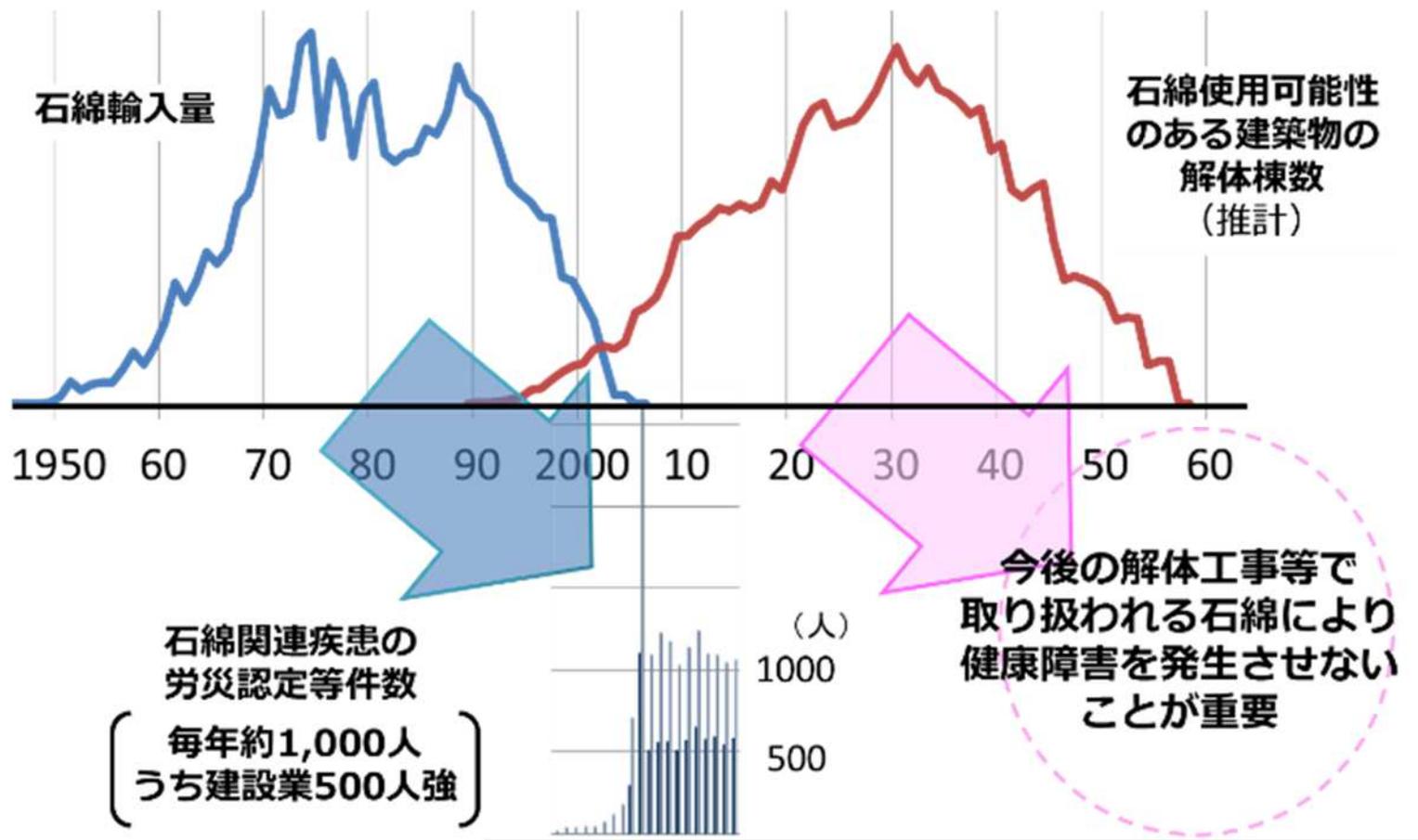
対象作業を構成する個別の作業ごとで使用する保護具

実際に使用する保護具等を保護具着用管理責任者等が記載、実際の作業の記録を職長等が記載

作業記録としても活用可能

\* 有機溶剤中毒予防規則の適用物質  
特定化学物質障害予防規則適用物質  
皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質

# 石綿輸入量と石綿使用建築物解体棟数の推移



# 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

## 事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等による**事前調査（\*1）**を確実に実施。**調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策**を講じる \*1 令和5年10月施行（工作物の事前調査は令和8年1月着工の工事から工作物石綿含有調査者講習等を修了した者による事前調査が義務付けられる。）
- \*2 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る
- ・石綿以外の粉じん作業も含め、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、**呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底**等による自主的取組を推進する



解体する建築物等でアスベストが使用されていないか、必ず調査する必要があります。

	事前の措置	解体作業時の措置	管理
<b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材 	<b>事前調査結果等 ↓ 報告（一定規模以上の工事*1が対象）</b> 計画届 十四日前 作業者に対する特別教育	<b>発生源対策</b> 湿潤化 （石綿等を切断等の方法により除去する作業を行うときは、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置：令和6年4月施行）  <b>ばく露防止対策</b> 呼吸用保護具 保護衣  関係者以外の立入禁止 石綿作業主任者の選任 付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示	保護具等の管理  健康診断  調査結果の3年保存、現場への備え付け  作業状況等の写真等による記録 （3年保存）
<b>レベル2</b> 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 			
けい酸カルシウム板1種 <sup>2</sup> （破砕時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）			
<b>レベル3</b> スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 			

1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事  
 2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 改正労働安全衛生法の概要
- 4 建設業における安全衛生対策（概要）
- 5 安全対策関係
- 6 労働衛生対策関係
- 7 化学物質・石綿対策関係
- 8 その他

# 【お知らせ】令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化 されました

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくとスムーズです。 電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

① 事業の種類

② 被災者の職種

③ 傷病名及び傷病部位

④ 災害発生状況及び原因

⑤ 国籍・地域及び在留資格

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
 (例) 製造業>食品品製造業>水産食品品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
 (例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
 (例) 傷病名: 負傷>切断  
 傷病部位: 頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
 従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

令和7年1月1日から  
労働者死傷病報告の  
電子申請が義務化※  
されます!

「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単!  
労働者死傷病報告等の作成をサポート

時間短縮!  
労働基準監督署に行く手間・時間を短縮可能

郵送料がかからない!  
電子申請のため、郵送料不要

スマートフォン、パソコンから報告可能!  
テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告可能

※電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。  
 ※令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト「帳票入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに電子申請できます。

- ◎ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ◎ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ◎ 定期健康診断結果報告
- ◎ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◎ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ◎ じん肺健康管理実施状況報告
- ◎ 事業の附属寄宿舎内での災害報告

労働者死傷病報告の電子申請に係る厚生労働省特設ページはこちら

厚生労働省 労働安全衛生局 労働基準監督署